

平成18年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成18年6月19日 開会

平成18年6月22日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 9 日

平成18年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成18年6月19日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長の施政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案の採決
- 日程第10 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 松浦隆 | 2番 | 河井淳 |
| 3番 | 望月秀哉 | 4番 | 望月明 |
| 5番 | 芦澤健拓 | 6番 | 上田孝二 |
| 7番 | 福与三郎 | 8番 | 望月寛 |
| 9番 | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 16番 | 近藤康次 |
| 17番 | 笠井万汎 | 18番 | 石部典生 |
| 19番 | 中野恒彦 | 20番 | 松木慶光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3名）

16番 近藤康次
18番 石部典生

17番 笠井万汜

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（23名）

町	長	依田光弥	助	役	野中邑浩										
教	育	長	千頭和英樹	総	務	課	長	片田公夫							
行	政	改	革	室	長	山宮富士男	町	民	課	長	渡辺力				
企	画	財	政	課	長	鈴木高吉	産	業	課	長	遠藤忠				
出	納	室	長	市川忠利	建	設	課	長	伊藤守						
福	祉	保	健	課	長	中澤俊雄	子	育	て	支	援	課	長	赤池和希	
水	道	課	長	井上隆雄	環	境	下	水	道	課	長	佐野雅仁			
下	部	支	所	長	赤池善光	学	校	教	育	課	長	赤池一博			
生	涯	学	習	課	長	佐野治仁	身	延	支	所	長	広島法明			
観	光	課	長	望月治雄	土	地	対	策	課	長	望月和永				
社	協	事	務	局	長	佐野文一	峡	南	衛	生	組	合	所	長	大野久方
富	士	川	地	域	身	延	線	沿	線						
観	光	振	興	協	議	会	柴	原	信	一					

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前10時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

全員、ご起立をお願いします。

朝のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

それでは、会議に先立ちまして、一言、ご理解とご了承を願っておきますが、本議会は委員会主導型であります。今回の提出議案につきましては、内容的に全員審査でもって、審査できる内容ということの中で、特例を用いました。委員会付託は郵政請願のみにしたいと思います。あとは全部、全員審査で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成18年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨の季節、うとうしい日々が続いておりますが、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。また、依田町長におかれましては、昨年6月1日から山梨県町村会会長に就任され、本年5月31日をもちまして、退任されましたが、その間、見識と手腕を発揮し、職務遂行に日々まい進され、県下町村の発展にご尽力くださったことに、深く敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

これから暑さ厳しい夏に向かいますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

16番 近藤康次君

17番 笠井万記君

18番 石部典生君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

会期の日程につきましては、あらかじめ議員全員協議会でご了承を得ておりますが、改めて日程案について、議会運営委員会委員長、笠井万記君より上程いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（笠井万記君）

それでは、議会日程について報告いたします。

皆さんのお手元にあります書面を朗読して、報告に代えます。

去る6月7日、議会運営委員会を開催し、下記のとおり決定したとおりであります。

平成18年身延町議会第2回定例会日程案でございます。
日時、月日、区分、会議時刻、事柄の順に朗読いたします。
(以下、平成18年身延町議会第2回定例会日程案朗読につき省略)
以上であります。

○議長(松木慶光君)

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長、笠井万汎君の上程のとおり、会期は平成18年6月19日から6月22日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成18年6月19日から6月22日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

議会関係の報告を、局長をして報告させます。

局長。

○議会事務局長(深沢茂君)

それでは、議会関係の諸報告を、主なものについて説明いたします。

(議会関係諸報告朗読につき省略)

日程第4 町長の施政報告を行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

皆さん、改めまして、おはようございます。

梅雨のさなかの晴れ間は、ことのほか暑く感じるわけでございますが、議員各位にはご健勝にてご出席、誠にご苦労さまでございます。

先ほど松木議長から、私が1年間、町村会長として務めさせていただいたことにつきまして、ご丁寧なごあいさつを頂戴いたしまして、恐縮をいたしておるところでございます。

昨年の6月1日、任期初日でございますが、分権改革日本の地方六団体によります全国大会が開催されました。最終の、本年の5月31日でございますが、地方自治危機突破総決起大会が、やはり地方六団体によりまして開催され、出席をさせていただいたところでございます。始めと終わりに、二度、任期中に役目を果たさせていただいたわけでございます。1年間の議員の皆さん方の大変なご理解と、そして、またご支援に対しまして、心より感謝を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

それでは、本題に入らせていただきます。

本日、ここに平成18年第2回身延町議会定例会が開会するにあたりまして、提出いたしました議案の概要と、併せて町政の状況と今後の施策の一端について、ご説明をさせていただきます。

町民の皆さんの負託を得て、町長に就任いたしまして1年6カ月。私は政治信条として、清潔・公平・信頼を基本姿勢として、旧町の枠組みにとらわれずに、施策の展開を行ってまいったところでございます。

平成17年度、合併元年はまさに多事多難の年でありましたが、議員各位をはじめ町民の皆さまのご指導、ご協力をいただく中で、その務めを果たしてまいったところであります。そんな合併元年を経まして、平成18年度は改革の年であろうかと思えます。これまで、町民の皆さんと共に築いてまいりました新しいまちづくりを継続しながら、やすらぎと活力ある開かれた町の実現を目指し、未来に向かって、さらに前進をする年にするべく、決意を新たにいたしておるところでございます。

申し上げるまでもございませぬが、5年を超えた小泉首相による構造改革路線で地方分権や三位一体改革など進んでおるところであります。市町村の数は平成の大合併によって1,820と合併前の約6割まで減少し、その反面、深刻な少子高齢化や人口の減少、医療や福祉予算の増大など、さまざまな問題が解決されないまま、格差の拡大、大都市と地方の対立など、新たな課題も出てまいっておるところでございます。

このような状況のもとで、政府は地方自治体の運営に密接に関係する地方交付税の改革や公共事業費の削減をさらに検討、道州制導入などの議論を活発にしておるところであります。

骨太の方針が出される6月から年末にかけて、総額や制度の見直しなど、新たな方針が打ち出される可能性が高まってまいります。

地方交付税をめぐる国の改革論議は、財政再建を優先した削減論が中心で、地方分権の視点を欠いたものであり、まさに地方にとって危機的な状況でございます。これを打破するべく、地方六団体により地方自治危機突破総決起大会が5月31日、東京九段会館で開催されました。

この大会で決議をされましたものにつきまして、少々述べさせていただきますが、1つ、地方分権と理念を国民、国会と広く共有する新地方分権推進法の制定。2といたしまして、国と地方の協議の場の法定化に伴う地方行財政会議の設置。3、地方交付税が地方の固有財産であることを明確にするため、地方共有税とするなど、7項目以上に盛り込んだ意見書を6月7日、内閣および国会に提出をいたしましたところであります。この意見を7月前半にも政府が取りまとめる経済財政運営基本方針、骨太の方針に反映すべきとしているものであります。

意見書は総務大臣へ提出をいたしました。頼みの竹中総務相は人口と面積を基本に配分する新型地方交付税の創設を独自に提言し、走り出してしまっております。竹中総務相は交付税削減を念頭に置いているとみられるだけに、早急に新型交付税の具体的な算定方法や制度設計を示す必要があると、然るべきではないかなと、先行きは誠に複雑・不透明になるばかりでございます。

財政再建にとって、歳出削減は喫緊のテーマであります。だからといって、国の赤字を地方につけまわしてはならないわけでございます。国が一方的に交付税削減など改革案を示すのではなく、国と地方が対等で、かつ責任をもって協議するテーブルを用意し、歳出削減に取り組むのが筋であろうかと思うわけでございます。

秋の任期切れを控え、何かと先送りが目立った小泉首相でございます。地方分権改革に強い関心も意欲もないならば、来月まとめる骨太の方針2006に、無理して交付税改革案などを盛り込む必要はないのではないかと、そんなふうにと考えるとあります。

ポスト小泉政権で、国と地方が一体となって財政再建と地方分権をバランスよく両立させる制度改革の論議を積み重ねる中で、新たな国と地方の形を打ち出してもらいたいと、切に思うところであります。

次に町政の課題等について、申し上げさせていただきます。

まず行政改革の推進であります。3月議会において説明を申し上げました集中改革プランに基づき、意識改革のための職員研修や経費の節減等に鋭意、努力をいたしているところであります。

計画期間が平成17年度からの5年間ということでございますので、現在、平成17年度を検証、集中改革プランの見直しを行っておるところであります。7月には、平成17年度の実績数値を公表するとともに、18年度以降における目標値を定めた第一次改訂版を公表の予定といたしておるところでございます。

行政改革は町政の最重要課題に位置づけ、財政の健全化、住民サービスの向上などのため、さらに積極的に取り組んでいく所存でございます。

次に総合計画についてでございますが、町の行政運営の指針というべき総合計画については、平成17年度初頭から、地域の課題や問題点の把握などのため、アンケート調査の実施、各地域をお尋ねし、ご意見・お考え・ご要望をお伺いするなど、作業を重ねてまいっておりますが、現在、課題整理・分析・解析をおおむね終わらして、素案の取りまとめを行っております。

素案の取りまとめ途中において、議員各位にもいろいろな形でご説明を申し上げ、ご意見・ご提言を拝聴させていただければと思うところでございます。

次に地域防災計画でございますが、災害対策基本法に基づき、平成18年3月に身延町地域防災計画の策定を行ってまいりました。大地震、台風などの災害に関し、町が処理すべき事項や地域の防災機関と一体的に防災活動を効率的に実施し、町民の皆さんの生命・身体・財産を災害から守るための指針というべき、極めて重要な計画でございます。この計画などに基づき、安全・安心なまちづくりに、より一層、意を用いてまいりたいと思っております。

さらに去る6月16日でございますが、峡南地域県民センターにおいて、峡南地域防災連絡会議が設置をされたところでございます。この峡南地域防災連絡会議につきましては、それぞれの町で防災計画が立ち上げをいたしておるところでございますが、近年の大規模災害の教訓から自助・共助・公助のより一層の取り組みが必要であるということから、峡南地域の関係機関が連携し、自助・共助・公助の総合的な推進を図り、地域防災力強化戦略の策定をいたすということでありまして、地域防災力の強化を図るものでございます。

次に児童生徒の登下校時の安全対策についてでございますが、全国各地で下校時に児童生徒が残酷な事件に遭遇をいたしております。子どもたちの通学時の安全確保を図るために、行政・学校・PTA・地域が協力をしながら取り組む必要があります。2月1日から青色パトカー事業、地域の多くの皆さんに参加をいただいております。子ども見守り隊活動の全町への拡大が急速に進められておるところでございます。さらに6月1日からは、スクールガードリーダー制度を立ち上げたところでありますが、より一層の安全確保に努めてまいりたいと存じております。

また、去る6月10日でございますが、身延町青少年育成町民会議の総会がございまして、ご熱心な会員の皆さん方のご提言・ご意見等もお聞かせをいただいたところであります。

次に中部横断自動車道の関係でございますが、六郷インターから富沢インターの間、28キロは新直轄方式が決定されました。これにより、およそ10年後の全線開通のめどがついたということでございますが、引き続き、早期全線開通に向け、努力をいたしていくわけでござい

ますが、現在、国ではインターや道の駅などについて、具体的な位置、構造等の検討を進めておるところであります。より利用しやすく、また身延町にとって、より地域経済の発展が期待できるような計画となるよう、国に働きかけておるところであります。併せて、高速道路開通を視野に入れた地域開発構想、まちづくり構想の推進にも引き続き、鋭意、取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

先ほど、お手元のほうへ、この中部横断自動車道の推進会議の資料をお届けいたしておりますが、このことにつきましては、去る5月9日でございますが、とりあえず国、県、身延町沿線の町村でございますが、一体になって、この推進会議の立ち上げをさせていただきました。その資料をご覧いただければ、中部横断自動車道、増穂以南の推進会議ということで詳しく、資料をお手元はお届けいたしておりますので、どうぞ、ご参考までにご覧をいただければと思うところでございます。

次に下部温泉新源泉の利用計画についてでございますが、平成17年度事業で、新源泉の掘削を進めてまいりました。泉質、温度、量ともにおおむね良好な結果が得られたわけでございます。この泉質につきましては、強アルカリということで、ペーハー9.4でございます、温度が50度、量は毎分400リットルということでございます。今後、利用計画の策定を急ぎまして、早期に送湯管敷設工事に着手をいたしまして、新源泉の早期の利活用を図ってまいりたいと思います。

次に町民予算提案事業でございますが、町民の皆さんに夢と希望を与え、町民の皆さんと町のパートナーシップの構築や町民の皆さんのまちづくりへの参加意欲の向上、さらには自主独立の考えをお持ちいただくため、新しい施策として打ち出したものであります。27件の提案がございました。検討委員会の提言を参考に、4事業の実施を決定いたしました。今後、提案者と詳細を協議しながら、事業を進めてまいりたいなと思っております。

次に平成19年、NHK大河ドラマ「風林火山」放映についてのことで、お話をさせていただきますが、平成19年のNHK大河ドラマ「風林火山」の放映は、山梨の観光振興に大きく貢献することが期待をされるおるところであります。これに合わせ、観光立町を目指す身延町としても、より一層の観光客誘致戦略を考える必要がございますので、大河ドラマ「風林火山」放映を機に、大河ドラマの製作責任者である若泉さんをお招きいたしまして、「風林火山」をテーマといたしまして、講演会開催を計画いたしておるところでございます。この講演会から、身延町の観光振興策の方策を探ってまいりたいなと思っております。

次に平成18年度の各区からの要望対応についてでございますが、町内の各地域から合計、まだ集約しておりませんが、要望をいただいておりますが、大変な数であります。可能な限り、ご要望に沿うよう努力をいたしておるところでございますが、今年度は年度途中で要望に対する処理方針、考え方などについて、各区長に報告をいたすということを、区長会でお話をさせていただきます。

次に水道料金の統一化でございますが、これは先ほどの全員協議会で水道課長から、説明をさせていただいたところでございますが、現在、19年度初頭の料金統一を視野に入れまして、検討を進めておるところでございますが、先の水道運営審議会からの答申をも勘案しながら、統一料金決定に向け、事務作業を進めてまいりたいと思っております。

次に福祉保健課の統合につきましてでございますが、旧町単位で業務を行ってまいりましたが、4月1日から統合し、中富すこやかセンターに福祉保健課を移し、業務を行っておるところで

あります。各支所に保健師を配置いたしておりまして、従前の保健業務機能を残しておりますので、これまでに問題等が起きてはおりませんが、福祉行政が後退をいたしませんように、より一層の努力を進めてまいりたいと存じておるところでございます。

次に、今議会に提案をさせていただきます案件につきましては、お手元にお届けをいたしておりますように、報告第9号、報告第10号、報告第11号、報告第12号、報告第13号、以上が報告事項でございますが、次に議案第71号が平成18年度身延町一般会計補正予算(第2号)についてであります。あと議案第72号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてのほか、含めて10件が各特別会計の補正予算を提案させていただいております。

次に議案第81号は、身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約の一部の変更について、この81号、82号、83号は北小に関わる契約の一部変更でございます。

次に一般会計につきまして、少し、詳細に説明をさせていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたが、国と地方を取り巻く財政状況が大変厳しいことから取り組まれてまいりました三位一体の改革により、この3年間で削減をされた交付税の額は5兆円、国庫補助金の額は4兆円となり、これに対しての税源移譲額は3兆円の措置がされてきたところであります。

地方六団体は三位一体改革後、第二期改革に向けて、真の地方分権推進につながる分権型社会のビジョンを探ろうと、新地方分権構想検討委員会を、今年1月に学識者16名で発足をさせ、今年12月にも最終報告をまとめるところでありますが、6月の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006で、地方財政のあり方が焦点となっているため、緊急に中間報告を取りまとめております。

中間報告は、はじめに分権改革の5つの視点が整備をされました。地方財政自立のための7つの提言と行程表が提案されておるところであります。その中の1つとして、今回、地方交付税を地方共有税に変更する改革案が盛り込まれておるところであります。地方交付税は地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこで生活しても享受できるようにするためのものであり、国税という形で徴収されているものの一部となっております。本来、地方の固有財源であり、また自治体全体で共有している財源であります。

したがって、地方交付税が自治体の連帯と自立の精神に基づくセーフティネットであることを制度上、明確化させる必要があります。そのためには、まず地方交付税は国から地方に交付するものでないことを明らかにするため、その名称を地方共有税に変更すべきと位置づけておるところでございます。

今後、税源移譲による地方税の充実に伴い、地域間の税源の偏在のため、自治体間の財政力格差の拡大が避けられないことから、これを是正するため、地方共有税の財源調整機能はますます重要となってくることが、強調をされているところでございます。

しかし、経済財政諮問会議や財務省などは、歳入歳出一体改革の中心テーマに地方財政計画、地方交付税の圧縮を挙げており、地方財政をめぐる環境は今後も厳しいことが予想されております。

それでは、身延町一般会計補正予算の主なものにつきまして、説明を申し上げたいと存じまず。

今回の補正予算におきましては、一般会計ならびに特別会計において、4月1日の機構改革に伴う組織体制の変更、さらには人事の異動に関わる給与費の補正をさせていただきました。

まず、総務費におきましては文書広報費に身延町CATV、ケーブルテレビジョンの施設整備の主要検討業務にかかる予算、525万円を計上しました。これにつきましては、5年後の2011年には、アナログ放送からデジタル放送に完全移行されることに伴い、施設整備を含め、全般的に検討を行う業務であります。

次に、商工費の観光費に本栖湖富士山展望トイレ建設工事費にかかる予算、3,261万3千円を計上いたしました。これにつきましては本栖湖西岸、中之倉トンネル付近は、逆さ富士撮影ポイントとして、年間、多くの写真愛好家が訪れるなど、観光客への町内観光施設案内も兼ねたトイレを新設するものであります。

次に、土木費の土木総務費に中部横断自動車道の推進業務に資するための予算、800万円を計上いたしました。中部横断自動車道は、年度内には増穂町からの乗り入れが可能になるなど、多くの期待が見込まれているところであります。六郷から富沢間は、新直轄方式により施工が行われることから、町内への観光をも含めた影響度を高めるために、アクセス道路の整備コスト、さらには工事の進捗を進める観点からも残土処理の活用などについて、町として検討を行い、身延町の活性化に結び付けようとするものであります。

次に歳入の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

県支出金としまして、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金1千万円、さらには町債として、過疎対策事業債2,140万円の追加であります。

一般会計につきましては以上でございますが、議案第72号から議案第80号につきましては、特別会計それぞれの案件でございますが、このことにつきましては、省略をさせていただきます。

以上、平成18年度一般会計ならびに特別会計の補正予算について、説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長にさせますので、このことにつきましても、よろしく願いをいたしたいと。

なお、追加提出議案といたしまして、お手元にお届けをいたしております議案第84号 身延町立身延北小学校屋内プール新築建築主体工事請負契約について、議案第85号 財産の取得について、これはポンプ自動車の購入についてでございます。同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これは人事案件でございますが、のちほど、また、提出をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げまして、大変、長くなりましたが、以上をもちまして、私からのごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号））

報告第10号 平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

報告第11号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第12号 平成17年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第13号 平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算について

議案第69号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

- 議案第70号 身延町町営駐車場条例の制定について
- 議案第71号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第72号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第73号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第74号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第75号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第76号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第77号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第78号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第79号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第80号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第81号 身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約の一部変更について
- 議案第82号 身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第83号 身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事請負契約の一部変更について
- 発議第1号 身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について
- 請願第2号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願について
- 以上報告5件、条例関係2件、補正予算関係10件、契約変更3件、発議1件、請願2件、合わせて23件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の説明を行います。

報告第9号から報告第13号および議案第69号から議案第83号まで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

処分事項

平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)

詳細につきましては、のちほど課長から説明をさせていただきます。

報告第10号 平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

詳細につきましては、課長が説明をさせていただきます。

報告第11号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

詳細につきましては、課長から説明をいたします。

報告第12号 平成17年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成17年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

詳細は、課長が説明をさせていただきます。

報告第13号 平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算について
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項で準用する、同令第146条第2項の規定により、平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算について、次のとおり報告する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

詳細は、課長が説明をいたします。

議案第69号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
指定管理者を、次のとおり指定する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

施設の名称、施設の所在地とまいります。

身延駅前しょうにん通り第1駐車場、身延町角打3072番地。

身延駅前しょうにん通り第2駐車場、身延町角打3100番地。

身延駅前しょうにん通り第3駐車場、身延町角打3009番地。

身延駅前しょうにん通り第4駐車場、身延町角打3001番地。

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 身延駅前しょうにん通り駐車場組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3099番地

代表者の氏名 組合長 雨宮民樹

3. 指定の期間

2006年(平成18年)7月1日から2009年(平成21年)3月31日まで

提案理由

身延駅前しょうにん通り町営駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の第26項の規定により、議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第70号 身延町町営駐車場条例の制定について

身延町町営駐車場条例の議案を提出する。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

町営駐車場（身延駅前しょうにん通り駐車場）の管理を指定管理者に行わせることに伴い、身延町営駐車場条例の全部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第71号でございます。

平成18年度身延町一般会計補正予算（第2号）

平成18年度身延町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,845万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,371万9千円とする。

2以降につきましては、省略させていただきます。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第72号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成18年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,370万7千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第73号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成18年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,512万1千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第74号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成18年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,620万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,912万5千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第75号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,258万1千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第76号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,403万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,410万7千円とする。

2は、歳入歳出予算の補正の款項のものですから省略いたします。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第77号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,174万4千円とする。

2は、省略させていただきます。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第78号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,380万5千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第79号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,127万7千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第80号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

平成18年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119万8千円とする。

2は、省略いたします。

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

議案第81号 身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約の一部変更について身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金7億2,261万3,150円

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事について、工事内容の一部を変更するため契約金額を増額する必要が生じた。このため工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第82号 身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事請負契約の一部変更について身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金8,557万9,200円

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事について、工事内容の一部を変更するため契約金額を増額する必要が生じた。このため工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第83号 身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事請負契約の一部変更について

身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金2億7,927万6,900円

平成18年6月19日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事について、工事内容の一部を変更するため契約金額を増額する必要が生じた。このため工事請負契約の一部を変更する議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございますが、詳細につきましては、各担当課長から説明がございますので、よろしくご審議をいただき、ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

詳細説明は、簡潔にお願いいたします。

報告第10号、報告第13号、議案第71号、議案第81号から議案第83号までについて、企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは報告第10号 平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、詳細説明をさせていただきます。

お手元の資料の2枚目をお願いします。

平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この表につきましては、左から款、項、それから事業名、それから金額、翌年度繰越金、また、この財源内容という内容になっております。それから、単位は円でございます。

2款の総務費、1項の総務管理費中の事業名 男女共同参画プラン印刷製本費、この金額につきましては、一応、事業費という理解でよろしいと思います。31万2,375円。これは全額、翌年度繰り越しということになりました。17年から18年度に繰り越しでございます。

財源はご覧のとおりでございます。

なお、一番右の一般財源というのは、いわゆる17年から18年度に繰越金の中に一部含ませておくものでございます。

次に2番目でございます。新泉源掘削工事に伴う温泉利用計画作成業務。これは委託費でございますけれども、210万円を繰り越すものでございます。

次に新泉源掘削工事管理業務であります。やはり委託費でございますが、29万9,250円でございます。

次に新泉源の掘削工事9,030万円のうち、7,224万円を18年度に繰り越しになりました。

次に6款の農林水産業費、1項の農業費、中山間地域総合整備事業負担金であります。2,691万7千円のうち201万4千円を繰り越しになりました。中山間地域総合農地防災事業負担金2,142万2千円のうち、336万1千円が繰り越しでございます。

8款の土木費、1項の土木総務費、道路整備計画業務、委託費でございますが、367万5千円が繰り越しであります。

2項の道路橋梁費、町道田原宮木線道路改良舗装工事、4,717万8,600円のうち3,100万8,600円が繰り越しであります。

町道古関丸畑線、道路改良舗装工事4,876万8,400円中、4,136万8,400円が繰り越しとなりました。合計欄で、翌年度の繰越金の合計が1億5,637万8,625円であります。このうち既収入特定財源であります。これは起債でございますけれども、4,377万2,798円は、すでに起債を借りてございます。それで持ち越すものでございます。

また未収入特定財源については、それぞれの欄に掲げた金額のとおりであります。

一般財源につきましては、1,136万6,577円。これにつきまして、一般会計の繰越金という形になります。繰越金を充てるものでございます。

なお、工事につきましては、一番上にございます印刷製本費の31万2千円。それから下から3つ目の道路整備計画、これの2つの事業が、まだ完成をみておりません。その他につきましては、完成をいたしております。

それから、もう1点。未収入特定財源のその他であります。合計額で7,463万9,250円。これにつきましては、基金の繰入金であります。

次に報告第13号 平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算であります。

やはり2枚目をお願いします。

平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算書の内容でございます。

これは、ご覧のような表し方になっております。

まず6款で、1項農業費について、事業名が古関地内用水路修繕工事につきまして、支出負担行為の額は40万2,150円でありました。財源につきましては、ご覧のとおりですが、このうち全額、翌年度繰越額、40万2,160円を繰り越しになりました。この財源につきましては、そこに記載のとおりであります。

説明欄でございますけれども、町営水道の敷設替えに、不測の日数を要したというようなことで、事故繰の手続きを取らせていただきました。

次に宮木用水路修繕工事であります。中ほどの数字で説明しますが、翌年度繰越額、33万750円あります。度重なる降雨等により、河川が増水、足場工の設置に不測の費用、日数を要したという理由でございます。

3番目あります。常葉東水路改良工事。翌年度繰越額は、358万3,500円です。これにつきましては、既収入の特定財源は、これは県の補助金であります。247万3千円です。理由ですが、人家に接した工事箇所であり、想定以上に配水管、給水管が多数、構造物設置場所にあり、それらの敷設替えに日数を要したという理由でございます。

4番目ですが、東用水路町道横断工事です。47万400円が繰り越しです。町営水道敷設替えに不測の日数を要したためということでございます。

次に出口農道改良工事ですが、85万500円の繰り越しです。工事個所が急峻であり、天候不順、現場への資材搬入に日数を要したということでございます。

次に2項の林業費です。富士見山線、林道改良工事、14の2号個所ですが、繰越額は652万2,200円です。既収入特定財源は、これは起債でございます。586万9,800円です。理由は擁壁工の底張りの際、地下水が湧出し、その処理に日数を要したということでございます。

裏面をお願いします。

8款であります。土木費です。2項道路橋梁費、事業名 町道大道市之瀬線、道路維持工事、その2であります。翌年度繰越額は129万1,500円。地形を精測精査し、工法等、決定に不測の日数を要したためであります。

次に町道本町大庭線道路改良舗装工事、その2であります。翌年度繰越額463万2,150円。既収入特財は460万円、これは起債でございます。東電およびNTT柱の移設に不測の日数を要したという理由でございます。

次に10款であります。教育費。5項で文化振興費、金山博物館展示図録印刷製本費であります。315万円が繰り越しです。展示図録の改定に伴い、展示図録内容確認、調査と全部更正に不測の日数を要したという理由でございます。

合計といたしまして、真ん中の数字でございますが、翌年度の繰越額は2,123万3,150円が事故繰となりました。

特定財源は、先ほど言った、それぞれの理由、それぞれの内容でございます。

持ち越す一般財源といたしましては、829万350円でございます。

なお、工事等の状況でありますけれども、ほとんど完成をしております。

ただ、一番最後の教育費中は、一応6月中の完成を目指しております。

次に議案第71号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第2号)の説明をさせていただきます。

まず地方債の補正をお願いするわけですが、ページ6をお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

変更ということで、起債の目的、過疎対策事業債、変更前が1億8,350万円であります。変更後、2億490万円にいたしたいものでございます。合計欄といたしまして、17億4,160万円が17億6,300万円に変更ということでございます。2,140万円の増額になるわけですが、これは本栖湖への公衆トイレの建設工事を予定いたしておりますが、この財源の一部といたしまして、過疎債を借りるための変更でございます。

次に歳入の説明に移ります。

9ページをお願いします。

まず、歳入の15款県支出金であります。2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額は605万5千円あります。この内容は右の節の欄、また説明欄のとおりであります。この農業費補助金につきましては、JAふじかわで県補助事業といたして、また、歳出で出てまいりますけれども、この事業に対して補助金があるものですが、県が10分の4であります。町は10分の3、支出をいたします。JAは10分の3、支出でございます。

次に林業費の補助金ですが、526万4千円は、これは県費100%で行うものでありますが、森林組合で間伐事業を行うものであります。

次に5目の商工費県補助金です。補正額は1千万円です。観光費の補助金については、そこにございますように、富士の国やまなし観光振興施設整備事業といたしまして、1千万円計上いたしました。本栖湖のトイレの建設工事に伴う補助金であります。補助率が2分の1ということですが、限度額で1千万円ということであります。

次に3項の県委託金、教育費の委託金については64万円です。豊かな体験活動推進事業費委託金といたしまして、久那土小中学校へ18、19年度の指定校ということで、全額、県の委託金でございます。

次に17款の寄附金ですが、2目の指定寄附金といたしまして、150万円。説明欄のとおり、まず上につきましては、灌漑用の用水施設に関わる寄附金50万円については、これは昨年度もございましたが、日軽金から飯富の水利組合へ町経由で補助金がまいりました。飯富の水利組合へ、そのまま出すものであります。歳入欄へ計上いたしました。

次に西嶋小学校整備に関わる寄附金ということで、西嶋小学校出身の川崎市在住の笠井盛男様から100万円をいただいたものであります。

次に18款の繰入金、2項繰入金、7目湯町開発基金繰入金につきましては、11万円。これはまた、歳出で出てまいりますが、新泉源の掘削工事への一部の財源といたしまして、追加をするものであります。

次に裏をお願いします。10ページ。

19款の繰越金ですが、補正額135万3千円です。これは17年度からの繰越金の一部を計上させていただきました。

20款諸支出金のうち、4項1目雑入であります。740万円です。まず14節のコミュニティ助成金240万円につきましては、財団法人 自治総合センターより太鼓等の購入費についての補助ということで、観光費でまた、計上いたしておりますが、いわゆる宝くじの助成金であります。

次に16節の地域資源活用事業費助成金であります。500万円。これは財団法人 地域活性化センターよりエコツアー等のモデルコース作成業務、またマップ印刷等の事業につきまして、やはり宝くじの助成金ということで、500万円をいただくものであります。

21款の町債につきまして、1項8目の商工債といたしまして、2,140万円。これは先ほど出てまいりましたように、本栖湖トイレの財源といたしまして、過疎債を借り入れるものであります。

次のページをお願いします。歳出に移ります。

歳出の説明につきましては、まず、全協でも申しましたが、今回の補正予算の主たる要因といたしましては、人事異動に伴う人件費の計上がそれぞれの款にわたっております。また特別会計にもわたっております。これは2節、3節、4節、それぞれ増減等があったわけですが、これは説明を省かせていただきます。

また、総額といたしまして、この一般会計分の人件費、2節、3節、4節の合計を見ますと、143万3千円の減額になっております。また、一方、特別会計の分といたしましては、2,390万1千円の、やはり減額になりまして、総計で2,533万4千円の、人件費分については減額ということになりました。

説明につきましては、人件費以外の経費の中で、主なるもののみ詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、このページの一番下でございますが、総務費中の一般管理費、補正額は854万1千円でございますが、この中で11節の578万2千円の減額ですが、これについては、次のページの13節、14節、また18節との入れ替えというふうなことで、計上を変えたものでございます。

それから、次のページをお願いします。12ページです。

このページにつきましては、2目の文書広報費1,129万1千円の計上ですが、このうち13節委託料525万円でございます。説明欄のとおり、身延町のCATVの施設整備手法の検討業務ということの委託料でございますが、町営のCATVを地上デジタル放送の開始に向けて、どのように整備していくかということにつきまして、民間企業の参画の可能性も含めて、調査をするものであります。専門のアドバイザーに業務委託をする経費ということで計上させていただきました。

次のページ、13ページですが、4目の企画費です。補正額は1,537万3千円の減額ですが、その節、11節で275万6千円の増額となるわけでございます。この印刷製本費につきましては、エコツアーマップ、また地域資源活用の冊子等の印刷費ということであります。

それから、このページは以上であります。

次の14ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費で、補正額は789万8千円でございますが、7節の賃金126万9千円の増ということでありますが、これは臨時職員の賃金でございます。職員が産休に入るとことで、この代替の臨時職員の賃金、1名分でございます。

それから、次の8項1節下部支所費、補正額は2,455万4千円の増額でございますが、そのうち7の賃金87万円でございますが、この内容につきましては、古閑出張所の職員、傷病休暇ということで、代替の職員を雇うもの、また久那土出張所のパート職員の賃金、この2つの理由によるものであります。

次の16ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額は2,290万6千円ですが、節中の28節繰出金、100万8千円の減額。これは国保特別会計の繰出金の減額ということで、人件費の減によるものであります。

また3目高齢者福祉費2,538万4千円の減額でございますが、やはり28節の繰出金が主な要因でございますが、介護保険特別会計、また介護サービス事業特別会計のそれぞれ増減額があります。人件費に伴うものが、主な内容でございます。一部事務費等の補正もございます。

また4目の老人医療費、減額149万2千円。これは右の説明のとおり、老人保健特別会計、人件費分の減額でございます。

次に19ページをお願いします。

19ページの3項、これは衛生費中ですが、3項1目簡易水道運営費で、978万5千円の増額でございますが、これは身延町簡易水道事業特別会計への繰出金の増額ということであります。内容的には人件費の減分もあるわけでございますが、一部事業費の増がございまして、差し引きで978万5千円の追加という形になりました。内容につきましては、特別会計で担当のほうから申し上げます。

次に20ページをお願いします。

6目の農林水産業費中の1項3目農業振興費ですが、200万4千円の増額です。これは19節の負担金補助及び交付金が188万4千円の追加ということでありま

す。まず1つは、飯富水利組合へ50万円、それから水田農業構造改善対策事業補助金ということで、JAふじかわへ補助金を出すものでありますが、ふじかわでは備品購入ということで、味噌豆すり機、また樽の運搬機、さらには直売所のケース等を購入するというこ

とで、この費用の補助であります。総事業費が197万8千円であります。10分の7に値する金額を、この歳出で出すわけでありま

すが、このうち10分の4は県の補助金としてまいるものでござい

ます。次に、その下の林業費であります。2目の林業振興費526万4千円であります。これは19節で計上のとおりであります。森林組合の間伐事業への交付金ということで、全額、県費でござい

ます。次に21ページですが、商工費、2項1目観光費ですが、3,087万4千円の増額であります。このうち11節の需用費240万円、消耗品とござい

ますが、これは一般コミュニティー事業、歳入でも申しましたが、太鼓等の購入費ということで、一般コミュニティー助成事業といたして、購入するものでござい

ます。次に22ページをお願いします。

下水道費中の1目下水道総務費であります。減額167万5千円です。これは記載のとおり、28節で、記載のとおり、それぞれ特別会計を減額するものであり

ます。次に23ページ。

9款消防費、1項1目非常備消防費、補正額134万6千円でありますが、このうち15節の工事請負費、これは機庫の解体工事とござい

ますが、下部湯町の鉄骨2階造りの延べ33平方メートル、1棟につきまして、取り壊し撤去する費用の計上

でござい

すが、旧身延地区の小田船原集落公民館の屋根塗装整備工事の補助金として50万円。また、旧中富の久成集落公民館の厨房増築、また屋根の塗装整備工事についての補助金90万円、それぞれの計上であります。補助率については、3分の1でございます。

28ページをお願いします。

3目の金山博物館運営費であります。補正額1,439万5千円の増額ということですが、このうち7節の賃金154万7千円。臨時職員1名について、9カ月分、追加計上という形でございます。

それから、その次のページの総合文化会館の管理費でございますが、補正額は313万9千円です。この説明の中の、7の賃金についても、108万円。パート1名について、やはり9カ月分、ホール関係の臨時パートという形で、必要額を計上させていただきました。

また、11節需用費については、157万円の修繕料でございますが、舞台照明設備、また空調等の修理代でございます。

以上、主なものでありましたけれども、金額の大きなものを中心に説明をさせていただきました。

次に議案第81号から83号まで、説明させていただきます。

まず議案第81号ですが、身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約の一部変更であります。

これにつきましては、昨年、平成17年の7月の議会で議決をいただきました請負契約の締結の案件について、金額の増額をさせていただきたいというものであります。

契約の相手方につきましては、早野組・長田組共同企業体でございます。

変更前が7億1,400万円でありました。今回、7億2,261万3,150円にしたいということで、差額については861万3,150円の増額になるわけであります。

主な変更の内容でありますけれども、基礎支柱盤の確認試験。また、基礎コンクリートの追加。それから、トイレブースの出入り口ドアの変更。それからコンピューター室の収納戸棚の増設。それから暗幕等の追加などによる増額ということであります。

それが、内容であります。

それから議案第82号でございますけど、身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事請負契約の一部変更についてでございます。

これにつきましては、契約の相手方については株式会社 若尾電気であります。

変更前が8,373万7,500円でありました。今回、8,557万9,200円ということで、差し引き184万1,700円の増額になります。

この内容は教室の照明器具の配置交換、またコンセント・スイッチ等の増設、また位置の変更、分電盤の改造等の費用が増額になったものでございます。

次に、議案第83号の説明をさせていただきます。

身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事請負契約の一部変更についてでございますが、契約の相手方は三井建設工業・宝建設共同企業体であります。

変更前が2億7,825万円でございます。今回、2億7,927万6,900円ということで、差し引き102万6,900円の増額になります。

内容につきましては、ステージの中心幕を追加すること、また地盤試験、また基礎コンクリートの追加費用等が内容でございます。

以上、補足説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に報告第11号、議案第76号について。

水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは水道課から、報告第11号について、補足説明をさせていただきます。

2枚目をお願いいたします。

平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これは2款の水道事業費でございます。事業名が下水道工事負担金、括弧書きに東部簡易水道導配水管敷設工事負担金ということでございまして、水道工事を下水道工事業に委託したものでございます。その委託金額が4,643万円。そのうち翌年度、17年度、18年度へ繰り越したものが1,104万4,622円でございます。

財源としまして、左の財源内訳のところでございますけど、既収入特定財源ということで、819万8,622円。これは起債と一般会計からの繰入金となっております。それから未収入の特定財源が国・県支出金、いわゆる国庫補助金でございます。工事のほうは、すでに完了済みでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第76号について、補足説明をさせていただきます。

今回の主な補正でございますけど、4月の職員人事異動に伴う人件費と現在、身延・下部・中富地区の3地区におきまして、水道の敷設整備事業を行っておりますが、今年度につきましては、事業費にかかる補助の割り当てが、当初要望額より上乗せとなって、この4月3日に県のほうから内示されました。それに伴う建設費の補正でございます。

次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。

まず第1表の歳入歳出予算補正のところの、3ページの歳出から説明をさせていただきます。

歳出の1款でございます。水道維持費でございますけど、これにつきましては、人事異動に伴います人件費の補正でございます。補正額が134万1千円の増額でございます。人件費でありますので、説明のほうは省略させていただきます。

次に水道事業費でございますけど、今回、補正をお願いする額が6,269万8千円の増でございます。その内容といたしましては、1項の簡易水道総務費でございますけど、これは人事異動に伴う人件費でございます。281万2千円の減でございます。

次にございます2項、3項、4項につきましては、事業費の補助の割り当てが増となったことによりまして、それぞれの建設費が増額となったものでございます。

2項の身延簡易水道建設費につきまして、工事にかかる費用でございますけど、3,623万5千円の増。

次の3項下部簡易水道建設費でございますが、1,088万5千円の増。

4項の中富簡易水道建設費ですが、1,839万円の増でございます。

続きまして、3款の公債費でございますが、公債費につきましては、財源の組み替えでございますので、増減はございません。

歳出の補正額でございますが、合計6,403万9千円でございます。

次に財源となります歳入について、説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

歳入の1款でございますが、水道事業収入、これは水道料でございますけど、補正額が6万1千円。これは維持費のほうへ充当されます。

4款の国庫支出金、1項の国庫補助金でございますが、これが国の内示によりまして、1,819万3千円の増額ということで内示を受けましたので、その増ということでございます。したがって、事業に関わる事業費が膨らむということで、5款の繰入金、1項の一般会計繰入金が978万5千円。これは主に建設費のほうへ充当されます。

続きまして、8款の町債でございますけど、これは簡易水道事業債と過疎対策事業債、3,600万円、建設費のほうへ充当させていただきます。

歳入の合計が6,403万9千円でございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページでございますが、第2表 地方債の補正でございます。

先に説明させていただきました、建設事業費の増額に伴うものでございまして、補正前の簡易水道事業債、過疎対策事業債、合計3億4,200万円へ3,600万円を増額いたしまして、3億7,800万円に変更させていただくものでございます。

以上、雑駁でございますけど、説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては7ページ以降でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次に報告第12号について。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

報告第12号について、説明いたします。

平成17年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、款の下水道事業費、項の事業費でございますが、財政課長が申しましたとおり、金額については事業費等をもって説明したいと思います。

11件ございまして、そのうちの工事費が9件、委託関係が2件ございます。それで17の2工区の3,976万6,550円に対して、翌年度繰越額が1,086万6,550円。これ以外は全部完成しておりますので、総額で説明いたします。

金額が2億3,449万3,120円。繰越額が9,788万3,120円。既収入特定財源が1,679万260円。国庫支出金が4,144万8,238円。地方債が2,860万円。その他として1,104万4,622円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第70号について。

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

議案第70号 身延町町営駐車場条例の制定についての補足説明をいたします。

現状、身延町町営駐車場条例と身延駅前しょうにん通り町営駐車場条例の2つがございます。

1つの身延町町営駐車場条例のほうは、身延山駐車場と総門駐車場の2カ所を時間で駐車料金の徴収で運営をしているものでございますが、すでに旧町のとくに指定管理者制度を取り上げてありますので、門前町駐車場管理組合で、すでに管理者制度へ行ってあります。

次に身延駅前しょうにん通り町営駐車場につきましては、第1駐車場から第4駐車場までありまして、ここは定期駐車、いわゆる月極の駐車と商店街を利用する買い物客の無料駐車場で運営を行っているものでございます。これは身延駅前しょうにん通り駐車場組合へ、平成8年度より委託で管理してもらっております。

今回、この条例案を提出するにあたりまして、議案第69号でお願いしております、身延駅前しょうにん通り町営駐車場管理委託から指定管理者に指定することに伴い、身延町町営駐車場条例として、2つの条例を一本化し、新たに整備し、全部改正したものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

報告第9号、議案第69号、議案第72号から議案第75号および議案第77号から議案第80号までは、詳細説明は省略いたします。

次に発議第1号について、笠井万沱議員より説明をお願いいたします。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、発議第1号について、朗読をもって説明に代えます。

発議第1号

平成18年6月19日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者	身延町議会議員	笠井万沱
賛成者	〃	伊藤文雄
〃	〃	望月 寛
〃	〃	日向英明
〃	〃	奥村征夫
〃	〃	中野恒彦

身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会議規則第14条の規定により、提出をいたします。

提案理由

分権時代における地方議会の活性化を考え、何よりもまず大事なものは、その議会を運営する個々の議員が、住民から信託された民主的町政実現において、議会在根幹をなすという認識を持ち、その本来果たすべき機能と役割をこなせるだけの資質を養うことである。

このような21世紀の地方分権時代を迎えて、どのような議会、町議会像が理想的であるかを探るため、特別委員会を設置したいがため、提出をする。

身延町議会活性化等調査検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、身延町議会活性化調査検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 身延町議会活性化等調査検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条および身延町議会委員会条例第5条
3. 目的 (1) 議会構成調査検討
(1) 議会機能調査検討
(1) 財政的機能調査検討
(1) 行政監督機能調査検討
4. 委員の定数 7人
以上であります。

○議長（松木慶光君）

次に請願第1号について。

奥村征夫議員より、説明をお願いいたします。

奥村征夫議員。

○14番議員（奥村征夫君）

それでは、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願の紹介をさせていただきます。

請願人は身延町PTA連合会、校長会、教頭会、山教組南巨摩郡支部中部班、学校事務職員、学校栄養職員等であります。

請願の趣旨は、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

義務教育費国庫負担金について、国庫負担率を2分の1に復元すること。

請願理由は、手元に請願書の写しが配布されておりますとおりでございます。

本議会として、ぜひ、ご議決いただき、現行の教育水準の維持向上を図られ、教育の機会均等が引き続き確保されますよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたく、請願するものであります。

よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に請願第2号について。

渡辺文子議員より、説明をお願いいたします。

渡辺文子議員。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第2号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対をし、中止を求める請願の紹介をさせていただきます。

請願者は、町内の6名から提出をされています。

請願の趣旨ですが、日本郵政公社は来年10月の民営化までに、4,705局の郵便集配局のうち966局の集配業務を近隣の局に統廃合するという、再編計画を打ち出しました。これは郵便集配局を、不採算の過疎地を中心に再編・合理化しようとするものです。本町においても富里、切石、飯富の3つの郵便局が対象となります。

集配局の廃止により、配達区域が広がることによって、配達の遅れ、配達回数の減少、留守のときの再配達が困難になることや、地域で高齢者に声をかけながら集荷する地域密着のサー

ビスに支障が生じ、住民サービスの低下につながります。将来、過疎地の郵便局統合の布石となり、過疎に拍車をかけ、地域間格差を大きく広げることになります。

以上の理由により、本請願を採択し、関係大臣に意見書を提出していただけますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたしますが、その前に事務連絡をいたします。
建設課長が体調が悪いということで、藤田係長が出席しております。

日程第 7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は省略し、議案番号のみにさせていただきます。

報告第 9 号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第 10 号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向英明君。

○9 番議員（日向英明君）

総務管理費の中の事業名 男女共同参画プラン印刷製本費、31万2,375円。予算執行されなかったわけですが、このことについて、少しご説明を求めたいと思うのは、この事業費がいつ計画され、どんなふうな理由で予算化され、こうして残ったのか、そのことを説明願います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

説明をさせていただきます。

男女共同参画プランにつきましては、委員の皆さまの精力的なご協力によりまして、プランの作成を終えているところでございます。

今、ご指摘のプランの印刷製本費でありますけれども、31万円ちょっとでございますけれども、これを早速、印刷をするわけですが、この条例を今、検討をしているところでございまして、その印刷物の中に、この条例も一緒に刷り込みたいというようなことのお思いがありまして、ちょっと遅れているわけでございますが、内容のプラン自体の作成は進んでおるわけでありまして、あとは条例ということで、そのへんをご理解いただきたいと思います。

また、条例につきましては、当然、議会の議決が必要でございますので、その内容が固まり次第、また議員さんのほうにもご相談申し上げたいと、こんなように思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

笠井万沱議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、今、財政課長のほうから説明がありましたけども、報告第10号の中で、今、同僚議員が言いました、男女共同参画プラン製本費の31万2,375円と道路橋梁費3,100万8,600円。この2つが完成をしていないということでありまして、今言った参画共同プランの条例を含めて、この2点、道路橋梁費、これは町道田原宮木線、道路改良舗装工事でありますけども、完成予定日をいつとしているのか、1点だけ、答弁を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

まず、男女共同参画プランの印刷につきましては、11月を予定いたしております。先ほどの質問で、未完の部分は道路総務費の道路整備計画業務委託、この部分が一応12月という予定で、まだ完成をいたしておりませんが、ほかの工事につきましては、完成をいたしてあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第11号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第12号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第13号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

農林水産業費の第1項の宮木用水路修繕工事、それから出口農道改良工事、それから林業費の地下水が湧出しというのと、それから、その件は、なんか天候不順ということで、事故というふうな形でいいのかもしれないんですけど、そのほかのものに関しては、それぞれ調査が不十分

であったり、町営水路敷設替えに不測の日数を要したためとか、あまり事故という感じ、事故というか、その不測の事態によってという感じがしないんですが、こういうものに関しては、それぞれ理由をもう一度、詳しく説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

理由の中の、町営水道の敷設替えに不測の日数を要したというようなことですが、これはその改良工事をするところに、既設の水道の給水管、それから配水管等が走ってしまっていて、それを仮設でもって切り回しとか、それから、その道路の改良の中に付け替えをするのに、ちょっと時間を要したと、そういうような理由でございます。それから、天候もありましたかね・・・。

出口の関係ですが、これも天候の不順というようなことでもって、現場への資材搬入、田んぼですので、ちょっと雨が降るとぬかるんで、資材の搬入にちょっと苦労をしたというようなことでございます。

それから、林業費の富士見山線につきましても、これは路側工事でもって、根継工をやったわけですが、そこにたまたま石積みか、湧水ですね、湧き水のために、下があらわれて流れた個所でございます、やはり工事するときにも、その水が出まして、その処理に、そういう日数を要したと、そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、説明していただいたところは、私は特に、それはしょうがないと。要するに、天候不順等が原因であれば仕方がないし、地下水が湧出したというふうな突然の事態はしょうがないんですけど、町営水道の敷設替えというのは、要するにもともと町営水道がここを通っているよというのが分かっているはずなのに、それなのに、それは考えに入れずに、工事に凶ったのかどうかと、そういうことをお聞きしたいんです。

それから、東電およびN T Tの柱の移設というふうなことですが、これも、そんなことがはじめから分からないのかなというふうな気がするんですけど、そのへんについて、ちょっとお伺いします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

先ほどの質問のほうで、ちょっと取り違ひまして、申し訳ございません。

今の町営水道の敷設替えということでございますけども、当然、町営水道を引いていますから、大体、管がこのへんを走っているということは分かっているわけですが、詳しいところは、そこを掘ってみないと、実際には、どのくらいの深さ、どのくらいの個所というようなことが把握できなかったのと、本管、それから給水管等、ちょっと複雑に走っていたものですから、そのへんがちょっと、専門の水道屋さん、そういう工事をやってもらうわけ

ですけれども、そのへんのところが、ちょっと時間を要したというようなことでもって、4月に
ずれ込むというようなことでもって、繰り越しの手続きをとらせていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第69号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第70号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井万沱議員。

○17番議員（笠井万沱君）

今言いました、議案第69号と70号は関連するわけでありまして、まずはじめに1点
として、今回、指定管理者に指定をするわけでありましてけれども、駐車場を指定管理者に指定
をして、財政的な効果をどのように考えているのか、まず1点だけ、伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

2つとも利益が挙がっております。ゼロではございません。収入を、こちらがもらうような
形になっております。そういうことで、いいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱議員。

○17番議員（笠井万沱君）

当初予算の中で、当初予算の中で、このしょうにん通り、350万円盛ったわけですね。今
年度。一般的に指定管理者に移行して、身延町全体の財政的な効率は、どこにあるかというこ
とを聞きたいんです。例えば350万円を、その管理者の人たちが350万円、管理とは、で
は何ぞや、駐車場の管理とは何をしてもらうのかと、そう言っているんです。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

例えば、ここの駅前の駐車場は、定期の月極の駐車と、それから通勤者の通者料金で運営を
賄っているものなんですけれども、例えば、一般会計のほうに350万円の収入を見込んでいる
わけなんですけれども、それが毎年毎年、そこへ入ってもらって、支出のほうは180万円、今回
180万円ばかり、しょうにん通りを委託するであれば、そちらへそれだけやるお金になって
おります。そんなあれなんですけれども、何をするかと言いますと、定期する駐車が、通勤の方々は、
ここに4つ、駐車場があるわけなんですけれども、定期駐車をいかにもやらないように、4カ所をぐ

るぐるまわって置いている方も何人がいるわけです。それらの管理を、そういうのを見ていただいたり、その4カ所を毎日そうじ、2回まわってもらっております。それから、消し込みです、毎月もらう駐車場の消し込み。それから、もらう人たちの、溜まっている場合ですね、そういうものの集金の事務の関係もやってもらっております。それらをすべて、一緒にしたものを、管理を含めて、やってもらっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱議員。

○17番議員（笠井万沱君）

非常に理解しがたいというか、駐車場、例えば、財政的に効率的に経済効果も含めて、指定管理者をすることによって、町の財政的なものが豊かになるとか、そういう理由がなくて、350万円のうち、今、課長が言うように、180万円で委託するわけですね、180万円で。例えば、ここに条例の中に、今までは、町長の分については、名前を管理者にすべて変えるんだと。料金についても、ここに、例えば定期ですね、一般の人たちは無料なんだけども、いくらいくらと。料金そのものについても、管理者に任せるのか、今度は。そうすると、管理者が例えば1千円だったものが2千円になり、2千円が3千円になると。今の状況が黒字であって、町に黒字の財産が入ってくるのに、そういう状況がいいのかなというような疑問も持つわけがありますけれども、そのへんについて、改めて、もう一度、なぜ委託して、こういう効果があって、こうなんだという部分について、改めて、答弁を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

おそらく、これは職員がやると、こんなに丁寧にはできないと思うんですよね。不正で停める定期利用者が多いと思うんですよ。そういう点で、間近にいる、この組合の方々が見てもらっているのが、一番の条件だと思います。もう少し、人件費も上がると思うんですよね。一応、うちのほうも土地の借地料という中で、それらはもらうように、契約の中にはなっておりますので、すべて、350万円のうち、一応、仮契約の中では収入の40%を土地代金でもらうようになっております。だから、実質的にはこの組合へは、約200万円ぐらいの運営で行ってもらうようになっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱議員。

○17番議員（笠井万沱君）

最後に、質問でないけども、理解が、もし違っていたら、答弁を求めたいわけでありましてけれども、350万円で1年間の予算を立てたと。そのうちの土地の使用代として40%を、この指定管理者の管理者からはいただけますよと。残りの部分については、自由にしてくださいと。料金については、すべて管理者のほうで決めて、今後やっていくんだよというふうに理解していいのか、最後に答弁を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

定期駐車料金については、こちら、町サイドと協定を結んで決めるようになっております。
以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第71号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

2点、お伺いいたします。

まず1点は、12ページの13節、身延町のCATV施設整備手法検討業務について、500万円ほど補正が盛られているんですが、この手法検討、どんなことをされているのか、その内容をお聞きしたい。と申しますのは、町内にたくさんの共聴アンテナで対応してきた部分の集落がたくさんあります。デジタル化に向けて今、どういってお金をかけて、どういふうにやっていったらいいんだろうかで、それらの住民の皆さんは今、対応に苦しんでいると。これは相手がNHKでございますので、そこまでうんぬんということになりますと、町はいろいろなことがあろうかと思いますが、そこにふれない中身で、どんなふうな手法を検討されているのか、お聞きいたします。

もう1点。16ページなんですが、これは児童福祉費の中で、議案説明の中で、給料の部分で、たくさん補正がされているということなんですけど、たまたま児童福祉費の中で、保育所のものが並んでいるわけなんですけど、この保育所については掲載してみると、ずいぶん、給料が増額になっていると、平たい言葉で言うと、そういう形。ここだけ取り上げるとなっている。とすると、ここには高額な職員が異動したのかなと。だけど、どうも保育所というところになると、保育士さんですから、では、保育園の園児が増えたのかなと、いろいろ考えるんですけども、そのへんが分かりませんものですから、その内容を。ここだけが突出して、給料が増えている感じになります。よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは、まず第1点目のページ数で12ページの、いわゆる文書広報費の中の身延町CATV施設の525万円の委託料のことでございますけれども、要するにご承知のように、旧下部地区につきましては、町営でCATV、今も録画中でございますが、CATVを町営でやっているという事実がございます。旧身延、また旧中富については、民間の業者がそれぞれやっていたらっしゃると、こういう現実がございます。

2011年のデジタル化に向けまして、どのような手法がいいのか。また、現実、民間と公設が1町の中に混ざっている中で、どのような形が最もいいのかというようなことを、実は検討するというようなことで、今回、計上をさせていただいたんですが、ちょっと、具体的にいいますと、旧身延、また旧中富につきましては、もうすでに新聞の折り込み等で、町民の皆さま

んもご理解をいただいているかなと思うんですが、民間の事業者の方が引き続いてやっ
ていこうというような意思を見せているところであります。

しかし、旧下部地区につきましては、今の施設が、いわゆるデジタル対応ができないとい
うようなことがございます。または、ただテレビ放映だけでなく、ほかの町のいろんな行事等
も音声でお知らせをしたり、また防災みのぶとの連携があるというようなことで、施設が複雑
になっておるわけでございます。民間の事業者が下部についても、私たちがやってもいいよ
うな動きもあるわけではございますが、今申しましたように、やはり公営で関わる部分
がございまして、手法といたしましては、例えばPFIという手法があるわけではござい
ますが、民間の活力を資金も含めて活用する手法等も、この中に検討の1つとして入れてい
こうかというようなことも、私ども考えております。

しかし、このPFIが一番いい方法なのかということは、まだ、結論が出ておりませんが、
これらを含めて、民間の業者でノウハウを持っておりますので、今回、委託をして、調査を
してみたいということでございます。

1点目は、以上であります。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

4月1日の人事異動によりまして、保育所の中で保育士の異動がありました。それから、新
しく子育て支援課という課ができて、その課の中に、新しい事業と申しますか、業務が増
えました。その関係で、母子福祉、児童福祉、そういった仕事の職員が2名増えたというよ
うなことで、その人事の入れ替えの増になっております。

また、静川保育所の中に、われわれ課長以下、今まで保育課がありましたので、その中に、
われわれの賃金も入っているというふうなことで、静川保育所に2名増えてきたというふうな
ことになります。

さらに、園児の内容を見ますと、乳児が原保育所に2名増えたということで、原保育所に1名
増員になりました。それから久那土保育所で1名減ということで、園児の減少に伴いまして、
1名減ということで、トータルは変わりませんが、内容的にはそういうことになっており
ます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点目のCATVの件、財政課長のご答弁で理解したんですけども、こういうものは、どこ
に業務委託をするのかというのがよく分からないということと、それから民間という呼び方と、
PFIでというのはもともと、これも民間ですし、考えてみると、公共放送みたいな形で、下
部の部分はやっている、これはこれで、現在もそれなりの、非常に町の中の住民に役立って
いるものですから、それでいいんですけども、同じように、中富地区を含めて、身延地区を含
めて、たくさんの自分たちの金で共聴アンテナを立て、やっている方たちは、自分たちでどこ
にも相談することなく、デジタル化の対応を当然、考えるのは当たり前のことと言えば当たり前

で、それでやっている。ただし、どうしていいかわからないではないかと、今やっている。もしかすると、町が全町にわたって、CATVのサービスを将来やるようになるのであれば、金をかけたくないというのが、住民の中にあるわけです。たぶん、そうはならないだろう、そんなことになるのは数年先だろうと。もし、なったにしても数年先だろうと。そういうことなら、そのうちには、だんだん下部のものもなくなっていくのではないかとこの憶測を働かせながら、ここで500万円かけよう、700万円かけようというこの論議を、今、どこでもしている最中なんです、そのへんで、どういう形の調査を依頼しているのかが分かれば、参考になって、そういう方たちにも、私どももアドバイスができるのかなというのがあって聞いたものですから、長くなりましたけども、どういう業務委託、何を調査で500万円かけているのか、1点知りたいということです。

それから2点目の質問でございますけども、この予算書の中では、静川保育所とあるところには、子育て支援課のものも全部含まれているよと、こういうことですね。それは保育所の中の経費ではなくて、子育て支援課が入ってしまっているということですね。前にも、私、申し上げたんですけど、これは切り分けておくべきではないかなと、私は常々、思っていましたので、そのへんを。そうしないと、よく分からないと。保育所にかかる経費と、子育て支援課と、なんだか、どこがどこの仕事をしているのかわからないと、きちっとした明確な経理の内容にはならないんじゃないかと思ひまして、お尋ねしたので、その点2点、簡単でございますけども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

まずNHKの、共聴の受信のことについてでございますけれども、今、議員さんのお住まいの大野もそうでありますが、町内には旧中富地区にも、かなりの個所数がございます。これらの扱いにつきましては、NHKのほうで、直接、地元へ入りまして、デジタル化に向けた対応はどのようにするかというようなことを、今、ご相談中だという情報を聞いております。

もう一つ、醍醐山でアンテナがあるわけでございますが、デジタル化になったときには、その醍醐山の受信アンテナも、今までどおり設置されていくのか、いかないのか。このへんが今、論議がされているようであります。NHKでは、聞くところによりますと、公でやるであれば、NHKは手を引きましょうというようなことも、言っているというようなことも伺っております。町の財政状況、また受信の、難視聴地域のような団体もいくつもあるというようなことを考える中で、やはり民間、NHKも含めた、民間がやっていたらであれば、やはり、それを優先すべきだろうと。

ただ、町内、ほかにもその組合がない、要するにCATVを見ていない。また、その組合にも入っていないところも当然あるわけですね、山間集落には。それらのことはどうしようかという問題は残りますけれども、基本的にはNHKの組合については、そちらのほうでやっていただきたいと、こんなようなことを考えております。

具体的にはまだ、今、相談が始まったばかりだというようなことを聞いておりますので、また、町へもなんらかの相談があるかなというようなことも思っております。

さて、本題の旧下部のCATVをどうしようかという部分であります、この調査の委託につきましては、要するに、例えば、役場の建設にしても、また病院の建設等にしても、今、新

しい法律ができて、PFI法というわけですが、要するに民間の資金を活用して、また公でやるのであれば、いろいろな経費の算出にしても、それぞれ設計委託費、また工事請負費、管理監督費というような形で、それぞれ計上もしたり、また、かかる一般経費などもそれぞれ積算するというようなことで、総体的な事業費はかさむわけでございます。それを民間の活力を導入して実施をしたならば、それらの部分は早くできるし、お金もかからないで済む。また、町としても、いっぺんに大きなお金を出さなくても、10年とか、あるいは15年のスパンでかかる経費を負担していくというような方法があるわけでございます。

ですので、例えば、旧下部のCATV、今現在、見ているわけです。町民の皆さんが、テレビを受信して見ておりますし、また町の情報を、これで受けているわけでございます。この現実があるわけですので、これを、サービスを低下させないような形で、また財政的にもある程度、長期のスパンで計画ができる方策を探ろうということで、今、例えば三菱総研とか、そういう、いろいろな計画づくりの専門家がいらっしゃいますので、そういう方たちに相談を今、しているところであります。どこの形で、どういう委託をしていこうというのは、これからまた、詰める段階でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、予算の組み立ての関係ですので、ちょっと人事担当のほうがいいと思ったんですけど、では私のほうで、ちょっと述べたいと思います。

当初、静川保育所に保育課がありまして、保育業務をしたわけですが、4月1日で、先ほど言いましたように、子育て支援課というふうな新しい課になりまして、職員は2名増えてきたと。その時点で、本来であれば、課目の増設ができるものであれば増設をして、静川保育所をマイナスにして、新しい課目をつくって、その4人のをやればいいわけですが、たまたま、私たち保育所におりましたので、では保育所のほうで、そこへ2人追加して、人件費を増やしたらというふうな安易な考え方を持ちましたので、これは組み替えができることであれば、早急に対応して、9月の補正で、もしできれば対応していきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

今のことでございますけれども、1つの方法とすれば補正で組み直すという点もあるわけですが、今回の補正につきましても、総括的な管理をする、名指しで申し訳ないですが、課長さんとか、あるいはリーダーの皆さんの人件費については、先ほど言いましたように、現在は静川に入っております。合併以来、そうでございますけれども、できましたら、年度途中でも可能ではありますが、年度切り替えのときに、そのような予算の組み立てを財政局としてはしたいわけですが、そんなふうな点も、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

先ほどの穂坂議員の関連なんですけど、文書広報費、委託料ですが、一般質問のほうも出ているようですから、1つだけお尋ねします。これは町とすれば、いつごろ、これに対する方向性を出してくれるのか、その1点だけ伺います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

今回の補正予算を認めていただけるとするならば、早速、この手法の検討を業務委託にかかってまいります。具体的な検討に入りまして、これが、おそらく今年度では終わらないと思うんです。もう1つ、PFIをもし採用していくということになりますと、おそらく来年度についても、この一部の経費についてかかると思います。方向性を今年度、来年度あたりで、来年度といっても、1年間をかけてということではなくて、できる範囲で、早く決めて、今年度、来年度中には方向性を決めていきたいと。

そうしないと施設整備の期間、また民間の導入ということになれば、民間の方たちの動向もあるわけですので、そのへんの時間が、ちょっとかかるなということが予想されますので、今のところ、今年度、また来年度にかけて、具体的なことを進めていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

続きまして、21ページ。観光費。本栖湖のトイレの件ですが、これは大体、先ほどの補足説明の中でもされたわけですが、もう一度、建設場所、それと完成予定はいつなのか。建築構造はどんなふうなものでやるのか。その点について、お尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

これは中之倉の共有地をお願いしてあります。約376平方メートルですけども、その中で150平方メートルばかりが、県の旧の道路の敷地の中へ入っております。そこも申請して借りるつもりです。共有地につきましては、おそらく220平方メートルぐらいを借りるようになると思います。

それから、木造の平屋建てでございます。48.44平方メートルでございますけども、男性用のトイレが2つ、大が1です。女性用が3です。身体障害者用が1です。それから駐車場のスペースとして5台。そのほかに、そこをインフォメーション的に、夏場が一番多いものですから、そこで若干、町の宣伝ができるようにやっていきたいと、そのスペースも、若干、その中にとってあります。それと同時に、建物全体が、あそこは寒いものですから、寒冷地用に設計されております。それから浄化槽につきましては、112人槽ですけども、一般的には20ppmですか、それよりも、それを本栖湖へ、なおかつ環境の難しいところですので、20ppmあればいいわけですけども、もっと三次処理をして、10ppmというものをクリアした浄化槽を設計の中に折り込んであります。

期日は一応、これが通れば7月には、すぐ入れまして、一応、3カ月あればいいんではない

かという中で、一応、10月下旬から11月のはじめを目途に今、やっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

それではページが14ページ、15ページ、総務費の中の臨時職員の賃金ですけど、先ほど財政課長のほうから、理由は産休とか古関および久那土支所のパートさんといいますが、臨職のことでお伺いしました。同じようなことで、28ページ、29ページ。教育費の中にも、154万7千円と、それから総合文化会館、108万円ですかね、これは9カ月の採用ということなんですけど、総体的に眺めてみますと、この18年度当初を盛るときに、このことが考えられなかったかということなんです。さすが、新年度が始まって3カ月の間に、これ4件、合計を足すと476万6千円になるんですよ。こういうことが、まず最初に分かっていないことが不思議でありますので、そのへんの答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

私のほうからは、全体的なお話をさせていただきます。

また個々に、ご指摘のように計上が、今回されておりますので、また個々には個々の理由がございますので、また担当課長からお願いします。

今回、臨時職員の賃金が、ご指摘のとおり目に付く形で計上されたわけですが、臨時職員の賃金、この計上は当初段階で、かなり減らすと申しますか、削減をさせていただいて、合理化できるものはしていこうという合意のもとに、計上がされたところでございます。

しかし、その後、それぞれの現場におきまして、事由といいますが、いろんな事柄が出てまいりまして、それらの対応はしていけないと、現場がまわっていかなというようなことがございました。今回、財政上から言わせていただければ、やむなくということでございますけども、必要最低限の措置はしていかなければならないというふうなことで、計上をさせていただいた経過がございます。

では、また個々の理由は、またそれぞれお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

15ページの下部支所及び出張所費のところの、その他の賃金で87万円の状況を説明いたします。

下部支所には、古関の出張所と久那土の出張所がございます。従来3月までは臨時職員が配置されておりました。4月の人事異動で、正規の職員が配置されました。そのうち、1名の職員につきましては、長期の傷病休暇がございまして、長期的に休んでおりました。当初予算編成時は4月には復帰できるではないかと、こういうふうな予定でございましたけれども、入院が1カ月延びたという状況。

それから、もう1点は5月から、その職員が復帰をしたわけですが、週2回、

リハビリに通院をしなければならないという、こういうふうな状況がございまして、1カ月間は支所の職員、当番をつくって対応いたしましたけども、長期的なりハビリというふうなことで、今回の補正予算に計上させていただきました。

さらに、もう1点は、久那土の出張所は働く婦人の家の職員も兼務をしております。そこで正規の職員1人だけ、あと1人は非常勤で週3日と、こういうような状況でございまして、会議、あるいは講座等があるときには、その従事する職員、そちらのほうにも、ときには出向かなければならない、こういうふうな会議とか、あるいは講座が開設されたときにはパート的に対応でもってお願いをしていくというふうなことで、古関の出張所の関係が31万5千円。それから久那土の出張所のパート的なところが5万4千円。合わせて、今回87万円というふうな、その他の賃金ということで計上させていただきました。

以上のような状況でございます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

14ページの目1戸籍住民基本台帳費にかかる賃金でございます。本課の職員、9月以降、産休を予定しておりまして、それに対する補充、臨時職員の賃金をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

ただいまの質問にお答えします。

ページ28から行います。

28ページ、3目金山博物館運営費中、7節賃金につきまして、154万7千円をお願いするものです。内容につきましては、当館が10周年を迎えまして、当初に比べまして、入場者数がギリ貧という形をとっております。その中で、5月に開催されました「金を化学する」、そういう催しものにつきまして、接客、また、これから行われます、いろんな講座・教室等に対しましての計画等、そういうものを含めます中で、観光立町みのぶを目指す中で、旧下部の湯町の発展を図る中においても、金山博物館の運営に力を入れていきたい、そういう意味も含めまして、今回、館の運営・整備・充実を図るために必要ということで、1名のお願いをするものでございます。

次のページ、28ページ。やはり賃金の108万円につきましては、総合文化会館のホールの、主に舞台装置の機械の操作ということです。これにつきましては、職員がいるわけですけど、どうしても深く、専門的な知識を必要とする部分がありまして、これには非常に安全でスムーズな舞台運営が迫れまして、そういう点からも、ぜひ、その催しが行われるときに限って、専門職をパートで来てもらって、機械の操作をしてもらおうと。これが主な理由でございます。ひとつよろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

産休とか病気とかというのは、これは、言わば計画されていない、突発のことでありますので、それはそれで、ある部分で仕方ないと思うんですけど、私の質問する、主な理由というのは、やはり18年度当初予算の検討の中で、十分検討されて、今の予算がされて、わずか3カ月の中で、今言うとおり、金山博物館の中の154万7千円、あるいはホールの操作、照明ということなんですけども、そういうことが当初予算の中で検討されなくて、わずかの間に補正で出されるというのは、あまりにもちょっと、安易過ぎるではないかと思うわけです。

ついでにとすると、ちょっと言葉が悪いわけですけど、6月の補正予算で計上された臨時の職員の数は何名でしょうか。確か、私の記憶では、昨年の12月31日の日に12名の臨時職員が、言葉としては退職したというんですかね、そんなふうな中で、非常に慣れている人が退職し、あるいはこれが、当然、当初予算の中で検討され、配属しなければならないような場所に慣れない人が行っているかどうか。そんなこともちょっと、考えられるわけですけど、そのへんの答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

お答えします。

確かに日向議員の言われるとおり、当初、予定していました人数は、確かに配属されました。しかし、配属された時点におきまして、長い経験の上に、接客等の行われた、今までの運営がスムーズにいかなかった点、そういう点も反省しまして、今回、来年3月までの間に、現在いる職員の育成も含めた中で、多少なりとも館の運営をよくしようという考えのもとで、願いまするものです。

舞台装置につきましても、やはり職員の配属は、予定の人数をいただきました。しかしながら、危険を伴う機械操作ということで、やはり現の職員では、多少なりとも危険が伴う、そういう意味を含めまして、より安全な運営ということで、今回、願いまするものです。よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

これは財政課長ですかね、6月補正予算で計上された臨時職員の数は分かりますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

私のほうから、ご答弁いたします。

今回、6月補正では町民課1名、下部支所で2名、金山で1名、総合文化会館で1名ということでございます。町民課については1名で、正規職員と同じ勤務日数になっております。それから下部支所については、パート的な職員ということで、週2日、あるいは3日ということでございます。金山についても、やはり一般職員と同じ勤務体制。総合文化会館については、やはり週2日、あるいは3日ということで、パート的な職員ということになるかと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

何点か、質問をさせていただきます。

まず、総務費ですね、11ページ。先ほど、説明がありまして、計上を変えたということで、11節消耗品費、それから14節の使用料及び賃借料ということで、事務機器リース料ということで、かなり高額な減額があるんですけども、この計上を変えたというのは、どんなふうに変えたのか、質問をしたいと思います。

それから、12ページの財産管理費の中で、8節報償費で町有施設点検管理というふうにあるんですけども、補正で出るということは、新しく町有施設が増えたというふうに理解しているんですけども、具体的にどこのどういう施設が増えたのかということをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁をいたします。

11ページから12ページにわたって、減額、あるいは増額がございます。

まず11ページの11の需用費578万2千円、減額でございます。12ページのほうへ入りまして、13の委託料が124万5千円の増。それから14が139万6千円の減。それから備品購入費、18が593万3千円の増でございます。これら、すべて入れ替えでございまして、11と18が入れ替え、13と14が入れ替えということになるかと思っております。

これまで、ご存じのとおり、例規集は例規集という本がございまして、身延町例規集ですが、この例規集を、これまでは業者の方に改定のたびに追録をお願いして、編集をお願いしてきたんですが、今度は自前でやるということになります。そのシステムとかサーバー、ソフトウェア等の購入費を、今までは11の追録代ということでとっておりましたが、今度、機械を購入いたしまして、備品購入でサーバーとシステムのソフトウェアを購入いたしまして、すべて町で例規集を編集・更新するということになります。これを行えば、後年度負担が非常に軽減されるというメリットがございます。ですので、これから作業に取り掛かるわけですが、例規集の現状の追録というのがなくなります。データベース化、あるいは議員さん方には、非常にデータベースでは不便な面もあろうかと思っておりますので、年度当初、コピーをして、1冊お渡しますので、改正のたびに町のほうで追録をいたしますので、そんな格好になるかと思っておりますが、そんなことで、すべての追録業務、更新業務を町がやるということで、減額あるいは増額ということになるかと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは12ページの、財産管理費中の報償費のご質問でございます。

旧身延保健所の土地、それから建物につきまして、山梨県から身延町に無償で譲り渡されました。つい先ほど、土地の登記済みの証書もいただいたところでございまして、一応、現在、町の普通財産というような形で管理をいたしておるわけですが、この分は当初予算で

は計上してございませんでしたので、この8の報償につきましては、とりあえず、ご近所の方にお願いたしまして、建物の安全確認、鍵の点検等をしていただくという、お礼程度の計上でございます。

また、関連をいたしまして、その11節の需用費、光熱水費ですね、この電気料、これについても、保健所関連の町有施設になったということでございます。それから、次のページの12節の役務費手数料等、それから13節の委託料ですね、町有施設の電気保安業務、これについても同じ理由でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

身延保健所、かなり大きな建物ですけれども、どういうふうな利用をされるのか。それから耐震はどういうふうになっているか、教えてください。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

ご心配のとおりでございますが、実は山梨県の建物でございましたが、お聞きしたところ、県の条例、あるいは規則の中で、2階建てというようなことで、耐震の調査はしておらないというようなことをお聞きいたしました。

これをどのような形で使っていくかということは、まだ未定でございますが、とりあえず、建物を譲り受けたという、まだ段階でございますので、庁舎の一部といたしまして使用をしていくということは県へ申しておりますので、具体的にどのような形かというのは、これからでございます。

建物は鉄筋コンクリートで、ちょっと面積が手元がありませんけれども、ご覧のとおり、かなり大きな建物でございます。下は事務室で、ガランとしておるわけですが、2階はかなり小部屋に分かれております。それぞれの検査室とか、またレントゲンの検査室とか、また会議室等がございました。そんな状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

今後、その利用をどういうふうにするかということで、検討されると思いますけれども、いろんな方の知恵を集めて、有意義に利用していただきたいと思います。

続けて15ページですけれども、下部支所ということで、14節ですね。この時期にきて、事務機のリース料が、かなり大きな減額となっておりますけれども、どういう理由なのか、教えてください。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

15ページの使用料及び賃借料の減額の説明でございますけれども、支所の住民サービス係、あるいは久那土、古関出張所、あるいは大型のコピー機、これらが17年度中に、機器の入れ

替えがございまして、当初予算で重複計上をされてしまったということが、その後、発見されたというふうなことで、今回、減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

ダブル計上というのはちょっと、専門家ですから、査定のとときとか、そういうときに分からなかったのかどうか、私はちょっと不思議なんですけども、起きてしまったことですから、十分、そのところは注意していただきたいと思います。

それから23ページ。教育費の中で、小学校費、1節の報償なんですけれども、ここに嘱託医の報酬、それから13節の委託料が増額になっているんですけど、それから14節の事務機のリース料が、これは減額ですね、ここはどうしてなのか教えてください。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

まず1節の報酬であります、13節の委託料と絡んでおりまして、13節の耳鼻科、眼科、薬剤士というものがありますが、これは旧中富では、これまで委託料というようなことで計上されていたわけでありまして、他の旧2町と同様に報酬で支払うというような扱いにさせていただきましたので、耳鼻科、眼科、薬剤士の26万2千円を委託料から減額をさせていただいて、その分を報酬に組み替えをさせていただいたというものであります。

さらに身延地区では、これまで児童の耳鼻科検診というものを行っておりませんでした、今年度から新たに、これを実施したいというようなことで、身延地区4小学校の耳鼻科検診20万円と、先ほど申しました組み替えの分を足していただいて、46万3千円を報酬として計上させていただいたというものであります。

それから、次の24ページの事務機器のリース料であります、教職員が使うものは小学校の管理費、中学校でも中学校の管理費で計上させていただきまして、それから児童生徒が使う分を教育振興費というようなことで、リースをさせていただいていたわけでありまして、旧中富分につきましては、教職員分と児童分を、教育振興費のほうに一括計上させていただいたというようなことで、今、支所の話がありましたけども、合わせて教職員分が、こちらのほうに重複計上してあったということが分かりまして、そちらから400万円を減額するというものであります。

それから、もう一つ、久那土小学校のパソコンのリースが切れたというのが、4万8千円ありますが、それを減額させていただいて、40万4千8千円を今回減額させていただくというものであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

旧中富と身延と下部と、予算計上の形が違うというのが、今、ご説明であったんですけども、そういうのは査定の中で、きちんと統一して出すというのができなかったんでしょうか。今ご

ろになって、この補正で、ここで減額したり、増額したりということ自体、私はちょっと、不思議なんですけれども、それができなかったかどうか。

それから、ここにも事務機リース料のダブル計上がありますよね。これもちょっと、安易ではないかなというふうに思うんですけど、そのこのところ、もう1回、当初の中できちんと、そういうものが把握できなかったのか、査定になっているのかどうなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今、ご質問がありましたように、事実として重複計上がしてあったというようなことで、リース契約を結ぶ際に、もう少し、気をつけるといいますか、予算要求をする際に、もうちょっと気をつけるべきでありましたが、こういうことが、今回も発見をされましたので、以後は、それぞれの節にわたって、こういうことがないように努めていきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

十分、注意していただきたいと思います。

25ページなんですけど、中学校費で、やっぱり、ここに嘱託員の報酬とか、事務機リースとかがあるんですけど、これもそうなのかどうなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

25ページの中学校費の報酬につきましては、先ほど、小学校のときに旧身延の分が新たに耳鼻科検診を導入したということでありますが、中学校においても、新たに耳鼻科の検診を行うための医師の報酬ということで、10万円を計上させていただきました。

それから、14節の使用料及び賃借料の事務機器のリース料であります。やはり、これも小学校と同じでありまして、教職員分と生徒分を教育振興費に計上してあったものが、こちらの管理費のほうにも計上されていたというようなことで、90万円を減額しようというものと、それからあと、久那土中学校のポスター、プリンターのリース切れに伴う減額が5万円。合わせて95万円ということになります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

2点について、お伺いいたします。

まず19ページの、労働費の中の働く婦人の家運営費、この中で、説明の中に特殊建築物定期検査とありますが、これはどのような建物なのか。それと、先ほどちょっと、聞き落としたんですが、商工費の観光費、それから節の11の消耗品費の240万円。この内容について、お伺いします。この2点、ご答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

19ページの働く婦人の家運営費の委託料の特殊建築物の定期検査の関係でございますけれども、鉄筋コンクリート造り2階建てというふうな、働く婦人の家、そこと久那土出張所が、事務室が兼務になってございます。ここは2年に一度、こういうふうな非木の建物につきましては点検をしていかなければならないと、こういうふうな状況でございます。その2年目にあたるというふうなことで、今回、補正計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

これは、先ほど企画財政課長が説明したとおり、自治総合センターで、18年度のコミュニティー事業の助成金でございます。満額の240万円でございます。何をかうかといいますが、伝統行事でもありますけども、身延町の万燈講というのがございますけども、それらに参加するための小太鼓やバチだとか纏、それから祭りの雪駄、シャツ、はちまき、提灯等でございますけども、それらを自治会もそれぞれ区でも出ますので、それらの負担の軽減を図るという意味と、貸し出しをするものの体制を整えたいという形の中で、それを購入いたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

最初の、この特殊建築物定期検査と、この特殊建築物というのは、一般の建築物けれども、いわゆる鉄筋コンクリートだという解釈でよろしいですか。それとも、まるっきり特殊な建物なのかどうか、その点ですね。

それから、今、観光課長からご説明がありました、消耗品の件ですが、コミュニティー事業、いわゆる、身延の万燈講の太鼓を買ったり、備品購入費等がこの金額だというような説明ですが、地域においては、下部町においては下部温泉まつりとかというような、各地区でもそういった地域おこしの祭り等が行われておるわけですね。この240万円という大きな金額を身延の万燈講だけ、補助というか、支出をしているのか。その点、もう1回、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

19ページの、先ほどの関係でございますけれども、冒頭お話ししましたとおり、働く婦人の家というふうなことで、不特定多数、要するに町民の方も、あるいは町外の方も、いろんな講座とかというふうな関係で利用すると、こういうふうな建物については、それぞれ法律に基づいて、2年に一度、定期的に検査をしていかなければならないと、これに基づく検査の経費でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

これはすでに、もちろん、今回のものは身延の万燈講に合わせた品物を買う予定になっております。すでに申請をして、なっておりますけども、これらにつきましては、すでに10年ばかり前に、同じ事業で、一応、買ってあるわけですけども、だいぶ傷みがきまして、なくなったものもあるし、そして西小学校でも同じものを使っているものですから、消耗が激しくて、もうすでにないものもあるわけですけども、それらの補給と同時に、もう少し部員を増やそうということでやっております。

以上でございます。

・・・すみません。身延ばかりではないんですけど、一応、万燈講という「講」が付いて、出てくれるところには貸し出しをする予定になっておりますので。すみません。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

ページ21、土木費の中部横断自動車道の委託料、先ほど説明も受けましたが、残土処理等に関する予算ということでありましたが、今日いただいた資料の中で、本町も推進チームに入っているわけですが、推進チームにおいては地元協議、用地取得、工事等を促進させ、総力を挙げ、事業を推進とあるわけですが、現在の事業の進捗状況の見通し、それから本町として、この事業にかける推進するための決意というか、姿勢を町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

今朝ほど、ごあいさつで申し上げまして、資料を皆さん方のお手元へお届けいたしておりますので、大体、それはご覧いただければ、概要をお分かりであろうかと思いますが、今、その推進会議と推進チームがございます。推進チームは、具体的に動く皆さんでありますけど、国土交通省と県と合議をしながら、公団のほうで、今の中日本高速でございますが、コース等の調査等は、ある程度、進んでおるわけでございますから、それを国土交通省のほうでは入手しておるんだらうと思います。今までのコースとは、そんなに変わりはないだらうと思いますが、ただ、町としましては、インターチェンジが1カ所、予定をされておるわけでございますので、それはそれで、お願いはするわけでございますし、今回は新直轄でありますので、普通の、会社で有料道路として造るインターとは、少し形態が異なってくると思いますから、もっとスマートにならうかと思っております。

それと、身延町のもう1カ所ぐらいに、スマートインター的なもの、道の駅が設置できるような、乗り降り可能な場所を今、お願いをいたしてありますけど、予算の関係等で、どんなふうな格好になりますか、一応、まだ最終的な結論は出ておりませんが、鋭意、そのことについては、国土交通省のほうへお願いをしておるところであります。

それと残土の処理とか、いろいろな付帯的な作業が進んでまいりますと、その残土の処理の問題等もあるわけでございますが、旧身延町で、もう5、6年ぐらい前でございますが、平成

10年に施工命令が出ましたときにつくらせていただいた、大和総研で、500万円ほどかけて、要するにインター周辺の開発についての構想がございますが、そういうものも参考にさせていただきながら、周辺整備を進めていきたいなというように思っております。

いずれにいたしましても、国土交通省が事業主体でございますので、できるだけ沿線の皆さん方に土地の買収等につきましては、ご協力を頂戴いたさなければならぬわけでございますので、国土交通省・県ともども、この沿線の該当の皆さん方には説明会等は、できるだけ、回を重ねてお願いしてまいりたいなと。今のところ、そんなような形でありますので、推進チームで、一生懸命で、国土交通省の増課長が推進室長ということで、中心に張り切ってやっておりますので、早々に目に見えた計画が出てまいるのではないかと思いますので、そのときには、議員の皆さん方にも、ぜひともひとつご協力を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

単純な質問で申し訳ないんですが、31ページのところで、特別職の給与明細。そこに、その他特別職という項目がありまして、1,438名というように、数が非常に多いので、どんなあれが特別職となるのか、ちょっとお答え願いたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

答弁いたします。

その他特別職というのは、各種、行政委員、あるいは町長の委嘱した附属機関の委員さんでございまして、合計で1,438人おるということでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第73号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第74号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井万記君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第74号について、1点だけ質問をしたいと思います。

この4月から包括支援事業、地域支援事業がスタートしたわけでありまして、今回の中で、減額をしているわけでありまして、この事業がどう展開しているか、1点だけ答弁を求めたい。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

この事業につきましては、当初予算では3月までありました各3地区の在宅介護支援センターの職員、2名掛ける3カ所で6名を計上させていただきました。人事異動によりまして、今度は3名になりましたので、3名分の減額が職員の分です。これと併せまして、この包括支援センターでは、要支援の方のケアプランをつくります。このケアプランをつくるのは、主に臨時職員の2名の、ケアマネージャーの方です。これは本来、介護サービス事業、収入が、いわゆるケアプラン代が入ってきますので、介護サービス事業のほうへ計上するものです。

そして、今回は、この介護保険のほうから削りまして、合わせて、次の議案であります、議案第75号の介護サービス事業のほうへ、この臨時職2名を移しております。

仕事は、改正になりまして、要支援は町でつくるようになりましたが、2名の臨時職員と、あと2名、保健師、ケアプランをつくる資格を持っておる者がおりますので、順調に今のところ、いっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第75号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第78号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第79号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第80号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第81号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

川口福三君。

○15番議員(川口福三君)

この北小の主体工事の請負契約についてですが、ここで、3月議会では2,186万3千円の減額補正をしているわけですね。そして、ここへきて、また、今度、補正で増額というような形になったわけですが、これは、例の姉齒問題とか、いわゆる、そういった問題があって、基礎や、そういったところを補強するために、また、これだけの増額補正をしたのか、そのへんの説明をお願いいたします。

○議長(松木慶光君)

学校教育課長。

○学校教育課長(赤池一博君)

17年度分につきましては、入札差金を減額させていただいたというものであります。今回、請負契約の変更について、議案として出させていただいておるわけですが、先ほどの企画財政課長から説明がありましたように、いくつかの部分で変更が生じてきたというようなことです。

先ほども何点か、企画財政課長から説明がありましたが、今回、増額をされた、主だったものにいきますと、まず、地質調査を平成15年度に行ったわけですが、5カ所の地質調査を行いました。地質的にはOKだというふうなことで、それに基づいて設計書を作成いたしました。ただ、平成15年度に地質調査をした際には、まだ田んぼとか畑というような状況でありまして、実際に、どのへんに、どういう建物が建てられるというような、まだ、墨出しが出されている前でありましたが、一応、予定地域内を5カ所、ボーリング調査をいただきまして、地質的にはOKだというようなことで、直接基礎という方式によって、建築をする予定でございました。その後、実際に、工事請負契約を終えて、現地に入って、さらに細かく調査をいたしましたところ、一部に地耐力というものが不足しているというような結果が出ましたので、さらにもう1つの表面波探査試験という試験を行いました。これは起震機、振動を起こさせる機械によって、3メートルの部分、5メートルの部分、10メートルの部分というようなところが、どのような地質で、あるいはそういうところに、どういう大きな石が含まれているかというようなことが、細かく分かるようになりますけれども、そういうものをしてきましたところ、その試験によって、支持層、どこが安定している層であるかということが、はっきりしてきました。それによって、設計の試験以外の試験という部分が増えたということと、そ

れによって、特殊基礎を施工しなければならないというようなことが、その調査の結果、分かってきました。当初は、その基礎は、地表から2メートルのところを掘削して、そこに基礎を打つというような予定でございましたが、先ほどの試験によって、一部に支持層が、もう少し下の部分があるというようなことが分かりましたから、さらに特殊基礎というものを18カ所にわたって打ったものでございます。

例えば、それは一番深いところだと、2メートル。浅いところで20センチというようなことで、18カ所、そういうものを打ってきて、支持基盤をより強固にしたというようなことで、その部分に変更されたということと、あと、実際に工程会議を進めていく中で、学校の先生方にも、その工程会議のメンバーに入っていたいておりますが、よその学校の先進校などを視察した中で、あそこはこうしたほうがいだろうというような、細かい部分が積み上げられたということと、さらに消防署で中間検査などをしていただいた際に、いろんな指導をされた部分がありまして、そういうものを併せて今回、先ほど、企画財政課長から申し上げました数字の変更をお願いしたいということでもあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

今、説明をお伺いしまして、私たちも議員全員が一応、北小学校の現地を視察して、建物、外観等は拝見したわけでございますが、ここへきて、いわゆる基礎を強化しなければいけないということは、これは大きな問題だろうと、私はこう考えるわけです。

というのは、やはり基礎というのは、一番、その建物にしても、しっかりしなければならないのが基礎なんですよ。ところが、ああして、もうあらかじめ九分九厘仕上がった状態で基礎補強をするということは、これは設計ミスと言っているのか、それとも、今までの段階的に相当の安易な見過ごしがあつたのではなかろうかと、私はこう考えるわけです。ですから結局、ほかの細かい点については、やはり、それは先生方の要望等によれば、スイッチをもう1つ増やしてくれとかというような要望は、確かにこういった追加としても出てくるでしょう。ところが一番、問題というか、基礎になる基礎を、ここで補強するというのが、私としては納得いかないから、ここでもって、お伺いしたわけです。

ですから、こういった問題が、北小学校ばかりでなくて、公共施設においては、当然、やはり、もう少し真剣に、こういった問題に対応していかないと、これからの、いわゆる安易な契約によって、ただ、単価だけでもって契約するというような内容になりかねないというような結果にもなるうかと思いますから、その点、よろしく今後の審査、また監督をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松木慶光君）

要望ですね。

（はい。の声）

ほかに。

笠井万記君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、同僚議員から、私も同様の考えでありますけども、7億2,261万3,150円、861万3,150円が多くなっているわけですけども、地耐力表面観察試験等々、最初の時点で行えなかったのかなという感じもしますし、現在の状況の中で、基礎を強固にした861万円、今回の7億2,261万3,150円。今の状態はどうか、聞きたいです。例えば、工事がもう終わっているのに、これから、この部分について補強をしていくのか。それとも、今日の議案の81号が通ってから、これからほじくって、どういう状況が出ているか知らないけれども、見積もりがあって、こういう部分をどう事業を展開していくのか、1点だけ聞きたいです。
・・・今回の予算がとあって、どう展開していくのかということを知りたいんです。

○議長（松木慶光君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

ただいまの笠井万沱君の質問に対しましての答弁を、学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

先ほど、変更項目が何点かあるというようなことで、ご答弁を申し上げましたが、本来であれば、変更が生じて、工事請負金額に増減が生じた際に、その都度、議会にお願いをして、議案として出させていただくべきであります。現場のほうは日々、進んでおりまして、その変更項目についての承認を1週間に1回行っております。工程会議のほうで、確認をさせていただいて、このようなことで進めさせていただいたというようなことで、今回、精算的に変更させていただいたというようなことで、提案をさせていただいているというようなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

納得しかねるなという感じがいたします。

1点目は、例えば地耐力なり、表面の観察試験等々、当初の試験と全然違ってきたと。そして、今回861万円、また、その中でやっていかなければならない。どこを信用するのかという。こうですよという部分で、われわれも納得して、なるほどなというような部分を公表していただければ、一番かなという感じが1点目として、いたします。

2点目として、今回861万3,150円、基礎の部分について、契約変更をして7億2,261万3,150円。この事業は、この議案を出す前に、もう完成しているのではなかろうかという感じがするわけですよ。そうすると、この議会はなんだったのかなという感じもいたしますし、そのへんも含めて、2点、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今、ご質問の各種の試験のデータというものについては、課のほうで持っておりますから、これは公表することはやぶさかでないと思います。

それから実際には、工事のほうは着々と進んでおりまして、校舎棟においても92%の進捗率、屋内運動場については、現在95%の進捗率というようなことでありますので、先ほども申し上げましたことと併せて、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

非常に、答弁になっているのか、答弁になっていないのか、よく分からないけども、例えば、今後、今、基礎について、再度、強度をもって、この部分について直していると。将来、改めて、うんぬんの問題になったときに、北小学校について、これはうまくないではないかという部分が出たときの責任ですよ、工事責任というものを工事担当者、あるいは検査する人たちに負わせるような方向で、前に進めていただきたいと。1点。

2点目として、今回の860万3,150円。議会にかける前に、事業がどんどん展開していくと、このことのないようお願いして、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

要望ですね。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第82号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

この議案第82号、184万円の増額、この中身について、改めて説明を求めます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほど、議案を提案した際に、企画財政課長からも申し上げましたが、さらに細かい説明をさせていただきますと、コンセント、スイッチの増設、それから追加、位置変更、それに伴いまして、分電盤の改修が必要になりましたから、それを行いました。それからあと、もちろん、標準ルックスというのは確保しているわけではありますが、さらにその照度のアップを図るために、普通教室、図書室に照明器具の増設と、それから器具を取り付ける位置の変更を行いました。これは、それぞれの項目とも、学校からの要望に応えたというものであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

1点だけ。

今回、184万円の増額をしたと。改めて、この部分での増額があり得ますか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今回、3本の変更契約をお願いしているわけでありますが、以後は変更ございません。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、コンセント、スイッチの増設とかあったんですけど、学校からの要望に応じてというふうになりましたけれども、最初から、学校から、きちんと先生たちや子どもたちの意見を聞いて、こういう設計とかというのをやった上で、またさらに要望があったということなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

基本設計の段階では、学校は加わっておりませんが、実施設計の段階においては、その打ち合わせに出てきております。ただ、図面で見ると、現場で、例えばこういうところで、ここに付くよということを見ていきますと、若干、もうちょっと、こっちへずらしてほしいとか、ここにコンセントがあったほうが便利だろうというようなことを、先進地の学校などを見ながら、学校からの要望があったということで、それに応えたわけでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では最初、2回目の設計のときには、きちんと学校からの要望とか、そういうのを加える中でやったということなんですね。もちろん、そういう意見を聞く中でやって、それでもかつ、変更があったということなんですね・・・はい、分かりました。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第83号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

発議第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
請願第1号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
請願第2号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

提出議案の討論に入る前に、請願第1号について、会議規則第90条第2項に規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略いたします。

日程第8 提出議案の討論に入ります。

報告第9号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
報告第10号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
報告第11号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
報告第12号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
報告第13号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第69号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第70号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第71号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第72号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第73号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第74号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第75号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第76号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第77号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第78号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第79号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第80号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第81号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第82号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第83号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
発議第1号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
請願第1号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案の採決に入ります。

報告第9号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号))については、原案のとおり可決決定いたしました。

報告第10号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第10号 平成17年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算については、原案のとおり可決決定いたしました。

報告第11号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第11号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算については、原案のとおり可決決定いたしました。

報告第12号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第12号 平成17年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算については、原案のとおり可決決定いたしました。

報告第13号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第13号 平成17年度身延町一般会計事故繰越し繰越計算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号 身延町町営駐車場条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第72号 平成18年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号 平成18年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号 平成18年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号 平成18年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号 平成18年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号 平成18年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号 平成18年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号 平成18年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号 平成18年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号 身延町立身延北小学校校舎棟新築建築主体工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号 身延町立身延北小学校校舎棟新築電気設備工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号 身延町立身延北小学校屋内運動場新築建築主体工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

発議第1号について、原案のとおり設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号 身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました身延町議会活性化等調査検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、中野恒彦君、川口福三君、奥村征夫君、穂坂英勝君、笠井万沱君、福与三郎君、日向英明君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、身延町議会活性化等調査検討特別委員会の委員は、以上7名を選任することに決定いたしました。

ここで、身延町議会活性化等調査検討特別委員会の委員長、副委員長の互選を行いたいと思っておりますので、委員の皆さまは別室にて、互選をお願いいたします。

委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時05分

○議長(松木慶光君)

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

身延町議会活性化等調査検討特別委員会の委員長に笠井万沱君、副委員長に穂坂英勝君が互選されましたので、報告いたします。

次に請願第1号について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願については、採択することに決定いたしました。

日程第10 提出議案の委員会付託を行います。

請願第2号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願については、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しましたので、本日はこれもちまして散会といたし

ます。

ご苦労さまでした。

○議会議務局長（深沢茂君）

それでは、大変ご苦労さまでした。

最後のあいさつをいたします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成 1 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 2 0 日

平成18年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成18年6月20日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23名)

町	長	依田光弥	助	役	野中邑浩
教	育	長	千頭和英樹	総務課長	片田公夫
行政改革室	長	山宮富士男	町民課長	渡辺力	
企画財政課	長	鈴木高吉	産業課長	遠藤忠	
出納室	長	市川忠利	建設課長	伊藤守	
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課長	赤池和希	
水道課	長	井上隆雄	環境下水道課長	佐野雅仁	
下部支所	長	赤池善光	学校教育課長	赤池一博	
生涯学習課	長	佐野治仁	身延支所長	広島法明	
観光課	長	望月治雄	土地対策課長	望月和永	
社協事務局	長	佐野文一	峡南衛生組合所長	大野久方	
富士川地域身延線沿線 観光振興協議会		柴原信一			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4名であります。

まず、通告の1番、河井淳君です。

河井淳君、登壇してください。

河井君。

○2番議員（河井淳君）

通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。

まず早速、第1番目、新市町村像について、お伺いいたします。

わが身延町も合併いたしましたして、皆さまのご努力により、集中改革プラン、また総合計画、地域防災計画等、いろいろな計画によりまして、合併後の新たな一步を踏み出したという感じのところでございます。

町民の皆さまも、合併前は不安と期待と入り乱れた気持ちでおったことと思いますけれども、合併後、いろいろな取り組みが行われる中で、やっと身延町の進むべき道というものが見えてきたのではないかと思います。

そんな中で、今後、身延町が進むべき道筋というものが、非常に重要なものだと思います。やはり着地点を見据えた構想を立てていかなければ、曖昧なものになってしまうと思われま。

そのような中で、この身延町が、このままの形で未来永劫進むというわけではないようでございます。県のほうも、策定しました市町村合併推進構想というものが挙げられておりまして、その中で2009年までに、現在ある市町村を18の市と町に再編をします。また、将来的には、それらをまた再編しまして、7市にするというような構想案が提示されております。そのような中で、この身延町も、隣の早川町との合併を早期に実現すべき合併であるというふうに位置づけております。その中で、早川町と身延町の合併というものが、今後、あるのか、ないのか。そのへんを町長さんにお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

河井議員のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、早川町と身延町の合併があるかどうかということでございますけれども、現時点では、私ども、このことについては、結論を見出すのは、なかなか難しいなという感じであります。早川町さんはご存じのように、辻町長は単独

でいくことを表明しておりますし、住民の皆さんも、そのことについては、あんまり関心もないようでございますし、議会の皆さん方が、僕らも、いろいろな会合で接しておりますけど、ほとんど合併についてのお気持ちというのは、お見受けをしないというような状況ですので、現時点では、本当に未知数という感じでございます。

県の合併の構想につきましては、早川町、身延町というような格好で、構想には出ておるわけでございますけど、現時点では、私はそんなふうな考えておりますので、ご理解をいただきたいと。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

早川町のほうで、まだ、町長、それから議会のほうでも、身延町との合併は考えていないというか、単独でいくというようなことを言っているようですけれども、身延としては、早川との合併はすべきなのか、したほうがいいのか。それとも、早川と身延は、このまま合併せずにいったほうがいいのか。このへん、町長さんのご意見、合併がいいか、悪いか、そのへんをお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

いいのか、悪いかというのは、いろいろ問題が多くあるわけでございますけど、現時点で正直なところを申し上げて、3町合併で、ようやく、1年8カ月、なんとか軌道に乗せつつあるところでございますので、正直なところを申し上げて、このことについて、まだ、深く検討をしてはまいっておりませんので、いいのか、悪いかというのは、正直なところを申し上げて、なかなか難しい問題でございます。これは地理的な問題もありますし、財政的な問題とか、いろいろ行政の、要するに守備範囲の中で、早川町さんの、あれだけの広大な370平方キロぐらいあるわけでございますけど、ここと私どもが合併して、果たしてクリアできるのかどうか。また、県がどんなふうな対応をして、このことについて、サポートをしてくれるのかというようなことが、はっきり、まだ見えておりませんので、今、いい、悪いというようなことを判断するのは、私自身は難しいわけで、これは住民の皆さん方が、ぜひ、やれというような熱い思いがあるとすれば、これはまた、話は別でございますけど、まだ、そこまで熟してはいないような感じがいたしますので、このよし悪しを検討させていただく、いろいろなことを、今後、一つひとつ解決をしながら、答えは出さなければならぬのかなという感じはいたします。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

ありがとうございます。

早川町と身延町の合併というものが、今後、検討されて、よりよい方向にいくことを願います。

それと併せまして、この身延町3町との合併のときに、合併は広域的な合併を望むという形で、現在の身延町ができたと思っております。その県のほうでも将来的に、7市に再編するという構想案が出ておりますけども、その中に将来的に望まれる広域的な姿ということで、増穂、

鰯沢、市川三郷、それから身延、早川、南部を1つの市ということで、峡南市という構想案が出ております。これは、当然、身延町も少子高齢化が進んでおりまして、将来推計人口というものを県が出しております、2015年には身延町の人口が5,900人程度、それから2020年には5,270人ぐらい、2025年には4,700人程度になるのではないかと、人口の減少が進んでいくわけですが、そうしますと、やはり、旧町合併のときに人口の減少というものが合併の1つの引き金になるわけですので、将来的にはやはり、そういう峡南市というような大きな合併も、検討の1つになるのではないかと思います。その将来的な広域的合併について、町長さんのお考えをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今の町村合併の推移からして、やはり最終的には峡南市という構想は、私どもも、一応、是とするような形は考えているわけですが、ただ、地域の自立とか、いろいろ財政面等々で、本当に自立していけるのかという、こういう問題がございますので、国が合併についての推進を進めている中で、国の、要するに勝手と申しますか、国の財政再建のために合併をするというようなことはあってはならないわけですが、果たして、峡南市という、この1つの広域的なくくりが、住民の皆さんにとってプラスになるのか、ならないのかというのは、やっぱり検証をしていかなければならないなと思うわけですが。

ですから、道州制等が一応、今、盛んに論議をされているわけですが、県のあり方というものが、峡南市、広域の市が山梨県で、甲府周辺を中核市という形で、あと北巨摩、そして山梨で、富士五湖、さらに北都留のほうでございますが、そういうような格好で、とりあえず、そのくくりができるということは、最終的には出てくる可能性があるかと思っておりますが、ただ、行政の効率のよい、あり方ということが、ひとつあるわけですが、また、行政のスリム化がきちっと進んでいくのかというようなこともあります。

ただ、最終的には住民の皆さんがよりよい、この地域で生活ができるか否かというのが、一番大事なことであろうかと思っておりますので、広域的な市の構成というのは、今、この時点ではなかなか、結論を出すのは難しいのかなと思っておりますが、最終的にはやはり、そういうような形になるような感じは、私どもといたしましても、しておるわけですが。

ただ、細かい、いろいろな地域の各コミュニティーがきちっとまだ、熟成をしていないようなときに大きく、括りをして、なかなかうまくいかないのではないかなと。そういう各集落単位みたいな小さなコミュニティーが、しっかりと機能をしていくような状況づくりをして、はじめて大きな、広域的なまとめができるのではないかなという感じはいたしますので、鋭意、そのコミュニティーのいろいろな組織づくりをきちっと、今の各町でやっていただく中で、必然的に、その峡南市というような形のものが生まれてくるのではないかなと思うところであります。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

今、お話をいただきましたように、当然、身延ですとか市川三郷、南部、合併したばかりで、まだ各町とも、これから、どのように自分たちの町をつくっていったらいいのかという、頑張っ

ている最中だと思います。やはり、地元がしっかりと、地に足を付けて動かないことには、大きなものも考えられないということだと思います。将来的に大きな合併、峡南市というものを見据えた中で、この身延町も進んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は少子化対策についてでございますけれども、現在、身延町でもいろいろな少子化対策を行っていただいているわけですが、少子化対策といいましても、子どもがいて、はじめでできる施策でございます。まず、子どもが産まれないことには始まらないということでございますので、今、山梨県では子どもを産める施設というものが、非常に減少しております。これは山梨県だけではなく、全国的な規模で、子どもを産める施設、また産科医の減少が続いております。分娩施設、子どもの産める施設、全国では現状3千カ所くらい、それから産科医が8千人に減っているというようなこともございまして、ご多聞にもれず、山梨県でも、この6月に南アルプス市で1件、7月には甲府市と山梨市で1件ずつ、病院が分娩をとりやめてしまうということがございます。

そのようなことで、県内で子どもの産める施設、分娩可能な産科のある病院、また開業医の数が病院で9つ、開業医で10、合計19施設ということになってしまいます。これは10年前から考えますと、約半数の数になってしまっていると、かなり減ってしまっているということになります。しかも峡北地域、また峡西地域、そして、この峡南地域には、その産科医がなんとゼロと、空白のエリアになってしまっているというのが現状でございます。

ということは、この峡南地区、身延町に住む方たちが、子どもを産もうと思うと、中心部、甲府市内、その周辺、または県外へ産科医を求めて、車を走らさなければならないという状況が続いております。思えば、私の子どもも甲府の病院で出産をしたということがございます。これはやはり、近隣に産科医がなかったというような記憶がございます。これはやはり、少子化対策、また定住促進を考える上で、非常に困った問題だというふうに思います。この分娩施設が減ってしまった、また近隣にないという状況を、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

今、河井議員さんの質問にあったように、県下でも19施設、非常に分娩可能な病院診療が少なくなっております。これは出生率の低下、産科医の勤務の過酷さ等の理由によりという、先ほどの質問にありましたように、全国的な問題であります。また、1つには経営的なものもありまして、少子化ということで、峡南、峡西、峡北地域はないわけですが、少子ということで、これも経営等を考えますと、非常に、この地域にあるというのは難しいことと思っておりますので、出生率を上げない限りは困難かなと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

出生率を上げなければ、病院の数を増やすことは難しいと。これはニワトリが先か、卵が先

かというような話になってしまうかと思えますけれども、分娩施設がないから子どもを産みにくいというふうにも考えるわけで、当然、妊婦さんが子どもを産む、または検診にかかるという場合に、ほとんどの場合は自分の車で移動するわけで、身重の妊婦さんが車で1時間以上かけて産婦人科に通わなければならないと、そのような事態を、現状、生んでしまっておりますので、これはなんとかしなければならぬのではないかというような気がいたします。

町長さんは、この件に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

このことにつきましては、これは10年、20年前から峡南地域、この身延周辺では産科を専門にやっている方はおいでにならなかったということで、結構、皆さん方、甲府とか静岡のほうへ入院をされて、分娩をされているというようなことですし、また親戚の、実家のほうへお帰りになって出産をされているというようなことは、ずいぶん、ありましたんですけど、このような少子化の問題が急激に出てまいりますと、そのことが要するに少子化の原因であるということに結び付けられるというのは、もちろん、そのとおりであります。ただ、問題は甲府市内にいたしましても、山梨県下のいろいろな産科の病院の、医師の数が総体的に減っているということが問題であろうかと思うわけでございますので、これは県のほうも、いろいろ医務課のほうで、このことについては検討されて、対策をされているように聞いてはおりますし、小児科医の問題もそうなんですけど、医師の絶対数が足りないということが1つあるわけなので、そのことが大きな原因であろうかと思っておりますので、やはり、これは国の政策として、また県の政策として取り組んでいただきたいなと、そんなふうなことは、機会を得るごとに話をさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

身延町の中にも大きな病院がいくつかあるわけですが、その中で多少なりとも対応が、なんか考えられないのかなと思えますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

病院が民間の病院、もう1つ、早川町と身延町の組合立の病院がありますけど、民間の病院についてはちょっと、ここでどうのこうのとは言えませんが、一般的な話として、やはり経営と申しましょうか、そういう産科医が少ないということから考えて、非常に困難な問題だと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

やはり病院も経営で成り立っているわけですから、非常に難しい問題だとは思いますが

も、ぜひ、若い人たちの定住促進、それから子どもたちを守るという意味で、今後、何かいい方法がないかと思しますので、検討のほうをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして3番目の保育園の延長保育について、お伺いいたします。

最近、各世帯で共働きというものが増えておりまして、そういう人たちが望んでいるのは、保育時間の延長というものを、非常に強く望んでおります。県内の保育所、240余り施設があるそうですけれども、その中で110余りの施設が、保育時間が11時間を超える延長保育を行っているというふうに言われております。これは2001年の調査の60施設から、倍近く増えております。それだけニーズが高まっているのではないかというふうに推測されます。

この中で、30分以上の延長保育を行っている施設が、大体6割の70施設ぐらいあるそうです。それから1時間延長している施設が35施設、それと2時間から3時間、延長保育を行っている施設が5施設あるそうです。延長保育をやっている110施設の中で、夜間保育をやっているというところが1施設、1つしかないわけですがけれども、そういった施設もあるということですがけれども、身延町の中で公立、私立の保育園がございますけれども、身延町の現状を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えいたします。

町内のすべての保育所におきまして、11時間を超える延長保育につきましては、実施はしておりませんが、児童福祉の最低基準というものが、1日の保育時間というのは8時間と決められておりまして、その最低時間、8時間に対する延長はすべての保育所で実施しております。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

町内すべての保育園で、規定時間以上の延長保育をされているということですが、その時間帯は朝の時間帯ですとか、夕方の時間帯ですとか、どれぐらいの時間の延長をされているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

公立、私立におきまして、若干、時間的な差がありますけれども、公立におきましては朝7時半から夕方6時半まで、2時間45分の時間外保育をしております。私立におきましては、ちょっとずれがありますけれども、朝の7時半は、3カ所すべての私立保育園は実施しておりますけれども、夕方6時半の私立が2カ所、6時が1カ所というふうなことで、現状はそんなところでございます。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

ありがとうございます。

この6時ですとか6時半という時間帯は、親御さんに対して適当な時間なのか、それとも、もう少し延長したほうがいいのかというようなことがあるかと思えますけれども、そのへんはいろいろ難しい部分もあろうかと思えますけれども、また、緊急時、親御さんが急な用事ができたとか、病気になったとかというような場合の一時預かりというものは、町内ではやっていますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

町内の8カ所の保育所すべてが、一時保育を実施しております。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

この一時預かりをする場合、有料でやられているのでしょうか、それとも無料でやられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

私立におきまして、1カ所が無料でございます。ほかの公立、それから私立の2カ所につきましては、有料となっております。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

料金的には、おいくらぐらいでしょうか、お分かりになりますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

預かるお子さんの年齢によって、若干違いますけれども、未満児におきましては、1日、私立の場合は1,500円。それから、公立におきましては1,800円。それから3歳児は、公立の場合は1,500円。3歳以上児につきましては、私立で、1日1千円。公立は1日、1,300円というふうな料金を定める中で、お預かりをしているところでございます。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

ありがとうございます。

これは、次の4番のところにも、ちょっと関わってくるかと思えますけれども、公立保育園と私立保育園でのサービスの差がないかという部分にも関わってきますけれども、今、一時預かりの料金のご答弁をいただいたわけですが、私立のほうが料金的に値段が安いということになっております。このへんで公立と私立で、料金の差が出てきておりますけれども、このへんの考え方はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

なかなか、公立と私立の統一性は大変、難しいと思うので、その運営方針といたしますか、保育園の特徴を生かした、保育園の経営といたしますか、いろいろなものがすべて同じようにというふうなことにはいかないと思います。ということは、最低基準というふうな基準がありまして、それ以上のことをしておれば、その保育園の、魅力のある保育園づくりといたしますか、そんな経営方針といたしますか、そのへんの関係で差が出てきてしまっています。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

それぞれ各園とも、この少子化の時代ですので、園児を獲得しようと、独自の魅力あるものを行おうとしているわけですがけれども、当然、公立の場合も、それに見合うだけのことはしていかなければならないと思いますけれども、やはり、料金的にも私立さんが、値段が安いんであれば、それで経営ができていのであれば、当然、公立のほうもそれに準じる形で運営ができないかなと、今、思ったわけですがけれども、そのへん今後、ご検討いただきたいと思います。

それと、この今、ある保育園の中で、今、子どもたちを育てていく上で、食育という言葉が使われておりますけれども、やはり人間、育っていくには食べるということが非常に大事でございます。現在、保育園では給食ですとか、お弁当ですとか、お昼の食事はどのような形になっていますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

公立、私立すべて、保育園におきましては、主食、これはご飯ですね、それから副食、おかずです。それから、おやつ、こんなふうな、1日お預かりする中で食事を提供しているわけですがけれども、公立、私立、未満児につきましてはすべて、主食・副食も園で用意をしながら食べていただいております。私立の1カ所におきましては、主食も3歳以上児につきましても、すべて園で提供している、私立が1カ所ありますけれども、ほとんどの園は、未満児は、すべての主食・副食を園で用意しますが、以上児につきましては、主食は持ってきてもらうと。ご飯を持参していただいて、副食を園で用意をするという、ほとんどの保育園が実施をしております。

それから、おやつにつきましては、未満児につきましては、午前、午後、1日2回、おやつを出しますけれども、以上児につきましては、午後のおやつだけというふうなことです。これは、すべて8カ所の園で、統一がされております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

今、ご答弁いただきましたけれども、この主食、それから副食のほうですがけれども、各保育園、それぞれで作られているということでしょうか。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

各保育所に調理師がいます、それぞれ保育所ごとに作っております。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

以前、うちの子どもが、ある幼稚園に行っておりましたけれども、そこでは、ある給食センターからのお弁当が毎日来て、それを食べていたというようなことだったんですけれども、今、お聞きしたとおり、各保育園では、保育園ごとに作られた食事を、子どもたちが食べているということを聞きまして、安心をいたしました。やはり、子どもは食べるということが、1つの大きな仕事でもあると思いますので、やはり給食の内容とかも、これから非常に吟味していただいて、子どもの発育の助けになるようなものを、安全で安心して食べられるものを提供していただきたいと、そのへんの指導もお願いしたいと思います。

それでは続きまして、3つ目の質問に移らせていただきますけれども、CATVのデジタル化についてということでございますけれども、これは昨日の質疑の中でもふれられておりましたけれども、もう少しちょっと、詳しくお聞きしたいと思います。

2011年にアナログ放送が終了するというところで、順次、地上波、デジタル放送に切り替わっていくということでもあります。例をとりますと、NHKさんでは、この身延地区では2007年ごろからデジタル化をされると。最近、テレビのコマーシャル等で、7月ぐらいから、UTYさん、それからYBSさんがデジタル放送を開始するというアナウンスが流れておりますけれども、それは甲府中心、それから富士吉田の中継局の範囲内だけということで、この身延町を中継局とする身延地域ですね、それは2007年からの放送開始と、それから本栖の中継局については、2009年ごろ。それから下部の中継局については、2010年ごろに、先行する中継局のカバー率を見て、検討をするというふうにNHKは報道しております。

それから、常葉地区は現在、アナログの放送もちゃんと届いていないというような状況のようですので、デジタル放送のほうも該当しないということだそうです。それから、下部の丸畑地区では共聴の施設、またはケーブルを使って視聴できることを考えていきますというようなことをいっております。

そんな中で、身延町のCATV、旧下部のCATVですけれども、昨日もありましたとおり、身延町CATV施設整備手法検討業務ということで予算化されまして、今後、検討していくということですが、このデジタル放送を見るためにCATVの施設が使われるということですが、そのへん、デジタル放送を自分たちで、チューナーとか、それから対応のテレビを付けて見ると、それから現在あるCATVの施設を使って見るという方法で、そのへん、だいぶ、差があるんでしょうか。何か違いが出てくるんでしょうか、そのへんお分かりになりますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

お答えします。

旧身延、また旧中富地区については、民間のテレビ会社のほうで、CATVはそれぞれやっ
ていらっしやいます。すでに各戸別に、その業者のほうで、新聞折り込み等で知らせているよ
うでございますけれども、器具を一部付ければ見ることができると。新しいテレビについては、
それなりの機能を持ったテレビであれば、視聴をすることができますというようなこと。これ
は今、CATVを見ている家庭の話であると。CATVを使っていない家庭も、町内にはある
わけですので、例えば、NHKの共聴の、昨日もお話が出ましたけれども、組合で見ていると
ころもございまして、それぞれまた、対応が違ってまいる現実がございます。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

現在、そのCATVをご覧になっている方、CATVに加入している方たち、どれぐらいの
割合の方たちが利用されているのか、お分かりになりましたら、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

まず、地区別に旧3町ごとに、現状をつかんでおりますので、申し上げたいと思います。

下部地区につきましては、下部コミュニケーションテレビが引かれておるわけございませ
が、旧下部の全世帯、2,010戸、戸数は2,010戸ということで把握しておりますが、
加入が全世帯で行われているという状況です。

中富地区につきましては、株式会社 日本ネットワークサービスで放送しているテレビ番組
を見ているわけでありまして、加入世帯については、国道52号線沿いが中心というよう
なことで、766世帯を把握しています。これは全世帯の、旧中富の約5割弱という数字でござ
います。

それから中富地区には、先ほどちょっとふれました、NHKの共聴のテレビ組合というのが
ございまして、これが10組合ございます。これは合計しまして321世帯が、これに加入し
ているという状況であります。

それから、旧身延でございますけれども、身延地区においては、株式会社 峡南CATVの
番組を受信なさっている世帯が1,800世帯という形で把握してございますが、最近若干、
減っているようでございます。旧身延の約6割から7割ぐらいにあたるということでござい
ます。

また、旧身延にもNHK共聴のテレビ組合がございまして、これが3組合ございます。3つ
併せて、加入世帯が135世帯。このような数値を把握しているところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

現在、各町のCATVを使っている方たちは、かなりの割合にいるということですので、今
後、昨日も出ましたとおり、身延町のケーブルテレビ、CATVのほうがどのような形で進め
られているのか、昨日も多少、話が出ましたけれども、再度、今後の予定等をもう一度、お知
らせください。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

昨日のお話と、若干、重複するような点があると思いますけれども、申し上げます。

まず、旧身延、また旧中富については、先ほど言いましたように、民間の業者のほうで、CATVを引いている世帯がそれぞれ、かなりの数でございます。まず、これらの施設については、今現在やっております業者さんの気持ちとすれば、2011年のデジタル放送に向けても、その後も、この施設を利用して、引き続いて放送をしていきますので、先ほどふれた、新聞折り込み等で、受信している世帯についてはPRがなされたという状況でございますので、そのまま引き続いて行われるものと思われま

す。旧下部につきましては、町で設置をしたCATVということで、町が事業主になっておるわけでございます。では、これをどうしようかということでございます。

その下部の施設、またケーブルが、もうすでに13年、14年というふうな経過が、1つございます。今の施設は、2011年のデジタル化には対応できないという現状がございまして、これは町としても、まず現状を、サービスを低下させないというような観点から言えば、何をあいても、なんとか方策を考えていかなければならないだろうという考えを、まず持っております。

自主放送自体はまた、のちほど触れますので、これはちょっと別に考えていただきまして、テレビ放送受信が、先ほど議員さんも触れましたように、町が、例えば手を引けば、テレビが見られないような状況にあるわけですので、なんらかの手立てをしなければならぬということでございます。

では、どうしようかということでありま

すけれども、今まで、合併前から旧町で、旧下部でもお考えになっていたようでありますけれども、デジタル化に向けて、どのようにしようかと。町として、なんとか施策をしなければならぬというようなことがあったようでございます。合併後につきまして、いろいろ検討してまいりました。また、最近の動きといたしましては、民間でも旧下部の地区についても、なんらかの形で参画をしてもいいよというような動きが出てまいりましたので、これはやはり民間ができる施策については、民間に協力していただき、町で当然、しなければならぬ部分はそれといたしまして、なんとか民間活力を導入した中で、受信体制をできるようにしていきたいということで、今回の予算にもなったわけでございます。

それから、先ほどふれました自主放送につきましては、今後もやっていくのか、やっ

ていけないのか。また、やっていくとすれば、今のような形で、町で施設を整備してやっていくのか。あるいは、もう1つの方法とすれば、民間でも番組をつくって放映をしていただく方策もござ

いますので、そのへんも併せて検討していきたいと、こんなふうに思います。

それから、共聴の組合でございますけれども、これにつきましては、もうすでに、NHKさんのほうで、各組合のほうへ相談をなさっているというふうなことを聞いております。今の施設では対応ができないわけで、それなりの施設整備をしなければならぬと。当然、経費もかかるわけでございます。そのへんも含めて、相談がかかっているようであります。

NHKとすれば、公設でやるであれば、NHKとしては、当然、そちらでやってくれというふうなお考えがあるでしょうから、それはそれといたしまして、町とすれば、今までどおり、NHKについてはNHKのほうで、なんとかやっていただきたいという基本的な考えでありま

すので、共聴の組合については、当然、相談も今後あろうと思います。そのへんは、できるところは相談に乗りますけれども、基本的には組合のほうで、NHKとご相談なさって、やっていくのがよろしかろうと思います。

各組合の施設もそうでございますけど、そのほかに、醍醐山の受信施設についても、施設整備をしていかなければならないというような背景があるようでございますので、ちょっと大きな問題になろうかと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

河井君。

○2番議員（河井淳君）

今後、いろいろな面で、住民へのサービスの低下が起こらないように、検討のほうをお願いしたいと思います。

いろいろ、なんか話がうまくできませんで、お聞き苦しい点があったかと思っておりますけれども、これで、私の一般質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で河井淳君の一般質問が終わりましたので、河井淳君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時10分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の2番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

3月議会におきましても、私のほうで質問をさせていただきましたけれども、3月議会、初めての質問ということでもありまして、非常に、私の不手際で時間がなかった。また、町長をはじめ執行部の皆さんの大変、丁寧・親切な説明と答弁と、それから、どこかで町長の戦術にはまったような気もしておりますけれども、ぜひ、今日は時間もありませんので、議員の立場の中で一生懸命させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ答弁のほう、簡潔に、なおかつ分かりやすくお願ひしたいと思います。

それでは、通告内容1番の町内交通の整備に関して質問いたします。

町内をくまなく、いろいろな地域をバスが有料・無料を含めて、現在、運行しているわけですが、この現在の町内の路線および利用状況、それから経費等、できるだけ簡潔にご説明をお願ひしたい。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

松浦議員の答弁をいたします。

まず、現在の町内バス路線および利用状況でございます。

旧3町の運行形態を継続しております。町営バスにつきましては、現在4路線。これは廃止路線バスを自主運行しているものでございまして、道路運送法の80条に基づいて運行しているものでございます。

古閑甲斐岩間線、これは町の直営でございまして、年間利用実績が6,627人、運行日数310日ということでございます。それから甲斐常葉駅新早川橋線、これは個人の事業者へ運行業務を委託しております。年間利用実績が2,055人、運行日数が310日ということでございます。次に新早川橋鯉沢線、これは中富タクシーへ運行業務を委託しております。年間利用実績が2万72人、運行日数が312日。上田原大塩甲斐岩間線、これは中富タクシーへ運行業務を委託しております。年間利用実績9,602人、運行日数281日ということでございます。

それから代替バスということで、5路線ございます。これは道路運送法21条によりまして、貸切バス業者に運行を委託しているものでございます。これは旧身延地区で5路線ございます。身延駅奈良田線、これは早川町と共同で委託しているものでございます。山交タウンコーチへ委託。年間利用実績1万4,400人、運行日数359日。身延駅雨畑線、これも山交タウンコーチでございまして、年間利用実績4,307人、運行日数359日。それから身延駅中野線、これも山交タウンコーチ。年間利用実績4,008人、運行日数244日。それから身延駅大城線、これも山交タウンコーチです。年間利用実績2,912人、運行日数244日。それから身延循環線、これも山交タウンコーチ。年間利用実績1万6,700人、運行日数359日です。

そのほか民間のバスが2路線ございまして、身延駅身延山線。これは山交タウンコーチ独自の運営でございまして、それから富士吉田下部温泉、富士急行が運営しております。これはバス路線の維持費補助金ということで、国・県から補助金をもらっております。

そのほかに町有バスということで、無償のバスが2路線ございます。無償バスは中富でございまして、これはスクールバスと僻地患者輸送バスを併用しております。中富南線、これは西嶋から役場、役場から飯富病院、役場ということで、年間利用実績が1万1千人、運行日数275日でございます。

それから、もう1つ。中富東西線というのがございまして、これは役場から曙小学校、年間利用実績が6,500人、運行日数185日ということで、現在のバス路線の利用状況はそうようになっております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

今、いろいろな路線、直営、代替含めまして、いろいろな路線が出ているわけですが、この交通網の整備というのに関しては、これは行政サービスの基本かと、私は考えております。

やはり役場に行くにしましても、病院のほうに行くにしましても、また生活の糧である仕事、それから食料の調達、買い物ですね、何をとっても、やはり足の確保ができないと、これは生活していけないわけですから、本当の基本であると考えています。

今、いろいろな系統の路線を示していただきましたけれども、この路線に関しては、例えば町民のほうから、こういう路線を増やしていただきたいとか、そういう現在の路線に対する不満、それから新しい要望等はあるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現状は、昨年ですか、栃代のほうから陳情が1件ございましたが、あれは廃止バス路線を継続していただきたいというようなことございました。そのほか、運行時間をちょっと変更してくださいというようなものがありましたけど、ほかの、そういう要望・陳情は今のところございません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、基本的には今の路線に対して町民の方々、満足なさっているということかもしれませんけれども、ただ、これは、例えば代替の場合、それから町の直轄の、直営の場合でも、それなりの予算を立ててやっているわけです。それなりの予算がかかっていることだと思うんですが、そのへんは、予算的なものという、経費というようなものは、どのようになっているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは経費の面でございますが、まず、先ほど言いましたように、町の直営の4路線でございますが、これについては、歳出のほう、2,229万9千円ということになっております。4路線ですね。それから、先ほどの身延町の代替バスのほうの貸切事業者への運行委託でございますが、これが4,683万2千円の支出になっております。それから富士急行線、これは生活バス路線維持費補助金ということで、富士急行のほうへ出しているんですけど、1,271万8千円。そのほか町有バスが中富の2路線でございますが、614万円。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、全体的に8千万円以上、9千万円までいっていないですけど・・・。

○議長（松木慶光君）

ちょっと待ってください。

同一項目についての質問は3回までですから、気をつけてください。

○1番議員（松浦隆君）

はい。

そのくらいの金額がかかっているわけですが、これはやはり、膨大な予算が計上されているということであっても、行政サービスが基本なわけですから、この路線はぜひ少なくとも、今後、継続していただきながら、なおかつ、やはり、町営のバスに関しては、ある意味では、経費削減も可能なわけであると思いますし、また、生活バスの路線のほうに関しましても、こちらやはり、業者のほうと交渉を重ねる中で、できるだけ経費の削減を図りながら、また逆にサービスの向上の努力を、今後も続けていただきたいというふうに考えています。

この道路網整備に関してですが、聞くところによりますと、改革の中で、現在、進められているという、交通網整備改革の内容があるかと思いますが、そちらのほうの進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁申し上げます。

現在、昨年度から引き続いて、関係課の職員によりますバス運行対策検討会を開催しております、基本的な考え方といたしまして、町内の総合的な交通体系ということで、公共交通機関としての新しい身延町の円滑な交通ネットワークの確立ということ、それから新身延町の観光周遊ルートの確立、それから公共施設、温泉施設、病院、商店街等、路線で結び、日常生活の利便性の向上を図るという大きな目的がございますが、現在のバス路線を基本的には維持をしていくという考えでございます、通勤、通学、スクールバス、通院、それから買い物等の生活路線、それからJR身延線との結合・連絡、それから観光路線など、新たな交通網の整備を図っていくことになっておりますが、進捗状況は現在、民間の業者等からご提案がございまして、それを参考に路線決定、それから運行時間、運賃等の検討に入っております。また、決定はしてございませんので、ここで説明するわけにはいきませんが、運営形態等については、現在の、それぞれの町の運行形態等を再点検し、運行経費の削減も含め、検討してまいりたいと、このように思っておりますので、今年度中には方向性を出したいと思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

バスの運行検討会ですか、こちらのほう、やはり、住民の方々の意見、希望ですね、それと同時に、今、業者のほうからの提案があると。やはり業者からの提案というのは、ある意味で、プロの考え方でございます。プロの考え方だけでいきますと、やはり住民へのサービスが低下する可能性もなきにしもあらずという、そういうことも考えられますので、ぜひ両方の面から、行政がタッチをして、経費のかからない、なおかつ今以上のサービス向上に努めていただきたいというふうに考えています。

それでは続きまして、地区、地域間の格差是正への取り組みについてということで、質問させていただきます。

先ほど、現在の町内バスの路線および利用状況ということでお尋ねしました。その中で、実際には、要望は出されていないということですが、身延地区に関しますと、椿とか大崩、

清子ですか、こちらのほうはバスが入っていないような状況。中富に関しても夜子沢、江尻窪、梨子とか、その他の地域もあるでしょうけれども、そちらのほうもバスが入っていない。下部地区に関しても、根子、折八、大磯小磯、久保、杉山、栃代、湯之奥、勝坂、こちらのほうが入っていない状況なわけです。ですから地域の方々が、今どのように、実際に自分たちの足の確保をなさっているのか、はっきりつかめない部分もあるんですけども、私の考えとしては、そういうところからの陳情・要望等があるのかなと思っていましたけれども、先ほどの答弁の中では、栃代地域からの1件という話がございました。

今、運行されている路線バス、国道52号を中心に中富地区循環型、身延地区は大城線だとか、それから早川線だとか、いろいろ分かれて、52号を起点にして枝分かれをしている。しかしながら、下部地区に関しましては、どうも300号のルート、それから300号線と古関久那土線の県道9号沿いの幹線道路のみという形になっております。これは下部地区に関しましては、やはり道路の事情もあると思うんです。旧下部に関しては、入りだけになっておりまして循環ができない、そういうこともあると思いますけれども、この交通網に関して整備が遅れているような形が見受けられるわけですが、3月の定例会の中で、私、栃代川流域のバス路線の陳情に関して、質問をさせていただきました。その時点で、非常に、栃代川流域の方々が困っていると。その中で、デイサービスを使っていいという、そういう答弁を受けた中で、地元の方々がそのことを周知されていないと。そういう中で、ぜひ、もう一度、改めて周知をしていただきたいというような、私のほうから要望をさせていただきました。その後の対応のほうは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご指摘の、3月議会のときの答弁の中で、対応ということでございますが、その後、社会福祉協議会のほうへお願いいたしまして、チラシを配布しております。回覧ということですので、デイサービスの送迎バスの利用についてということで、杉山、岩欠、大炊平の皆さんにお知らせをさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

これは岩欠、杉山、大炊平の皆さんにいただいた、一号入りということで、そうすると、そのことは、改めて3月の定例会以降にいただいたということだと思いますけれども、実は、私も、この交通網のことに関しましては、非常に困っている方からの話が多かったものですから、3月定例会と、そして今日と、続けて、こういうふうな形でやらせていただいているわけですけども、実はいろいろ調べた中で、3月定例会のあと、このデイサービスの送迎バスを、3月定例会の中では、すでに住民にも、15年の4月14日、開発センターで路線バスの廃止について、やむなしというような結論が出たと。その後、バスがまったく運行できないということであれば、デイサービスのバスを利用していただけるような配慮をしていると、そういう答弁を受けまして、周知もされていると、そういう話でございましたけれども、その後、地元の住民の方々に話を伺いましたら、そういう話は交渉の時点では確かにあったけれども、その後、決定されたという話を聞いていないということも、地元住民に伺いました。また、そ

れと同時にデイサービスの現場のほうでも、実際に、山交のバスが廃止されたあとに、デイサービスのバスを利用できると、そういうことが、現場のデイサービスの方々が知らない。これは、非常におかしなことだなということで調べている中で、私が思ったわけですがけれども、議会でも3月議会で、そのような形になっているということで答弁されているわけですから、その違いはなんなのかということで、非常に、私も悩みました。

言葉を悪く言えば、議会の中での答弁が、言ってはいけない言葉を出した、もしくは知らなくて、そういう言葉を出したにしても、議会軽視にあたるんじゃないかというふうに、私は感じるわけでございますけれども、その部分で、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

もう一度、ちょっと、そこらへんのくたりにお願いしたいと思いますけど。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

3月議会で質問させていただいたときに、地元住民の方々は、答弁にあったデイサービスのバスを使っていいということ、確実に通達をされていないと、地域住民がそのように言っております。それとデイサービスの現場の方々が、栃代線のデイサービスのバスに、デイサービスを利用する以外の地元住民の方々が利用してもいいということ、デイサービスの現場の方々が知らなかったということです。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは、どういうようないきさつか、ちょっと調べてみませんと分かりませんが、このデイサービスの関係は社協のほうでおやりになっているわけで、社協のほうの事務局長に答弁をさせます。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

過去のことが、ちょっと分からないものですが、生きがいデイサービスのバスを地元の方々が使うというようなことにつきまして、ちょうど、うちに担当者がいますので、聞いてみましたところ、そのような、過去のことは分からないというようなことを言っておりました。

改めて、5月に、先ほども総務課長が言いましたように、生きがいデイサービスを送迎するバスに、普通の人たちも、買い物をする人たちも乗れますよというようなお知らせを送らせていただきまして、一号入りの杉山、岩欠、大炊平、ここへ発送させていただきました。6月の初旬ですが、利用者が1人ありまして、ほかは今のところ、利用者はございません。今、利用者は1名だけでございます。

○議長（松木慶光君）

下部支所長。

○下部支所長（赤池善光君）

旧町時代に関わったというふうなことで、ご答弁させていただきます。

まず、栃代の集落にそれぞれ行きました、3月議会で答弁をいたしましたように話し合いを行い、それから庁舎内におきましては、課長会議をもって、そういうふうな方向を周知し、当時の担当の福祉保健、あるいはデイサービスの関係のほうから、そういうふうな旨が伝えられ、現実に過去において、そのデイサービスのバスを利用した地域の住民の方もいます。診療所に来る、あるいは役場に来る、あるいは他の病院に行く、そういうふうなことでございますので、地域においての集落、3月議会で答弁したとおり、してあると、こういうふうな状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、以前の総務課長から、そういう話がございました。

百歩譲って、そうしてみましたら、住民の方々が忘れていたという形であっても、それはそれでいいと思うんですよ。ただし、その中で、百歩譲っても、実際にはデイサービスの現場の方々が、それを知らないということ自体が、私はおかしいと思っているんですよ。ですから、そういうところを、ここで、話を突っ込んでも、バスが走るわけではありませんから、ある程度のところでおきたいと思えますけれども、やはり、これが行政サービスの、私は基本だと思うんですよ。

当然、例えば、デイサービスに関しましても、職員の方々も変わる、また、合併を機にして、今まで他町だった地域の職員の方も来られるわけです。そういう中で、やはり、つながりといいますか、引き継ぎといいますか、そういうものを、それなりにちゃんとしていただかないと、やはり住民の方に迷惑をかける、それをなくすことが行政の役目だというふうに、私は考えていますので、ぜひ、今後は、そういうことのないような形で、お願いしたいと思います。

これは足の確保の問題で、地域間格差ということを出たわけですが、地域間格差だけではなくて、実際に栃代川流域の方々は、17年の3月に陳情を出しているわけでございます。それ以降、やはり現場の方々が知らないということであれば、これも動きがとれないような形も出てくると思います。

ある意味では心の格差という形で、期待している栃代川流域の方々に対しては、心の格差ということも出てくると思いますし、また、今日、ここにいらっしゃる町の幹部の方々、皆さん、町の行政を担って、リードをとっているわけですから、若手の、頑張っている職員に対しても、示しをつけるためにも、今後、ぜひ、このようなことがないような形をとっていただきたいと思えます。

それでは、続きまして・・・。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいまの松浦議員のご提言をお聞きして、ちょっと、そのこととお話をさせていただきたいと思いますが、このことについては、もうずいぶん、前から話が出ているわけで、とりあえ

ず担当課で鋭意、努力をしていただいているわけですが、1年経っても、この成果が挙がらないということは、現実の問題として、大変、うまくない問題であるわけで、この間の課長会議で、私は、課長の皆さん方にこのことについて、各集落で、どのようなニーズがあるのか。その集落ごとに、この1週間で、どういう格好で、バスに対してのニーズがあるのか、きちっと調査をしてもらいたい。そのデータがあがってきた時点で、それぞれ対応していかなければならないわけで、ただ、この格差があるのかなんとかという、漠然とした話を聞いて、そのままでは、いつまで経っても実効は上がらないわけですので、このことは課長会議でもよく話はさせていただいておりますので、精神的な格差とか、いろいろなことをおっしゃいますけども、正直なところを申し上げまして、結果が出てこなければ、そういうような問題も出てくるわけですが、地元の議員さんの皆さん方にも、これこれこういうような形で、こんなふうな隘路があるんだというようなことを、ご提言いただければ幸いかと思うわけですが、この席上でいろいろご指摘をされて、どうだこうだと言われても、具体的に各集落で、どんな時間帯にどんな需要があるのかというようなことが、これは全部をつかむというのは、なかなか難しいと思うわけですが、そういうようなデータをまた、お示しをいただければなど。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の町長のお話に対してですけども、私は今、町長がおっしゃることも、非常にもっともなことだと思うんですよ。しかしながら、3月議会で、私がお願いした周知がうまくされていないという、その周知をちゃんとしていただかなければ、今、町長が言ったデータもとれないわけですし、ましてやデイサービスの担当者の方々が、そのことを、乗せていいという話を知らないわけですから、事実、1回、地域の方々が乗ろうとしましたら、デイサービスの方々から、運転手の方から変な顔をされた、もう、それで嫌だということも実際にありました。ですから、そういう基本をちゃんとしていただかなければ、町長もおっしゃるようなデータをとることも、それは不可能だと思うんです。ですから、そのもとを、まずしっかりしていただきたいというふうに、私は思います。

それでは続きまして、道路運送法改正に伴う本町の取り組みについてということで、お願いをさせていただきます。

国交省の担当官と3月議会以降、いろいろ話をさせていただきました。全国の10月からの施行ということで、全国の町村でも、すでに動きが出ているという話もありました。それから、この国交省の動向、運送法改正に対して、やはり、こちらのほうも私自身としましても分からない部分がありましたので、いろいろ伺った中で、町の車を登録、2年間の期間なんですが、登録制にして登録をした中で運行できると。ただ、それにはいろいろな形、準備が必要なわけですが、そういう形の中で、全国、数カ所での過疎町村で、現在、準備を進めているという、そういう話がございました。

他町村でも、そういう形の中で動いているわけですが、前回、この話をさせていただきましたけれども、私は施行に向けて、まず町として動き出すべきではないかと。先ほど来の町内を走っているバス、それはあくまでもメインで、私がこの道路運送法改正に伴ったことをメインにしようという、そういう考えはさらさらございません。これはあくまでもサブで、メ

インの、今のバス路線のカバーできない部分を、道路運送法の改正を利用した中でカバーしていただけないかと、こういうふうを考えていますけれども、まず施行に向けての検討を進めていただきたいと、この間、話をさせていただきましたが、その後はどのような形になっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

確かに今回の、今度の国会へ法律が公布されまして、5月19日に公布され、道路運送法が改正されまして、有償で過疎地のお年寄りとか、身体障害者の方を有償で送り迎えするという制度が、規制緩和ということで改正になりました。この10月から公布されるわけですが、それまでに国が細かい省令等をつくる予定になってございますが、今、検討しております総合交通体系の中で、これらも含めた中で、その地域の足として、何が本当に必要なのか見極めまして対応していきたいと、このように思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それは、先ほどの町長の答弁とも絡んでくると思うんですけども、やはりバス運行検討会の中で、国交省のほうと、いろいろ詰めていただいて、まず、地元の中で協議会を立ち上げていただいて、その中で進めていただきたいと。それが1つの進む道ではないかと思えます。

これは、方法としては外部委託等あると思うんですが、できれば登録に関しても、本当に金がかからない、保険の一部等で若干の費用がかさむぐらいですから、こういう財政厳しい折ですから、できるだけ予算をかけないで地域住民に対するサービス向上ということで、外部委託もなしに、なんとか職員での対応を検討していただきたいと思えます。

町長がおっしゃいました町民の意見を確認し、また集約して、ぜひ、早急な対応を希望するものでございます。

それでは続きまして、次の質問に移らせていただきます。

5月末に提出ということでされました、要望書についてですが、私、昨年の11月から、この議員の席を仰せつかっていまして、それ以前のことが分かりませんので、確か合併前、下部、中富地区は、地域の要望ということは陳情書という形だったと思えます。聞くところによりますと、身延地区が要望書だったと。そのように理解しておりますけれども、この陳情書から要望書へ変更された経緯はどういうことなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは字句の解釈は、いろいろあるわけでございますけど、陳情書というのは、もちろん、ずっと昔からは陳情書とか要望書がありましたけど、政治的な、こういうことを言うのであれば、陳情書というのは、政治的な匂いがするような感じがいたすわけで、なんかお願いをするというような、そういうニュアンスがあると思うんですね。要望書、今、国会へ、私たちも、中部横断とか富士川の河川改修、いろいろな面で、要するに俗に、昔から陳情合戦というようなことを言いますが、そういう面ではなんとなく、陳情のほうが説得力のあるような感

じはするわけですけど、住民の皆さんからすれば、やはり要望という形で、なんとなく民主的な感じがするのではないかなという感じで、陳情書より、同じような状況でございますから、要望書でいいのではないかなということですから、あんまり深い理由はございませんで、なんとなくニュアンスとすれば、要するに住民の皆さんが、なんかお上へ陳情するというような感じのニュアンスが、昔からあったと思うんですよね。そういうものを、ある程度、払拭をしたいなということで要望という格好に変えました。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そのへんは、今、町長から答弁を聞きまして理解しました。それまでは、なんか意図があるのかなということも、私なりにちょっと考えていたんですけども、そういうことであれば、新町になったわけですから、確かに柔らかい雰囲気の中での、町民にそういう形でやっていただくと。この5月末に提出された要望書なんですけど、これはどの程度の数が、5月末で出てきたんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

今年度分は、まだ集計中でございますが、17年度分の結果をご報告いたします。

旧町別に見ますと、下部地区が84件、22.5%。中富地区が139件、37.3%。身延地区が150件、40.2%で合計373件となっております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

373件ということで、やはり町民の方々、いろいろ望んでいることが多いように思います。これは、やはり町民の方が373件、お出しするという事は生活の上での困っていること、また地域の中での道路が壊れている、水路が壊れている、そういう形だと思っておりますが、この提出された要望書の扱い、これは住民が、自分たちが困っていることを、その望みを託して、この要望書に託して出されているわけですが、その処理といいますか、経過といいますか、そのへんは、おそらく住民の方々、分かっているんじゃない、もちろん私も分かっているんですけども、地元の方々も地域の方々も分からないかと思っておりますので、周知の意味も含めまして、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

提出されました要望書については、総務課でとりまとめまして、整理します。それから各課に対応処理をお願いするという事になっておりまして、各課では現地を確認して対応するという事になっております。

今年度は中間報告ということで、10月ごろ状況を、各区長さんに報告する予定でございます。来年の3月には最終区長会において、最終回答をしていきたいと、このように思っております。

それから、特に内容的に見まして、建設産業、道路整備、治山治水、交通対策等、建設産業課が9割の要望でございまして、その中には県等へお願いするものがございまして、非常に要望の数が多いわけでございますので、すべての現地を確認というところまでいかないかもしれませんが、なるべく現地確認をして対応していきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

総務課でとりまとめて、各課のほうにまわすということで、非常に今の話の中で、10月ごろに中間報告、そしてまた、その結果を、その後に各区長さんに報告する、これは非常にいいことだと思うんです。今まで、例えば陳情書うんぬんという話になりましても、地元の方々が、その後どうなったか分からないと。期待しながら、どうなっているのか、経過が分からないということで、非常に住民の方々もイライラする部分もあったかと思えますけれども、こういうふうな中間報告、それから最終報告と、そういう経緯をたどるといことは、これは住民にとっては、非常にありがたいことだと思いますし、できれば、その内容も書面で、できるだけ詳しく、住民の方々に報告、また通知をお願いしたいと思います。今までの、一方通行の形が、少しでも双方向の流れができればと考えております。

それでは、続きまして、通告の3番の照坂トンネル工事について、ご質問をさせていただきます。

照坂トンネル、古関の芝草、それから瀬戸間のトンネルなんですが、現状、聞くところによりますと、山梨県の中でもトンネルの中で、乗用車がすれ違いできない、そういう個所が何カ所ある、その中の1カ所ということですが、それが新規に、新しく工事が始まるという話が出てきました。その工事の現状について、周知の意味もありまして、計画の内容、経過をご説明いただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問の一般県道、古関割子線、照坂トンネルの建設工事につきましては、地域の皆さん等、新規掘削工事に対する再三再四の要望活動が知事さん等をはじめ、県土木部当局にトンネル掘削の重要性を認識していただいたと、こんなふう考えております。さらに照坂トンネルの重要性に鑑み、早期事業化が必要と判断し、公共事業等評価会議に提案していただいたと理解しております。また、この提案を受けまして、平成16年6月に開かれました、山梨県公共事業等評価会議の平成17年度事前評価対象事業中で議論され、事業実施が妥当であると回答をいただいたところであります。

地元の期待に応えた事業実施妥当の回答を受けまして、平成16年度の後半から地域の照坂トンネル整備促進期成同盟会、芝草区、水船区および県土木部、峡南建設事務所と町が早期着工に向け、諸課題等を含め、鋭意、協議と努力を重ねている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、地域も含め、また県のご協力、それから町のご協力もいただきながら、進められているという、非常にこのことに関してはありがたいこととございまして、古閑地区としましては、生活道路でございます。久那土方面に向かう車が、すべてそこを通らせていただくわけですし、朝の通勤時間帯等、対向車が来ると、何台もトンネルの入り口のところで待っているような状態、それが解消されれば、非常に地域にとってもありがたいことだなど。また、この幅も含めて、新着工も含めて、地域としては30数年来、このことに取り組んできた経緯もございまして、それが今、こういう形で、新たな局面を迎えているという、そういう形だと思っております。それでは、この照坂トンネルの工事の、今後の推移についてお伺いします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

すでに地域と設計協議が、おおむね終わっております。用地取得および地上物件等の補償が、今現在、進めている状況と、峡南建設部より伺っております。

また、用地取得等を終えたところで、順次、工事着手の準備を進めてまいりたいと、こんなふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、用地の取得が今、進められている、そういう下準備が終わったあとでということで、着工になるんでしょうけれども、そのめどは大体いつごろというふうに考えているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

予算的には平成18年度、着手をしていきたいということは、当然、あろうかと思っております。この着手が可能かどうかということは、地元の皆さんの協力が不可欠と、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

地元の協力、今現在、期成同盟会も含めて、地元のほうとしては、努力に向けてやっているわけですが、具体的な中でいきますと、どういう協力なんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

どういう協力であるかと、こういうご質問でございますが、いわゆる議員さんがおっしゃい

ました30有余年の熱意、その熱意を用地交渉等に反映していただきたいと、こんなふうに思います。ぜひ、議員さんを先頭に、よろしくお願ひしたいと申します。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私も地元の住民の一人ですから、今後も一生懸命、課長の指導の下に、頑張つて協力させていただきたいと思ひますし、また県のほうへも、課長の指示の下で、お願ひを言ひに行つたり、また調整を進めていきたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、工事に伴つて、今後、やはり工事を進める中で、例えば工事の車だとか、そういう置き場所だとか、そういういろんな問題が出てくると思うんですが、そういう工事に伴う問題点について、それと、その対応について、答弁をお願ひします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

まず1点目といたしましては、既設トンネルの通行止めについてでございます。

現照坂トンネルを工事期間中、通行止めとすることにつきましては、照坂トンネル周辺の地質が非常に悪いため、現トンネルの交通を開放したままでの掘削工事は安全性を考へると、断念せざるを得ない状況でございます。

このことにつきましては、地域の皆さんに十分説明し、ご理解をいただいておりますが、掘削工事を24時間体制で進め、工期の短縮を図り、早期完成・早期供用を目指し、努力してまいると、こんなふうにご県より伺つております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通行止めの期間があるわけですが、24時間体制でやっただくにしても、生活道路のため、通行止めがどのくらいかということが、非常に地域の方々も関心のあるところだと思ひますし、また、その通行止めの期間を少しでも短縮していただきたい、そういう要望が地域住民にあるわけでございます。そのへんも、時間的な問題、それから短縮化が可能かどうか、そのへんをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

交通止めの短縮ということですが、当然、1日の掘削の掘進長というのが標準的にございます。これらを含める中で、24時間体制で地元の期待に応えられるよう、鋭意努力するということを伺つております。それもこれも含めまして、仮設準備等、用地が広く使え、また発生土の処理等がスムーズに行えるということが前提にならうかと思ひます。ぜひひとつ、

ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、課長の話がありましたけれども、ある程度、長い期間での通行止めが予想されるわけですが、できるだけ、その期間を短縮するような、今後、町も含めまして、連携をとりながら、できるだけ短縮していただけるようなお願いを今後、進めていきたいというふうに思いますし、また、町のほうからもそういう強い働きかけのほうをお願いしたいと思います。

そうしますと、続きまして、通行止め中の、あそこの照坂トンネルを、先ほど出ました町営バスですね、それからスクールバス、これが走っているわけなんです、その通行止めの間の対応はどのように考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

今現在、峡南建設部のほうと詰めを急いでおりますが、最終的な見通しが出た段階で、教育委員会を通じ、スクールバス等の話はしていきたいと、こんなふうに考えております。また、町営バスは総務課のほう、その前に、先ほど申し上げたように、同盟会、芝草・水船の各区等と協議しながら、十分、地元の皆さんが納得できるような方策をとっていきたいと、こんなふうに県も考えておりますので、申しつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町営バスに関しては総務課、スクールバスに関しては教育委員会の管轄になるわけですが、ぜひ連携をとった中で、特にトンネルの久那土側の芝草、道、水船、切房木ですね、そちらの方々との話し合いも進めた中で、確かに切房木、車田方面になりますと、トンネルから遠いわけですから、そういう部分での温度差が、逆に言うと出てくる可能性があります。しかしながら、その温度差があるからといって、そちらのほうは説明をしなくてもということではございませんので、ぜひ、ある程度の広範囲にわたりまして、話し合いを進めながら、調整をしていただきたいと思います、このように思います。

今の、通行止めの間のスクールバス、町営バスということで話がありましたけれども、実はもっと大変な、大事なことがございまして、通行止めの中で消防・防災関係がございまして。これはトンネルを境にしまして、トンネルの久那土側の芝草地域が第2分団になっております。しかしながら、その奥にあります小磯地区が第3分団で、古関のほうと同じ第3分団という形になっておりますけれども、そのへん、トンネルが通行止めになった場合に、例えば第3分団、大磯小磯のほうで、なんか防災、それから火災等が発生した場合の対応、これは大変、消防のほうとして、また地域のほうとしては重要な問題だと思いますけれども、そのへんの対応は、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

消防の問題、確かに議員さんがおっしゃるとおりでございます。

本来、この事業の話が出た段階で、そういったスクールバス、学校の問題、一般庶民の足の問題、防災の問題等々があったわけでございます。できることであれば、新たな場所に新たな対策をするというのが一番妥当かと思いますが、今の交通量等々を含める中で、現状のトンネルをワイドに改修していきたいというのが、スタートでございましたが、可能な限り、地元の皆さんの要望に応えようというのが県の姿勢でございまして、現トンネルの横、20メートルぐらいに新たに開削するというので、現在のトンネルを使いたいという気持ちはあったわけですが、先ほど、ご答弁申し上げたとおり、内洞調査結果から、地質の調査結果から地質が悪いということで、やむを得ず、現トンネルを閉鎖し、隣、20メートルに掘削するというので、十分、そのへんを地元の皆さんと話をしながら、また教育委員会、総務課と話をしながら、対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

古関のトンネルの重要性、また必要性は、これは非常に高いものがございまして、今、建設課長のほうから話もあったように、本当に大事なトンネルなんです。しかし、これを、やはり早期着工、早期完成を目指してやっていただかなければいけないわけですが、その間のいろんな問題が出てくるわけです。このことに関しては、ぜひ、各担当、それから地域の住民、そして防災、火災に関しては消防団とのすり合わせを、もうすでに、今の時期からやっていただきながら、通行止めになったときに混乱のないような、そういう形をつくっていただきたいと、このように考えておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

このトンネルに関しては、10年後に、中部横断道が開通するわけです。その中部横断道に絡んでの、やはり、1つのアクセス道路の役目も、今後、果たす可能性が大であると思ひます。ぜひ、着工に向けての早期完成に向けての地域住民のみならず、町の絶大なるご協力をお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

次は通告の3番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問させていただきます。

こちらに商業登記簿の謄本、現在事項全部証明書というのがございます。これは増穂町小林というところに本社を持ちます株式会社 山の都運輸という会社の謄本でございます。私たちの会の、女性部の方がある情報を得まして調べましたところ、この会社が車田字大平という、

今の予定地のところから下部トンネルを抜けまして、久那土のほうにまっすぐ行って、一番はじめのカーブを右のほうに曲がるんですけど、その左側の山林、それを3筆、この会社がつい最近、4月25日に買収をしております。

この会社の、事業目的のはじめのほうに、産業廃棄物の収集・運搬および処理業。産業廃棄物に関するコンサルタント業務。一般廃棄物の収集・運搬および処理業というふうに掲載されております。この会社の社名からも、あるいは、この中の役員の氏名からも山の都の関連会社であるということは明らかでございます。

この土地、山林3筆で7,534平方メートルという、かなり広い土地を買収しているわけですが、身延町土地利用指導要綱によりますと、3千平方メートル以上の土地の開発行為については、町と事前協議等を行うというふうに決められております。今までに、この土地の開発行為について、事前協議等の申し出がなされているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

ご答弁を申し上げます。

ご質問の土地につきまして、3千平方メートル以上の開発行為が行われるとすれば、要綱に基づく事前協議が必要ということでございますけれども、現在のところ、事前協議書は提出されておられません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

それでは、この車田字大平というところで、射撃場のちょっと上のほうになるわけですが、この場所を山の都運輸がどのような形で使うのかということは、まだ明らかではありませんが、地元車田の皆さんは、あそこを土捨て場にするのではないかとということで、非常に心配しております。つい最近、地権者の集会を開いて、そういう問題がもし発生した場合に備えて、反対運動をしていきたいというふうな話も聞いております。非常に地元でも、そのへんを心配しておりますので、開発行為についての事前協議等の申し出がございましたら、できるだけ早く、そういうことを住民にも公表していただきたいというふうに考えます。

それで、この身延町土地利用指導要綱というのがありまして、事前協議と協定書の締結という手続きだけで、その土地利用が可能になるというふうな、非常に甘いといいますが、弱い、要するに強制力のない指導要綱というものが定められているわけですが、ご存じのように、県は5圏域に、公共関与による処分場を造りたいという意向がありまして、インターネットなんかでも、そういうものを募集しております。

それから2月2日に設置許可が出まして、その後、5月12日に砂防指定地内行為、あるいは林地開発について不許可という処分を下しました。許可を出したあとに、わずか3カ月余りで不許可ということが出されたわけですけども、こういうふうな、公共関与による最終処分場を造りたいという県が、しかも記者会見の中で、知事は民間がやってくれることはありがたいというふうな、そういう発言をしています。そういうことから、今後、今のところ、山の都の設置作業は進んでおりませんが、これがもし、なんらかの事情で、今、いろんなやりとりをし

ている最中ですけども、もし万が一、これが許可になったりすると、非常に大きな問題になると思います。それから、今後、今回の問題が不許可で終了いたしましても、今後、身延町内において、そういう公共関与の処分場、あるいはまた、民間の処分場の設置とか、そういうふうなことが発生する可能性が非常に大きいわけです。というのは、今まで、ここまで、山の都の作業が進んできておりますので、非常にやりやすい状況にあるというふうに関係者は見ているようなところがございます。

そこで、私のほうからお聞きするんですが、兵庫県では産業廃棄物処理施設の設置に関わる紛争の予防と調整に関する条例ということで、かなり強制力のある条例をつくって、こういうものに対処しようとしております。身延町として、こういうふうな条例で、こういう問題に対処しようというふうな意向があたりかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

お答えします。

身延町の土地利用指導要綱、今、議員さんのご指摘の要綱でございますけれども、安全で良好な地域環境を確保するというを目的といたしまして、町内の開発行為に対して、必要な基準を定めているものでございます。

開発行為については、町として建築物の確認。あるいは、工作物の建設などの用に供する目的。それから土地の区画。それから形質の変更。また土地の区画、形質の変更を伴わない建築物の建築。あるいは土地の区画、形質の変更をいうというような形に規定されておるわけですが、多くの内容を現在、含んでおります。

町内における、さまざまな開発行為に対して、この身延町の土地利用指導要綱に基づき、この網の中で、指導要綱という形でありますけれども、事前協議を行いまして、安全、それから良好な地域環境を確保しているという形で認識を、現在しております。現在のところ、この要綱を条例化するという考えは、今のところございません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

なぜ、こういう心配をするかと言いますと、今回の山の都の設置の許可申請、あるいは森林開発、あるいは砂防施設内行為等の許可申請がありましたけれども、県の指導要領というのがございまして、これは廃棄物処理施設設置に関する指導要領というんですが、これに従って、業者は県と、いろんな事前協議をしなければいけないと。事前協議の中には当然、地元の合意形成とか、そういうふうなことが定められているわけです。

しかし、業者は県の指導要領を一方的に、その事前協議というものを打ち切って、指導要領を無視して廃掃法にしたがってのみ動くというふうな状況があったわけです。したがって、身延町に、今ある土地利用指導要綱というふうなものでは、到底、こういう業者には対抗できないというふうに考えますので、したがって、そういう心配がありますので、非常に強制力のある条例をつくる考えはないかというふうに、今、お尋ねしたんですが、今のところないということですので、今後、このへんについては検討していただきたいと思います。

続きまして、学校エコ改修と環境教育事業への応募ということで、町当局の見解を伺いたい

と思います。

これは現在、環境省が小中学校の校舎のエコ改修、エコ改修というのは、簡単に言いますとCO₂をあまり出さないような、そういうふうな設備にするというふうな意味で、学校の校舎を熱にも強いとか、そういうふうな、環境にもやさしい、そういう校舎に造り替える。それから地域において、合わせて環境教育事業を行うというふうなことで、こういう事業を推進しております。この件に関して、ご存じかどうかお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

この事業があるということは、承知しております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この事業は、非常にありがたいといいますが、現在、募集しておりますのは、ちょっと、これが6月30日締め切りということですので、非常に厳しい状況ですが、来年度、またはさ来年度から、こういう事業に応募していただくと、非常にいいのではないかとということで、これをお聞きしているわけですが、これは補助交付額が年間600万円から1億円までということで、最高3億円の補助をもらえる、3年間で最大6億円の事業が可能と。補助が3億円ということですね。そういう事業で、非常にわれわれのようないいか、こういう地域にとってはありがたい事業だと思いますけども、現在、全国で11校がエコフロン事業という、この事業に参加しております。毎年、募集をしているようですけども、3月31日までに、たぶん応募したところがなかったのではないかと思うんですが、これが延期になって6月30日ということで、非常にそういう意味では時間的な問題がありますので、厳しいかなと思いますけども、この事業の内容が、非常にいい内容でありまして、エコ改修、校舎を改修する工事と、それから環境教育を、その地域において行うと。それに対して、環境省のほうで、例えば講師ですとか、建築関係の技術の普及とか、もちろん学校での環境教育とかということに活用するための資金を出してくれるということなので、非常に有益な事業だと思います。この処分場建設反対運動という中で、いろんな勉強をさせていただいているんですが、その中で、こういうものがつかまったというか、見つけられたということなんです。

私、昭和21年生まれで、今年60歳になったんですけども、私たちの世代というのは、日本の経済復興の中で、非常に経済最優先ということでやってまいりました。一生懸命働いて、環境というふうなものをまったく無視して、環境を優先するよりも、むしろ経済を優先するという意味では、エコロジストではなくてエコノミストというふうな感じで進んできたわけですけども、今、環境を汚し放題に汚してきて、今、ツケがまわってきているというふうな状況だと思います。実際、今、なんとか手を打たないと、地球環境が破滅に向かっていくと、人類滅亡の危機を迎えると、そういう可能性もあるという状況でございます。

先日、ある女性から、今年の母と女教師の会の活動方針の中に処分場反対の考え方を取り入れたいというふうなことで、相談を受けました。そういうことであれば、環境教育についての取り組みというふうなものを設けて、その中で処分場問題も、その一環として取り上げたらどうかというふうな提案をして、これは取り上げてもらったんですが、そんなことも考えますと、

今ここで、身延町も非常に、状況としては、山の都の処分場問題が発生して、それに対する反対運動が実際、いろんなところで、大勢の方に意識的に行われていること、それから、この4月から新たなゴミ分別収集方法の実施ということで、環境に対する意識が非常に高まっている。それから18日の新聞では、大袋に風力発電の可能性を探るための風向風速の調査を行う計画があるということで、これが山梨県企業局から発表されたわけですけども、いろんな状況がいろいろに向かっているのではないかというふうに、私は考えておりました、この機会を捉えて、子どもたちを中心にした環境教育に取り組みまして、町民全体に、これを広げていって、廃棄物や環境問題を真剣に考えるまちづくりをしたらどうかと。身延町を日本の環境先進地域ということで考えていってもらいたいという意味も含めて、先ほどの校舎のエコ改修と地域における環境教育事業と、これを利用したらどうかということをお聞きしたいんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

今、環境省の総合環境政策局の事業として、ただいまおっしゃった、この学校のエコ改修と環境教育事業公募ということでございますけど、これは細かい事業の内容というのは、ちょっと私も、まだ、承知をいたしておりませんので、いろいろと全国の各自治体で3月の締め切りで充足できなくて、また6月というような格好でございますので、これは推測でございますけど、なかなか事業自体に制約があるのではないかなというような感じはいたしたわけでございます。ですから、それはクリアできれば、それにこしたことはないので、今年が間に合わなければ来年という、基本的にはそういう考え方は持っております。

それと身延町の環境の問題でございますけど、これは環境下水道課が主力になっておりまして、チームマイナス6%の一応、各事業所等について、この数値をはっきりしていただいて、それをクリアするようということをお願いをしてありますし、今年、小中学生の代表と、私との話し合いの中で、石塚小学校でございますが、BDFの、実際に子どもたちがおやりになっているというようなこともございますし、いろいろな面で環境問題については、各種団体等々の皆さん、積極的に取り組んでいただいておりますので、とりあえず、この事業については、正直なところを申し上げて、そんなに胸を張っては言えませんが、先進町だという感じは、現状でも持っているところでございますので、これをさらにいろいろな面で、推進をしていきたいなと思っております。

実は、今年の夏の対策でございますけど、小中学校の生徒から夏が暑くて大変だから、エアコンを入れてもらいたいという要望がございました。そういう面で、一部、ご存じのような格好で、寄附ももらったという経緯もありまして、設置をさせていただくわけでございますけど、全部クリアできるわけにはいきませんで、今年は緑のカーテン、グリーンカーテンという形で、各小中学校に原材料を支給して、そして南の暑いほうへ、そのカーテンをしてもらったらどうだろうということを進めさせていただいておりますので、手法として、いろいろあるかと思いますが、今、そんな格好で取り組んでおるところでございます、鋭意、この環境問題については、努力をいたしてまいりたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

非常に環境問題、あるいは環境教育ということに関しては、重要な問題であるということ、ぜひ皆さまも意識していただきたいということで、本日はこういう質問をさせていただきました。

続きまして、下部温泉の新泉源の有効活用ということでお聞きしたいと思います。

「しもべ奥の湯高温源泉」というふうに名づけられたようでございますけども、本日の新聞で、その新泉源を使った手作り足湯という、こういう新聞の記事がありますが、身延、下部区長の旭大三さんが造っていただいて、これを県の許可を得て、利用許可が下りて正式にオープンしたというふうな記事でございます。

これで、ちょっと疑問に思ったんですが、確か、発表会のときには温度50度というふうにお聞きしたような気がするんですが、この新聞を見ますと、温度約40度の高アルカリ性単純泉というふうにあります、これについて、もしお分かりになればお願いします。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

現地、お分かりでしょうか、今、足湯に使っているのは自噴している部分でございます、先だって、4月に公表をいたしました事柄については、ポンプアップをしたお湯を、その地表に出たところで測りまして、そして温泉法に基づく温度とか、あるいは量を公表したということでございます。

現在のは自噴しているというようなことで、それを有効利用しないのはもったいないなというような、お声もございまして、それではということで、地元のほうで計画したんですが、いわゆる地表に出る距離、それから地表に出てから、30メートルございましてでしょうか、現在、黒いポリの配管をいたしまして、そこで足湯の舟に入れているという状況がありまして、その足湯で測った段階の温度が40度弱というふうなことだと思われまして。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

自噴で1,500メートルという距離を上ってくるために、10度の差があるというふうなお話ですが、ということはポンプアップすれば50度はあるということですね。下部温泉郷、皆さんもご存じのとおり、信玄公のかくし湯として、大変、歴史のある温泉郷であります。この新泉源を有効利用するための条例を制定する作業が進められているというふうなことをお伺いしていますが、現在、その作業はどんふうに進められているのか、あるいは、その内容、進捗状況、条例制定の基本理念等が、今、ここで発表できれば、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

下部温泉郷の新しい泉源につきましては、昨年8月から掘削を行ってまいりまして、4月

26日に、皆さまに発表することができたわけでございます。先ほどのお話のとおりでございます。それで、この温泉をどのように活用を図っていくかということにつきまして、利用の基本計画を策定中でございます。温泉郷の関係者と今後、協議を進めていく中で、実施計画というものを策定するんですけれども、これに基づきまして、条例を制定して、分湯をしていきたいと、このような基本的な考えを持っておるわけでございます。

現在の状況でありますけれども、旧町のと時から、この温泉ボーリングにつきましては、既存の温泉源の影響がまず、あっては困るというふうなことが1点ございましたので、引き続いて、その温泉の影響調査をしてまいったわけでございます。その中間報告というのが出まして、この温泉の影響につきましては、現在のところ、影響ないというふうな中間報告をいただきましたので、源泉を持っていらっしゃる方に、先だって、その報告をさせていただいたところでございます。

この影響調査については、今後も引き続いて、いよいよ稼動した段階の影響も当然、測らなければならないわけですので、ある程度の期間は引き続いて、いかなければならないということが1つ、ございます。これが1点。

それから、温泉の活用方策につきましての、やはり、地元との協議をして、ご意見等も伺う中で、条例策定等にも反映していかなければならないかなということがございまして、今後、6月の下旬、あるいは7月の中旬にもかかるかと思うんですけれども、地元とのお話し合いをしていきたいと、まず、思っております。

それから、これは手続きなどのことではありますが、動力揚湯をするということでございますので、新たに県のほうへ動力揚湯の許可申請を出す必要がございます。これは6月の下旬には提出をいたしまして、7月に開催をされる予定の温泉審議会に提出していただけるような準備を進めていきたいと思っております。

それから条例でございますけれども、諸事整えまして、現在の予定ですと、7月下旬か、あるいは8月上旬あたりをめどに準備をしたいと思っておりますが、臨時議会をお願いするような形になるでしょうけれども、補正予算を含めて、条例の制定をしていきたいと、このような計画であります。

それから、理念というふうなお話ございましたので、この点について、考え方を述べたいと思います。

今回の掘削の目的につきましては、旧町の下部町の時代からの長い懸案でございました。下部温泉郷の活性化のためという、まず、位置づけがあるわけでございます。先ほど、ちょっと足湯のことが出ましたけれども、自噴の量だけでは揚湯量が当然、不足でございます。動力装置を設置していくという予定であります。動力装置は先ほど言いましたように、県の許可が必要でございますけれども、この動力の規模につきましては、県の指導基準がありまして、動力を設置する場合の揚湯量については、原則的に毎分200リットル以内ということがございます。よって、この指導要綱に従ってやることになるわけですが、分湯につきましては、基本的に下部温泉郷内で旅館業法に基づく営業許可を受けた者、いわゆる入湯税等を納付していただいている者、また公共施設等も一部あるでしょうか、このへんのところへ供給をしていくという予定で、今、考えております。

また、先ほどもふれましたが、影響調査については、給湯が開始されましたのちにおいても、引き続き、ある程度の期間、行っていくという、基本的な考えは以上のようなことで進めてい

きたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まさに、その基本理念のところの活性化ということをお聞きしたかったわけですが、ご存じのように下部温泉郷というのは、非常に道路が狭く、利便性が悪いと。それから駐車スペースも少ないと。それから、もう1つは温泉組合が分立しているというふうな、いろんな問題を抱えているわけです。

私たち、地元の人間とすれば、このたびの新泉源の掘削で、こういう問題を一挙に解決できないかというふうなことまで考えているというか、ぜひ町当局にお願いしたいというふうな思いがあるわけですが、今、実際、ご存じのとおり、下部温泉郷というのは、非常に、今、申し上げましたように、問題点が多い、元気のない温泉郷であるわけですが、これをなんとか活性化することによって、身延町の今後の、観光身延にもつながっていくのではないかと、いうふうに考えておりますので、ぜひ、そのへんのことも含めての総合的な施策を考えていただきたいと思うんですが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

今、議員さんのほうからお話の中にございましたように、地域の活性化のためと、まさに、そこを狙っておるわけでありまして、温泉街の活性化をしていくためには、いくつかの問題もあります。当然、地域的なこと、地形的なこと、それから温泉街というふうなことがあります。1つにはたまたま下水道の、環境面に配慮して下水道の施設整備のことも、当然、1つはございます。それから、もう1点は今、主題でございます温泉の利用という、現在、大きな問題は、この2つだと、当面の問題はそのようなことで認識をしております。

温泉につきましては、素晴らしい温泉が、新泉源を得ることができたということでございまして、これを機に、いわゆる、今までの温泉郷のイメージを払拭して、一新をしていきたいと、このように思うところでございます。

また、議員さんが申しております諸問題につきましても、皆さまと意見交換をいたしまして、今後の下部温泉郷の新たなイメージアップにつながる事柄でございますので、活性化のために方策をしていきたいと、このように思っております。

また、温泉が出たというような時点だけでございまして、実際にはこれから、地域の皆さまのご意見を聞いたり、また条例を策定する中で、具体的な論議をしていただくわけですが、ぜひ町も、また議員さんのほうも、この点をぜひ、ご指導、またご鞭撻をいただきまして、私どもも頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。もちろん、私どもも微力ではございますけども、一生懸命取り組ませていただきたいと思います。

当然、この50度という温度でありますと、今まで沸かし湯で使っていた燃料やなんかの関係も考えますと、非常に大きな経済効果もあると思います。そんなことも含めまして、下部温泉の復活というか、活性化ということで、ぜひお取り組みいただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

最後に教育委員会、学校教育課、生涯教育課などが下部支所から移転するというふうなことをお聞きしておりますけども、この点について、そういう計画があるのかどうか、事実なのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。町長さんでよろしいですか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

まだ、この議会の皆さん方に、一応、提案をさせていただいて、予算的な措置ですとか、いろいろな面で出ささせていただくような状況ではございませんが、基本的にはこの下部支所の建物の問題が、一応、基本的な問題として浮上をしてきたわけでございます。これは正直なところを申し上げて、旧町時代に、東海地震等の影響もあるんで、各町で耐震補強等はやってまいった経緯があるわけでございますけど、残念ながら、旧下部町ではおやりになっていなかったと。今年の2月でございますが、NHKで放映されました県下の、要するに行政の中核になります役場の本所、また支所の耐震補強がされていないところは、県下で2カ所と。その中に下部の支所が入っていたと。

私は、テレビを見まして、これはただごとではないわけなので、なんとか早く、このことについては、きちっとした形で処理をしていかなければまずいのではないかなということで、課長会議を通じて支所の移転。移転先は、保健センターが18年の4月から、すこやかセンターのほうへ、大体、本課が移るとということで、あそこが空くということもありまして、それでは支所を、そこへ移ってもらったらどうだろうか。

その前に、一昨年の12月に、合併をした町に対する特別な補助金というのがまいりまして、2億4千万円ばかりの総額でございますけど、それを、12月ごろでございましたけど、総務省のほうから、一応、声がかかったわけで、急きょ、3月の年度末までに、その事業をきちっと挙げなければならないということもありまして、要するに非常用の発電機でございますね。これを本所、ここと身延支所と下部支所へ設置をしようということで、これは2,400万円前後くらいなんですけど、それでは下部支所はどこへ置くのかなということで、あの建物だと、建物のほうがまいってしまうのではないかとということで、保健センターへ設置した経緯があります。これは議会の皆さん方に、予算の面でもご理解をいただいて、そのときに、議会の皆さんから、それは支所へ置くべきだというようなお話はなかったわけございまして、これは私どもの考え方が妥当であったと思っているわけでございます。

そんな経過もございまして、2月の放映を見ましたものですから、ぜひ、そういう格好でしていただきたいというようなことで、支所長、そして関係の担当課のほうで、いろいろ努力をしてもらったと思うんですけど、なかなか、すっきりした状況づくりができていないと。

4月でございますか、下部地区の地域審議会の皆さん方にもそのことについては、ご協議があったということは聞いておりますけど、支所が移るのは結構だろうと。だけど、教育委員会まで保健センターへ入るというのは、これは本来の保健センターの機能がおかしくなるのではないかと。教育委員会が入るのは相成らないというようなことで、そのときの私たちの、お

話を聞いた経緯の中では、それでは教育委員会はどうするんだと。だから、保健センターへ入れないとなれば、教育委員会は開発センターへ改修をして入るか、それともよそへいくかというようなことも、話し合いの中にあつたというようなことを聞いておりますけど、教育委員会が出るとか、出ないとかは、政治的ないろいろな問題があるというようなことを聞いておりますので、そこらはまだ、結論も出ておりませんし、これは教育委員会の所掌のことでありますので、私どもがとやかく、どこへいけとかなんとかというわけにはまいらないわけでございますけど、支所が移っていただくということは、これは中枢機能でございますので、今はコンピューターやなんかの、そういうものが入っているわけですから、あの建物の中で、もし災害にあつたときには、その機能が果たせない。できるだけ早く、その保健センターのほうへ移ってもらう作業を進めていただきたいということですが、依然として、まだ、そのままであると。

ですから、話の、一応、計画等については、そういう格好で出ておりますけど、議会の皆さん方に予算等についてご審議をいただくような、今、状態ではございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町長のお考えは、よく分かりました。

下部支所とか開発センター、開発センターは特に耐震基準については、問題はないんでしょうか。そのへんをちょっと、お伺いしたいんですけど。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

耐震基準については、問題はあるというような感じはいたすわけでございますけど、このことについては今、業者を通じまして、耐震の測定をして、耐震診断を今、急がせております。できれば、この議会に間に合えばなと思ひて、芦澤さんの質問を予測したわけではありませんが、なかなか、仕事が早くいかないものですから、できるだけ、すっきりした形にして、議会の皆さん方に、私どもの考え方を理解していただきたいということがありまして、開発センターについては、耐震の診断を今、進めておるところでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下部支所、開発センター、いずれも耐震基準がクリアされていないということになると、近い将来、取り壊しなども含めて、あの場所に改めて、そういう施設というか、設備を造るお考えはあるのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

開発センターの診断が出てまいりませんと、はっきりしたことは言えませんが、とりあえず耐震補強をすることによって、開発センターが機能をすることであれば、当分の間は、支所を取り壊したあとの使い勝手のいいような形で、これは整備をしなければならないと思ひ

ます。

その耐震診断の結果、どうしても、あれはどうにもならないよということであれば、これは下部の皆さん方にはやはり、いろいろな歴史がありますし、あそこの場所は、思いが熱いわけでありますので、そのことについてはまだ、私どもといたしましても、率直に申し上げて、考えてはおりません。

ですが、あそこの支所へ入る道路の問題、いつも私たちも通らせていただきますけど、大変、狭隘でありますし、曲がりくねっていますし、この前から車が来れば、待っていなければならない。ああいうふうな状況でもって、その地区の中核機能をあそこへ置くというのは、心情的には分かりますけど、機能的にはずいぶん、これは考えなければならないなということで、道路の問題とか、そういうようなものもひとつ、含めながら、今後考えていきたいなと思いますけど、これは地域の皆さん方のお考えとか、そういうようなものも、一応、お聞きをする中で、よりよい最終的な結論を出させていたいただきたいなと思いますし、予算もお出ししますので、できるだけ、このことについては、前向きに考えさせていたいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

合併によりまして、いろんな機能の集中ですとか分散ですとか、そういうことが非常に難しいところがあると思うんです。今、町長のご答弁の中にもございましたけども、下部支所の、今ある場所というのは、非常にそういう意味では、使い勝手のあまりよくない場所であるかもしれませぬ。その点をどういうふうには是正していくのかということが、1つ、別の問題としてあるかも分かりませんが、機能の集中ですとか分散に関しましては、今後もできるだけ住民に多くの情報を伝達していただきまして、住民感情を逆なでしないような形で、いろんなことを進めていただきたい、そういうことで質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願います。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問させていただきます。

まず最初に社会福祉協議会の事業状況と、今後の方針についてお尋ねをいたします。

まず1点目、住民主体の事業についてということなんですけども、社会福祉協議会、特に今、合併して、町が大きくなったということで、地域のコミュニケーションを大切に守り、強めていく必要があると思います。特に、こういう過疎地では、お互いに支え合って生活をしていく、こういうことが重要な課題だと思っています。そういう中で、住民が参加し、協力して地域づくりをしていくために、社協の役割は本当に重要だと考えています。この住民主体の事業について、今、ボランティア活動とか、いきいきサロンの活動とか、いろんな活動があると思えますけれども、この事業、現状はどうなっているのかを、ご説明をしていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

社会福祉協議会では、平成18年4月、支所を統合いたしましたして、本所のほうに集めたわけでございます。まず総務担当、それから本所に総務担当、それから地域福祉推進担当と、介護サービス担当の訪問介護部門、これを下部の保健センターに配置しております。また、通所介護サービス部門、居宅介護支援事業を中富すこやかセンターに配置しております。また生きがいデイサービス、それから配食サービスにつきましては、各地区に配置しておるわけでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、私が言ったのは、住民主体の事業についてということで、そのあとに福祉サービス事業とか、事務局体制とか通告してありますので、1番目は住民主体の事業について、ボランティアとか、そういう事業、どういうふうになっているのかということでお尋ねをしたんで、お願いします。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

住民サービスの事業ということですので、まずは一番先に出てくるのはボランティア関係の事業でございます。また、心配ごと相談とか、福祉サービス利用の援助事業でございますね。あとは地域福祉推進事業、福祉バスの関係がございます。あと共同募金の配分事業。それから、歳末助け合い事業。それから、配食サービスでございますね。それから外出支援サービス事業、これは下部だけでございます。それから、生きがい活動支援通所事業。それから家族介護、介護者の交流事業でございます。それから、介護予防生活支援事業。それから、地域支え合い事業などがございます。あと、居宅介護支援事業。それからデイサービス事業等、あとホームヘルプサービス事業、訪問介護事業。それから支援費制度の居宅介護事業、精神障害者の居宅介護事業などがございます。あと老人クラブの関係の事務局、ねんりんピックとかそういったものの事務の関係の事業を、社協で行っております。また、心身障害者の福祉事業の実施。それから、福祉関係団体への支援というようなことで、手話サークルとか愛育会、それから食生活改善推進委員会、それから母子福祉会などの支援を行っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、全部にわたってお話をさせていただいたんですけども、私は、この住民主体の事業について、いくつか、本当に皆さんのご協力で、ボランティアも多くの方たちが参加をして、本当に熱心にボランティア活動をしていただいています。それから、いろんな場面で、住民の皆さんに参加をしていただいて、地域づくりということで頑張っていただいているんですけども、その中で、私は2点について、ちょっと質問をしたいと思います。

例えば、旧中富でやっていた、おもちゃ図書館ですよ。これは月に2回、保育園にあがらないまでのお子さんとお母さん、おばあさんでもいいんですけども、そういう方たちが集まって遊んだり、話をしたりということで、おもちゃ図書館というのを何回か見せていただいたんですけども、本当に、お母さんたちから話を聞いたんですけども、やっぱり、普段は親子2人で家の中にこもっているけれども、こういうところに来て、いろんな人と話ができ、子どもも楽しそうだし、私もすごくよかったという話を、いろんな人からお聞きをしています。これにはボランティアさんが関わってくれて、本当に地域の中で子育てをするということで、どこのお子さんということが分かるようなことで、これは、いい制度だなというふうに、私はすごく、旧町時代から思っていたんです。

それと、もう1つ、いきいきサロンですね、これはいつまでも、お年寄りの皆さんに元気であっていただくために、生きがいデイまではいかないけれども、地域の公民館とか、そういうところを利用して、集まっていたり、ご飯を食べたり、お茶を飲んだり、それから、たまには保健師さんに来ていただいて、血圧を測っていただいたりということで、本当に、予防事業だと思うんですよ。こういうところに力を入れるということが、私は大切だというふうに思って、これも各地区で、いろいろで協力していただく議員さんは、さまざまなんですけれども、福祉推進員さんというのが中富、身延にはありまして、旧下部にはなかったんですよ。それで、こういう制度があって、皆さん協力して、支え合って、地域づくりをしているということで、これもすごくいい制度だなというふうに思っているんですよ。そういう意味でやっぱり、住民が関わって、行政だけをお願いするのではなくて、住民自らが、そういうまちづくりに関わって、自分ができることを一緒にしていく。そして地域づくり、まちづくりをしていくということは、すごく重要なことだなと。社協は、ここで大きな役割を果たしているんだなというふうに思っているんですけども、これが旧町単位でやっていたことが、なんか、そのまま、せっかく合併したのに、そのいいことが広まっていけないというところが、私は問題ではないかなというふうに思っているんですよ。こういう、いいことは、やっぱり各地区で広げていただいて、例えばおもちゃ図書館だったら、各地区にあって、そして車を持っているお母さんだったら、よその地区までも行けるというような、そういう機会を増やすということも、重要なことではないかなと思っていますので、ぜひ、このおもちゃ図書館、それから生き生きサロンですね、こういうのは、全町に広げていただきたいなという事業なんですけども、これについて、社協ではどういうふうに認識をされて、どういうふうに、これからしていこうとされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

本年4月に統合いたしましたして、それぞれの事業、まだ、各地区ごとにやっている事業というふうなものが大半でございます。これらの事業を、難しい点もあろうかと思えますけども、今後、精査しながら、事業の統一化を図っていきたくと。例えば、下部でやっていなくて、中富でやっている。あるいは身延でやっていなくて、中富でやっているというような事業がありますよね。そういった事業を精査しながら、いいものは広めていくというような取り組みも進めていきたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、いいものを広めていくという方向で、よろしく願いいたします。

それから、福祉サービス事業ということで、先ほどもちょっと説明をしていただいたんですけども、生きがいデイサービス、これは3地区にありますよね。それから介護保険対応のデイサービスは、これは中富地区ということで、それぞれ皆さん、本当に楽しみに毎日通っていて、とても楽しい、職員の皆さんも一生懸命やってくれているし、本当に楽しみで来ているんだよという話を多くの方から伺っています。この事業、私は生き生きサロンも必要だし、それから生きがいデイも、各地区に1つずつということではなくて、もうちょっと、増やしていく方向で考えていく、結局、介護保険の世話にならないようなことに力を、今入れていくということが、経費削減の意味でも必要ではないかなと。そういう意味では、この生きがいデイサービスを、もっと各地区1つずつではなくて、公民館がありますので、そういうところを利用しながら、広げていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

この事業が、今後どうしていくのかというのが1点と、それから今、社協のケアマネージャーというのは1人、旧下部で、社協でケアマネージャーをとということで、ケースを担当していただいているんですけども、今まで下部地区担当だった方がコンピューターの関係で、中富のふれあいセンターに移らざるを得ないということで、私のところに、相談したくて行ってもいなくて遠くになってしまったということで、ぜひ戻してもらいたいという話がありました。

いろいろ、私も調査をしたんですけども、なんか変な話なんですけども、コンピューターで人が、本来、そこにいてもらわなければいけない人が、主に旧下部地区の相談に乗っている人ですから、そこにいていただかなければいけないんですけども、コンピューターが下部では使えないということで、ふれあいセンターに行ってしまったんですけども、そういう機械に左右されて、ちょっと残念な部分もあるんですけども、それで仕方がないといって、そのままではなくて、それだったら、もうちょっと工夫をして、例えば、訪問なんか、旧下部地区の人を担当しているわけですから、訪問なんか下部に、当然、来なくてはいけないという時間も、とらなくてはいけないと思いますので、例えば週に何回か、午前中、下部にいるということなどが皆さんに周知徹底されれば、少しは不便が解消されるのではないかなと、そういう努力を、私はすべきではないかなと。コンピューターで対応できないから、向こうに行ってしまうよということではなくて、そういうような、やっぱり知恵を使って、福祉に関わることですから。

そして社協というのは、民間、いろいろありますけども、困難なケースを担当する場合がありますね。やっぱり、そこが社協の特徴であると思うんです。だからこそ、やっぱり困難だからこそ相談をしたいと、そういう方が近くにいるわけですから、やっぱり、そういう努力をすべきだと思いますので、曜日を決めて行くとか、そういう努力をすべきだと思います。

それから、ケアマネジャーは今、35ケースしか、1人で受け持てないというふうになっていますよね、今度の介護保険の制度の中で。そうすると、増穂なんかは8名だか7名だかいるんですけど、町内の中にケアマネジャーが。もちろん民間もありますけども、やっぱり、困難ケースを、その社協の中で処理していくには、私は1人では、とても無理ではないかなと、抱えきれないんじゃないかと、対応仕切れないんじゃないかなというふうに思っています。そして、この1人がもし、なんかあった場合には、では、どうするのかなというふうに思っていますので、なんとか、この増員ですね。せめて2人でないと、相談もできないというところもありますので、この増員も考えていただきたい。これが2点目です。

それからヘルパーさんなんですけども、このヘルパーさん、介護保険対応、それから対応外ということ、それから身体障害者、それから知的障害を持つ人たちにそれぞれホームヘルプサービスを行っていますけども、この方々、各地区に6名ということで、それが先ほどおっしゃったように一本化ということで、下部に集まるということなんですけども、1回、下部に集まって、中富だったら中富にまた帰っていく、身延に帰っていくことがあって、私は、これは無駄ではないかなというふうに思うんですよね。こういう、やっぱり、地域の住民と密着した担当、もちろん事務的なことは、コンピューターで一本化しなければならないのかも分からないけど、こういう住民との対応をするという場面では、もうちょっと柔軟な対応をしていいんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、このヘルパー事業、今後、どういうふうになされていくおつもりなのか、3点について伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

まずはじめの生きがいデイサービス、この関係でございますけども、利用者から、いろいろ、私どもが感想とか、そういうものを聞くわけですけども、1カ所へ集めた場合、ほかの地区からきている業者と、いろいろ話ができる。楽しくて、できれば毎日というふうな話もあるわけですけども、そういった利点があるわけですね。例えば、下部を対象にした場合、各地区へ公民館を利用してというような話があったわけですけども、公民館を利用してしまうと、その地区だけの利用者だけになってしまうわけですね。情報もそれほど入ってこないというような状況に陥ると、今、うちのほうでマイクロバスというんですか、そういった車を利用して、1カ所へ集めているわけでございますけども、やはり、出てくるにも、ある程度、山の中から出てくるというような状況がありますから、どうしても、その車を使わなければならないという状況になりますね。各地区へ造るよりも、1カ所に集めてしまって、総合的に見てやったほうが効率もいい、あるいはそういったお年寄りの間に、いろいろな情報も入るといようなことで、当面はこのまま、しばらく様子をみようということによってやっております。

それから、ケアマネの関係ですね・・・介護関係のデイサービスで、今、中富でやっておりますけども、やはり生きがいと同じような状況もありまして、それぞれというようにもできないというふうな状況でございます。やはり中富のほうで、ある程度の許可も必要というこ

とになりますので、中富のほうで、一本化でやっていきたいと考えております。

それから、ケアマネの関係でございます。

ケアマネにつきましては、当初、下部というようなことも考えたわけですが、下部にありますケアマネのパソコンですが、パソコン、それからソフトも古くて使えないというような状況に陥りまして、どのくらいかかるんだというふうなことですけども、かなり200万円、300万円というような金額になってしまうわけです。たまたま中富のほうに、それに対応できるパソコンがありまして、ソフトだけをちょっと変えれば対応できるというようなことで、中富のほうへ移動したわけでございます。

しかし、ケアマネにつきましては、電話が入ってくれば、それぞれの地区へ出向いて相談に乗るというようなことをやっておりますから、中富に座りっぱなしということばかりではないということです。例えば、下部から中富までの車の移動の時間ですけども、ほとんど15分。ですから、下部の社会福祉協議会へ電話が入れば、そのまま中富へまわします。IP電話でもって、すぐケアマネのほうへまわってしまいますので、そうすると、今度、ケアマネが下部のほうへ来て、そこでもって相談できるというようなことを今、やっております。

それから、次がヘルパーの関係ですが、ヘルパーにつきましては・・・ケアマネにつきましてはの増員ですけども、先ほどの35人というようなことでしたが、40人を超すと単価が下がるということですので、今、ケアマネがやっている人数は35人です。1人で大変だと思いますが、これにつきましても、ちょっと、今のところまだ、うちのほうでも考えていないというところでございます。

身延の社協ばかりでなくて、ほかのほうもケアマネもやっておる、利用者が中富にも入っておりますし、そういった形でもって、当面はケアマネ1人でございますけども、やっていきたいというように考えております。

それから、ヘルパー関係でございますけども、ヘルパーを1カ所に集めました。これは時間をまず、有効的に利用するということ。それから3地区に平等のサービスを提供するということと、それから日常的な業務の中でのケースの打ち合わせですね、これは毎日帰ってきて、そのケースの打ち合わせをするわけですけども、これは6人でもって、即座に夕方できるというようなことが利点でございます。

時間を有効に使うというようなことですが、今までは3地区でもって、やっておりました。利用者がいないときには、中だけの業務というようなことをやっておりましたけども、今度は3地区、一緒のところから全部、出ていきますから、有効的にその時間が使えるわけですね。今、利用者が66人おります。66人おりまして、ヘルパーが6人ですから、ちょうど1人が11人の持ち分になるわけですけども、そういった形でもって、有効的に使えると。1人休んでも、別のヘルパーが、すぐそこへ対応できるというようなことで、1カ所へ集めたということでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

時間がないので、端的にお答え願いたいんですけど、生きがいデイについては、3地区で広めるつもりはないとおっしゃるんですけども、もちろん車で送迎をして、いろんな広範囲の人

が集まって、話題もあるということはあるんですけども、そうすると、やっぱり限られた人数しか、行きたいというふうに思っても来られないというような状況があるわけですから、限られた人数しか、この生きがいデイに行けないということもあると思います。

それから介護保険対応のデイは、広げるかどうかということではなくて、今後、続けていくのかどうかということをお聞きしました。

それからケアマネの件なんですけども、だからコンピューターで、中富でしかできないということは、もう、しょうがないなというふうに思っていますから、知恵を働かせて、住民の皆さんに月曜日だったら月曜日の午前中、ここにケアマネがいますよと、ご相談があったらここに連絡をくださいと。もちろん電話では、あっち行ったりこっち行ったり、できるかもしれないですけど、困難なケースが多いと、先ほど私、言ったんですけど、そうしたら、やっぱり話をしてほしいというところも出てくるから、私のところに困っているから、なんとかしてほしいという声があったと思うんですね。だから、これに対して、週に何回いるとかということ、ちゃんと決めて周知徹底をしてほしいということ、私、さっきお願いしたんですけど、それに対するお答えがなかったので、それが1点ですね、それについて、お願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

まず、中富のデイサービスの部門でございますけども、これも一応、試行的ということでもって、社協でもって1年ということで、今やっております。町との協議もあるわけでございますが、今のところ、その協議を今から進めていかなければならないというふうなことで、先のこととはちょっとまだ、今のところ分かっておりません。

それから、ケアマネのことですが、やはりケアマネも、下部ばかりでなくて、中富とか身延のそういうところもありますので、下部、例えば何日来ているというよりも、かえて電話のほうがいつでも飛び出せるというような状況になっておりますので、そのほうが有効的に使えるということだと、私ども考えております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

次に事務局体制ということで、先ほどおっしゃったように、4月から社協が一本化したという話をお聞きしました。一番最初に住民主体の事業についてということで、ボランティアの皆さんに協力していただいている、多くの方に協力していただいているというふうに言ったんですけども、身延は連絡所ということで、ボランティア担当の方がいらっしゃるということなんですけども、中富にこのボランティア担当の方がいなくなったということで、中富のそのボランティアの方が、やっぱり、近くに相談できる相手がいないということで、もうボランティアを辞めてしまいたいという声を聞いているんですね。やっぱり、こういう、地域の住民と協力していただいている方たちが安心して、その事業に協力していただけるような体制づくりをしていく必要が、私はあると思っているので、そういう意味では支所機能というんですかね、そのボランティア担当を、その地区に残すというようなことを、私はすべきだというふうに思っていますけども、これについて、どうでしょうか。支所機能を残すという意味で。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

今の身延、それから下部、それから中富、それぞれボランティアの差があるわけですけども、中富のボランティアコーディネーター、それを下部のほうへ引き上げたということで、引き上げたというよりも、統合ということでもって、下部のほうへ来ていただいております。保健センターのほうに事務所を構えているわけですけども、とにかく各地区のボランティアの活動ですが、いろいろやっているというか、バラバラという感じがするわけですね。ですから、これをまず、まとめることが大切かなと。それぞれの地区に、特色のある事業をやっているんですけども、やはり、いいところは、ある程度、伸ばさなければならないというようなことがありますので、まず、そのボランティアをまとめて、各地区、それぞれの交流がもっと、もてればいいのかというように、下部に来て、それから今度、各3地区でそれぞれの事業も、もちろんやってもらうんですけども、全体のボランティアの集まりというんですか、そういうものも大切ではないかなということも考えているわけです。

今、うちのほうから事務分掌をしてあるのは、3人を今、してあります。それぞれの担当ということもないわけですけども、身延は身延と、中富は1人、それから下部にもそれぞれ1人というような、割り振りはしてあります。1人のコーディネーターがいろんな事業を考えて、それぞれやっているわけですけども、まず、とにかく3地区をバラバラではなくて、まとめてやったら、もっと強いものが出るのではないかなというように、今、考えているわけです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

ボランティアというのは、昔から、その地域地域で特徴を持って、皆さんが頑張ってくれているんですよね。それを合併したから、1つにする必要がどこにあるんでしょうか。私は、その地域の特色を持った、ボランティア活動で十分だと思います。その地域の人たちが不安になったときとか、相談したいときに、その地域に相談する方たちがいて、相談に乗っていただいて、その地域のコミュニケーションづくりをしていく。そして、もちろん、身延町が1つになったということで、経験交流とか、例えば、いろんな地域から学ぶということも必要だと思います。でも、それは、そのあとの問題で、まずはその地域のボランティアの方たちが、今まで、どういうボランティアをされてきたのか。どういうボランティアが一番、その地域に合っているのか、そこをところをよく見極めながらやらないと、ただ1つにまとめればいいのか、そういう考えは、私は、ちょっと違うのではないかなと。だから、事務局体制については、きちんとボランティア担当を地域に残す、支所機能を残すことが必要ではないかなというふうに思っています。

なんか、あんまり話がかみ合わなくて、時間がないものですから、最後の今後の方針についていきます。

介護保険が始まったときに、全国では自立ができる社協とか、それから自分たちで自分たちの給料を稼ぎ出すとか、そういう社協の形というのがすごく、もてはやされたときがありましたけれども、やっぱり、それはこういう、少子高齢化というか、こういう町には無理なことで、

さっきも言ったように、民間ではちょっと大変だという、困難ケースのところを引き受ける部分が社協にはないと、社協の存在意義が、私はないというふうに思います。採算がとれないとか、効率が悪いとか、そういうことは、もう仕方がないことなんではないかなというふうに思っていますけども、そういう部分を地域の住民の皆さんに協力をさせていただいて、地域のコミュニケーションをより強固なものにしていく、支え合う地域づくりをしていくということに社協の存在意義があると思うんですけど、そういう意味から、今後、社協としてはどういうふうにしていこうとしているのか。社協から、それから、いくつかの事業を町として委託をしていますけれども、町長からは町として、どういうふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

社協事務局長。

○社協事務局長（佐野文一君）

統合いたしましたので、まだ2カ月ちょっとということでございますので、現状では、このまま様子を見ようかなということでございます。今後、不都合なところがございましたら、是正をしながら、充実したサービスが提供できるような状態に変えていくというんですかね、そういった状況にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員がおっしゃっている、地域のボランティアですけど、旧町単位でもってボランティアの皆さん方、結構、コーディネーターもおいでになって、それぞれの地区で、きちっとした活動はしておるわけでございまして、なんか、ご質問をお聞きすると、そういうものは機能していないようにおっしゃっていますけども、この間の4月に行いました区長会の席上でも、身延地区では、地域の集落福祉会というのがございまして、これは20何年も続いているわけですけど、集落単位でもって区長さんを中心に社協の皆さんとか、ボランティア推進員の皆さん、それぞれが各集落で、高齢者の皆さん方のお世話をするというようなことで、毎月やっておりますし、また、いろいろなボランティアがあるわけですけど、年に1回、ボランティア推進大会というものがございまして、それなりにきちっとしたコーディネートがされているわけでございまして、中富地区でも同じような、ちょっとニュアンスが違いますけど、同じようなものがございまして、区長会で社協から出された、要するに、そういう高齢者に対する福祉関係は、身延地区と中富地区、下部地区は残念ながら、そのことが社協から出ていないわけです。そのことをおっしゃっているのではないかなとは思いますが、これは各旧町の社協の、いろんな考え方とか、そういうようなものがあると思いますが、やはりおっしゃるように、各地域ごと、集落単位ぐらいに、このボランティアの皆さん方にきめ細かい対応をしていただくのが一番、ベストかなと思うわけなので、そういうものをコーディネートするのが社協の役目であろうかと思うわけでございまして、そういうことは町としても社協に、ぜひお願いをしたいと。

介護サービスとか、いろいろなサービス事業が、とりあえず民間にどんどんと、要するに民間の企業が参入をしておるわけでございまして。私は社協の本来の措置時代のあれは、本質的には失ってはならないなと思うところでありまして、サービス事業として参入をしてくれてお

りますところは、社協がそこまでやることはないなと思うわけで、要するに民間のサービス業者をお願いしたあとの、きめ細かいものを社協がやっていただくというのが、今日の社協の役目であろうかと思うわけでございますが、どうも、そのお年寄りの面倒を社協がみななければならないというような、そういう思いが強いわけで、どうしてもサービス業者には任せきれないというような面もあるかと思いますが、やはり、こういう時代ですから、要するにお互いが仕事を分け合う中で、きちっとした対応をしていくのが町の務めだろうし、社協の務めであろうかと思えます。

社協の皆さん方が、どんなふうに、今、福祉の問題を社協として考えておいでなのか。このところ、きっちり、それは社協の皆さん方が理解をして、そして行動に移していただきませんか、いつまでも町の委託事業をおやりになっているというような考え方では、今後の福祉の事業というのは、成り立っていかないのかなと思いますので、町としてはそんなふうに考えています。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

ボランティア機能が停滞しているとは、私は言っていないです。皆さん、本当に熱心に、一生懸命、各地区でボランティアをしていただいているんですけども、ただ、中富の方から伺うと、やっぱりボランティアをしている上で、いろんな相談、困ったこととかあって、今までは、相談員がいたから、すぐ相談できたけれども、それがいなくなってしまうと、もうボランティアを辞めたいという声があるということで、お聞きをしたものですから、やっぱり、その地域に担当は残すべきではないかと。そういうことで、質問をしたまです。

そして、さっき、私も言ったんですけども、もちろん民間のサービスは民間の方にお願いをするんですけども、やっぱり民間というと、どうしても採算がつかますよね。そうすると、やっぱり採算がとれない困難なケースというのが、どうしても社協にきてしまうということは、もう仕方がない部分がありますので、別に民間のものをとってまでやろうという問題ではなくて、そういう困難なケースを社協は担当、今までもしてきたでしょうけれども、これからは、そういうことをしていく必要があるということを私は言いたかったので、なんかちょっと、誤解をされている部分があるなというふうに思いますが、時間がないものですから、次の質問に移らせていただきます。

2点目、学童保育事業について、お尋ねをいたします。

子どもを取り巻く、さまざまな事件や事故で、子を持つ親をはじめ、多くの町民の方々が不安を持って生活をしています。学童保育事業、今まで旧中富でやられていましたけども、合併を機に、身延地区でも下部地区でもということではじめたんですけども、各施設の利用状況ですね、それと課題、これについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援事業（赤池和希君）

お答えをいたします。

現在、町内で3カ所の会場で、学童保育を実施しております。先ほど言いましたように、昨年度から取り組みをしまして、2カ所増えまして、現在3カ所でございます。

利用状況になりますと、4月、5月の利用状況を一応、平均をしまして、数字的なものを申し上げますと、原公民館、これは北小学校と原小学校を対象としましての学童保育で、15人の登録者に対しまして、平均しますと13人の利用がございます。それから西小学校、それから東小学校、南小学校を対象とした学童保育は、豊岡公民館で実施をしております、30人の登録に対しまして、平均して25人の利用があります。それから静川小学校、西嶋小学校、久那土小学校を対象とした学童保育は、西嶋の和紙会館をお借りしまして実施しております。登録につきましては、6人の登録に対して2人の利用実績がございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

まだ・・・。

子育て支援課長。

○子育て支援事業（赤池和希君）

課題につきましては、対象者が共稼ぎの両親、それからおじいさん、おばあさんがいない家庭というふうなことでございまして、補助対象事業としましては、1年から3年というふうなことでございまして、4年、5年、6年まで対象を拡大しまして、できるだけ多くの方が利用していただくように、これから努力をしていくところでありますけれども、なかなか利用が少ないといいますが、少ないところもありますので、そのへんも利用していただくように努力をしていきたいと。

それから下部小学校の対象児童が、希望者がいるわけですが、昨年度、指導員の確保の関係で、若干、開催が遅延しております。そんなことで、そのへんを含めながら、指導員の確保をしながら、下部小学校にも学童保育をということで努力をしていきたいと、こんなふうで思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

関係者の方々のご努力、それからご協力で、3地区で学童保育が実施されています。私も3地区、まわって見てきたわけですが、例えば、久那土地区の小学校で18名、学童保育に入りたいという希望があったけれども、西嶋と合わせて2人の登録ということで、私が行ったときには1人で遊んでいました。これはどうしてなのかなと考えたんですけど、いろいろな困難な理由はあるんでしょうけども、やっぱり学校の近くに、できたら、あったら、親も迎えに行きやすいしということで、親の話も聞いたんですけども、それから原公民館では、やっぱり、ここも間借りなものですから、ロッカーもなく、子どもたちはランドセルを置くカゴはあったんですけども、なんか、そのへんにあるというような感じで、もうちょっと、間借りですけど、難しいところもあるんでしょうけども、もうちょっと、子どもたちにとって、本当にいい、少しでもいい環境づくりを心がけていただきたいというふうで思いました。

それから豊岡公民館は、ここは施設的にはすごく素晴らしいところで、私が行ったときには、30人近くいて、本当ににぎやかで、元気に遊んでいたんですけども、ただ、やっぱりここも間借りで、施設的にはすごく素晴らしいんですけども、なかなか、公民館なものですから、ほかに気を配りながら、子どもたちも過ごさなければいけないという意味で、ちょっと大変だなと。とりあえず始めたということで、今後、課題については、努力をしていただきたいなとい

うふうに、それぞれの地域で思いました。下部についても、ぜひ、早期に実現できるようにしていただきたいというふうに思っています。

それから、基本的には1年生から3年生ということなんですけれども、その地域の状況、その家庭の状況においては6年生まで対応できるようなことを、現実、していただいていると思うんですけども、それを全部に広げていただきたいなというふうに思っています。

それから親御さんたちから話を聞くと、やっぱり夏休みとか、そういう休みに、今、午前中ということなんですけども、1日見ていただかないことには、昼まで預かってもらって、1回、迎えにいかなくてはいけないということで、ちょっと大変な思いをしているということで、夏休みは、これは豊岡のお母さんたちに聞いたんですけども、夏休みは、そういうことで、1日預かってもらえないものだから、県内の親戚の家に預けたり、やっぱり、すごく苦勞をしているということなので、ぜひ夏休みは1日にしてほしいという要望がたくさん、これは全地区のお母さんたちから出たんですけども、それについて、町として今後の、どういう方針でいかれるのか、町長からちょっと、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

学童保育、一時はあんまりニーズがなかったんですけど、ここへきて、やっぱり少子化対策等で、また、お母さん方も仕事があるというようなことがありまして、ニーズが増えてきているわけでございますけど、議員がおっしゃるように、間借りでなくて、きちとした形の施設整備ということが理想的でありますけど、これはなかなか、地域的な広がりのある町でありますので、なかなか難しいでございますが、私たちは、最初は学校が今、だいぶ少子化で教室が空いているわけでございますので、教室の一番、これは東小を例にとりますと、東小の大改修をやったときに、一番はずれの教室を学童保育とか児童保育、そういうような格好で使えるスペースをしていただきたいということで、外から出入りができるような改造をしていただいたわけでございますけど、どの学校でも、要するに子どもたちが放課後ということでありますので、学校が一番直近でいいわけで、そこへ、要するに保育をやっていただける人たちが行けば、それにこしたことはないわけですけど、これは学校の管理上だとか、先生方が大変、このことについて、あんまり積極的にご協力はいただけないというようなことで、そういうことは断念した経緯があります。

ですから、やはり今の学校の状況、これは教育委員会の範ちゅうですから、私があんまり、こんなことを言うのは差し支えあると思えますけど、施設整備をするような、今、財政的な面がなかなか難しいわけでございますので、間借りみたいな格好でありますけど、原の場合も、ご存じのような経緯で、公民館を借りているわけでございますので、このところはお互いに知恵を出し合って、よりよい場所を探すが一番いいと思えますけど、このところは教育委員会の皆さん方と、やっぱり話し合いをする中、私どもとまた、立場が違うといえ、立場が違うわけでございますので、教育の現場の皆さん方がどんなふうにお考えになるのか、ここらはまた、詰めさせていただければと思えますけども。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

次にいきます。

住民検診事業について、時間がないので端的にお答えを願いたいと思います。

住民検診を受けやすくするための施策について、町としてはどういうふうに取り組んできたかということでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

住民検診につきましては、合併協定書の中で検診内容の充実を図り、基本的に自己負担額を1割として、合併翌年までに統一できるように調整を図ることになっていました。このような中で、平成17年度から検診項目、検診機関、自己負担額の統一を実施しました。

まず、受けやすくするためには、下部地区、身延地区では、70歳以上の高齢者も合併前は負担金をとっていました。合併統一ということで、70歳以上につきましては、負担金をとらないようにしました。それから送迎を各集落まで、きめ細かくしまして、なるべく、特に足の便が悪い地域におきましては、住民検診に行くのが大変ですから、送迎をやりました。それから、もう一つ、65歳以上の方につきましては、結核予防等が変わりまして、今までは40歳以上が受けていたんですけど、65歳以上になりました。その方につきましては、結核の検診だけを受ける方につきましては、別の日程で、今度は結核検診車を各集落にまわしまして、やっています。そんなふうな関係で、受けやすくするためには、努力しているつもりであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

努力は認めますけども、さらなる努力が、私は必要ではないかなというふうに思って、いくつか、住民の皆さん、あれですね、町でも保健推進員の皆さんと、いろんな話し合いをする中で、いろんな改善点とか、そういうものもあると思うんですけども、住民の皆さんから、いくつか話を聞きました。その中で、やっぱりこういうふうにしたら、もっと検診を受けやすくできるんじゃないかということで、ちょっと発表させていただきませうけれども、3月議会の中で、中富の同僚議員の質問で、16年度、17年度の受診率ということで、48%から38%になって、10ポイント下がったと。やっぱり個人負担が、今まで無料だったのが1割負担になったというところで、ほかの負担も今、増えていますから、そういう意味では、これが大きな影響ではないかなというふうに思っているんですけども、ご努力をされているのは分かるんですけど、うちなんかで金額を計算してみたら、夫婦で5,400円かかるんですけども、ほかの負担も増えているという、こういう社会状況の中で、自分の健康は自分で守るんですけども、やっぱり、なるべく、その個人負担を減らす方向で努力をしていただきたいというのが1点。

それから受診の時期なんですけども、これがいつも寒い時期、11月とか真夏とか、そういう時期に行われていますので、昨年では乳ガン検診をするのに、下着1枚で外で待っていて、それで風邪で寝込んでしまった人がいたとか、夏の炎天下でテントもないところで、ずっと並んで待っていたとかということがありますので、時期の設定を、もうちょっと早い段階で、きちんとしていただきたい、支障がないようなことをしていただきたいということと、それから

結果が出るのが遅いので、もうちょっと早く結果を知りたいということがありました。

それから検診、多くの方がいっぺんに行くということで、お年寄りなんかでは本当に、どこに行っているのか分からないということで、とても気の毒な人がたくさんいたということで、次はここですとか、案内してくれる人がいたら、もうちょっと受けやすいのになんかということの話が出ました。こういうのは、先言った保健推進員さんとか、こういう方の協力を要請するかということもできると思いますので、検討をしていただきたいと思います。

それから子宮ガンの検診ですけども、これは医療機関でしかできないことになってはいますが、他の町では検診車で子宮ガンの検診もできるということも聞いています。これは医療機関で検診をしても、結果は電話では受け付けてくれないで、出向いて行って、聞かなくてはいけないということもあるそうなので、できたら医療機関と検診車と、選べるようなシステムができるというふうなふうに思っています。

それから人間ドックのことなんですけども、35歳から5年おきに65歳までということで、300人。旧下部では300人が年間受けられていました。65歳以上の人は受けられないということで、大変がっかりしている人もいたので、もうちょっと、この年齢を引き上げてもらえないかということで、強く要望がありました。それから5年に1回はちょっと、住民検診もあるんですけども、やっぱり人間ドックに行って、調べてもらいたいということで、5年に1回では少ないので、もうちょっと、その間隔を狭める努力をしてほしいなという声も出ていました。

それから早川町との組合立の病院で、飯富病院がありますので、いっぺんにたくさんということは無理だと思うんですけども、年間を通じて予約で、少しずつできるような、やっぱり住民の皆さんに聞くと、近くで、例えば病気が見つかって近くで診療できるということがすごく安心につながるということで、できたら飯富病院で人間ドックができないだろうかという話もお聞きしたので、以上、住民の皆さんから要望があって、本当は一つひとつについて、どうなのかということを知りたいんですけど、時間がないものですから、もし、こういうところを改善できるということがあったら、お願いをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

まず、中富の受診者の減った部分ですが、事務所が統一して、はじめて分かったわけですが、中富では17年度は郵送で、個人が切手を貼って、郵送で回収をしていたようです。個人が郵送で、こういう申し込み書を送るというのは、自分で80円切手を貼って送りますから、そんなことで回収率が非常に悪かったです。身延地区は94%、下部地区は93%、中富地区は68%の回収率で、今度ははじめて、事務所が合併し、今年度から統一した方向で、郵送で送って、保健推進員さんが回収していくことで、18年度から3町統一しました。それと同じように、3町統一した部分がありました。保健推進員さんに、今年度6月ごろ、申し込み書の回収をしていただいたわけですが、それで実施が7月、8月、11月です。特に下部地区は、そこで11月ということで、非常に寒い時期で、住民の皆さんから非難がありましたので、今年度、下部地区は11月はいりません。7月、8月です。それで、18年度中に、もう一度、保健推進員さんにやっていただくと、来年の19年5月ごろ、ちょうど、検診が1週間ぐらい期間が空いている日がありました。そういうことを保健推進員さんをお願いして、もう一度、2月ご

ろやっていただけないかといいましたら、3町の保健推進員は快く引き受けていただきまして、2月ごろ、もう1回、回収をしていただきます。そうすると、5月に1週間分できます。だから19年度につきましては、5月と7月、8月の予定であります。そんなことで、なるべく受けやすいように、少しずつですが、努力しています。

あと人間ドックにつきましては、非常に費用がかかる部分がありまして、個人負担金が今、9千円と8千円になっておりまして、そのほかの部分は3万5千円、3万7千円ぐらいかかりますが、町で出しています。そういった費用の部分が、非常に一番問題であります。

あと飯富病院につきましては、医療を兼ねたスタッフが人間ドックもやっていると。聞きましたら、1日、2、3名ぐらい、できるようなことを言っていました。また、これにつきましても、うちの保健師と飯富病院の関係者で話し合いを行いまして、できるのかということ、また、話し合いを行っていきたいと思っています。

それとあと、子宮ガンにつきましては、なんか検診車が県内に1台ありまして、南部町で、そういう格好でやっておるんですが、これにつきましても、どっちがいいのかという、非常に住民の皆さんの問題もありますので、保健師を中心に検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

続きをしたいんですけど、時間が限られておりますので、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上で通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

なお、ちょっと連絡いたしますが、議員の中から、また委員長からも、明日、地域めぐり、または事務調査等をしたいというようなことがありましたが、委員会の権限、調査権、審査権で、所管事務の調査は会期中が原則というようなこともありますので、その中で各常任委員会、協議した中で行っていただきたいと、こんなように思います。

以上でございます。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

それでは、あいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

平成 1 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 2 2 日

平成18年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成18年6月22日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案の採決
- 追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汎	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23名)

町	長	依田光弥	助	役	野中邑浩
教	育	長	千頭和英樹	総務課長	片田公夫
行政改革室	長	山宮富士男	町民課長	渡辺力	
企画財政課	長	鈴木高吉	産業課長	遠藤忠	
出納室	長	市川忠利	建設課長	伊藤守	
福祉保健課	長	中澤俊雄	子育て支援課長	赤池和希	
水道課	長	井上隆雄	環境下水道課長	佐野雅仁	
下部支所	長	赤池善光	学校教育課長	赤池一博	
生涯学習課	長	佐野治仁	身延支所長	広島法明	
観光課	長	望月治雄	土地対策課長	望月和永	
社協事務局	長	佐野文一	峡南衛生組合所長	大野久方	
富士川地域身延線沿線 観光振興協議会		柴原信一			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、朝のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を行います。

総務常任委員長、川口福三君。

○総務常任委員長（川口福三君）

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

総務常任委員会委員長の報告は、終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員長に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、請願第2号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願については、採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第84号 身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約について

議案第85号 財産の取得について

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、3件を一括上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の説明を行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、平成18年身延町議会第2回定例会の追加提出議案について、説明をさせていただきます。

まず、議案第84号でございます。

議案第84号 身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約について

身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事

2. 契約の方法 指名競争入札による契約

3. 契約金額 金7,087万5千円

4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町波木井135

近藤工業株式会社 代表取締役社長 近藤憲央

平成18年6月22日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第85号 財産の取得について。

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年身延町条例第50号）第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 物品（消防用備品）

2. 物品名および数量 消防ポンプ自動車 1台

3. 購入金額 金1,639万8,710円

4. 購入先 山梨市万力827-2

三和防災株式会社

平成18年6月22日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町消防団消防ポンプ自動車を購入するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第2号でございますが、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成18年6月22日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町梅平1648番地

氏 名 望月秀哉

生年月日 昭和9年1月7日生まれ

住 所 山梨県南巨摩郡身延町北川5287番地

氏 名 小林五百子

生年月日 昭和19年10月13日生まれ

住 所 山梨県南巨摩郡身延町宮木517番地

氏 名 高野雅史

生年月日 昭和18年8月20日生まれ

住 所 山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地

氏 名 遠藤和美

生年月日 昭和21年12月15日生まれ

住 所 山梨県南巨摩郡身延町帯金147番地1

氏 名 千須和百合子

生年月日 昭和20年7月20日生まれ

以上の皆さんでございますけど、ちょっと役職等について、ご説明をさせていただきたいと思いますが、まず第1番目の望月秀哉さんでございますが、72歳。皆さん方もすでにご存じでございますが、元郵政省職員ということで、身延町議会議員、現職でございます。そして人権擁護委員を現職でお務めいただいております。再任でございます。

次に小林五百子さんですが、61歳。この方も、やはり人権擁護委員の現職でお務めいただいております。再任でございます。

高野雅史さん、62歳でございますが、役職は中富町立原小学校校長を平成16年3月31日に退職をされまして、現在、平成18年度の宮木区長をお務めいただいております。新任でございます。

次に、やはり新任でございますが、遠藤和美さん。59歳。役職等でございますが、元身延町立身延南小学校教諭。平成14年3月31日に退職をされております。現在、身延町行政改革推進委員会委員、平成17年5月25日から20年の3月31日までが、この任期でございます。

次にやはり新任でございますが、千須和百合子さん。60歳でございます。役職でございますが、元下部町・中富町・身延町合併協議会委員。現在でございますが、男女共同参画プラン策定委員会委員長をお務めいただいております。

以上でございます。よろしくご審議をいただき、可決、またご同意を頂戴いたしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第84号、議案第85号について、企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

議案第84号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議員さんのお手元のほうに、議案第84号関係資料というのをお配りいただいておりますの
で、これによりまして、説明をさせていただきます。

工事名は、身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事であります。

工事個所は、身延町大字下山字川除下地内であります。

予定価格は、7,110万円でございます。

入札は、6月13日に行われました。役場の本庁舎で開催をされました。

入札に参加した業者名は、記載のとおり、扶桑建設、それから松井組工友、旭工業、近藤工
業、それから小林建設、身延工業、川口建設、それから望月建設、以上の8社でございます。

入札は1回で行われまして、落札者が近藤工業株式会社に決定いたしました。

落札額6,750万円ということで、これは税抜きでございます。

仮契約を同日に行っております。

仮契約額、消費税を含んで7,087万5千円であります。

工期は、議決の日の翌日ということです。

それから完成の予定とすれば、10月13日。

工事概要は、記載のとおりでございます。

プールを25メートルの11メートル。また、サブといたしまして、8メートルの5メート
ルの設置でございます。

工事の金額によりまして、議決が必要になりましたので、提出をいたしました。

それから議案第85号でありますけども、やはりお手元の資料をご覧ください。

物品の取得ということで、消防ポンプ自動車を1台、購入をしたいところでございます。

見積もりの依頼につきましては、5月31日に発送いたしまして、6月12日提出というこ
とで、記載のとおり、見積もり業者4社となりました。三和防災、それから中村ポンプ工作所、
東ポン商会、それから東八防災、以上の4社であります。

6月12日に役場において、開札をいたしまして、三和防災株式会社に決定をしました。

仮契約金額ということで、1,639万8,710円。これは消費税込みであります。

納入期限といたしましては、11月30日。役場に納入ということであります。

この消防ポンプ自動車については、下部の第1分団第3部、いわゆる湯町でありますけども、
ここに配備をする予定であります。

車両等の概要については、記載のとおりであります。四輪駆動、それからいすゞオーバ
ー型とございますけども、いすゞのあとに「キャブ」という言葉を足してください。いすゞキャ
ブオーバー型の高床の4,770ccです。ポンプはA2級ということでございます。

なお、現有のポンプにつきましては、昭和60年の3月に購入をされた、21年経過したも

のでありました。

以上、備品の購入、700万円以上ということで議決が必要になりましたので、審議をよろしくをお願いします。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

以上、提出議案の説明が終了いたしました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

議案第84号について、質疑を求めます。

質疑ございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第84号について、1点だけ質問をさせていただきます。

予定価格が7,110万円という中で、落札価格が6,750万円。その比率が94%という、非常に入札価格が高いところに落ちたわけでありますけども、8社ありますね、ここに。そこで、8社の、1回目の入札で落札しているわけでありますけども、各社の願末書、各社の入札価格について、ここで公表を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木高吉君）

それでは、質問にお答えをいたします。

金額を申し上げますので、よろしくをお願いします。

扶桑建設につきましては、6,800万円でありました。松井組工友については6,840万円でございます。それから旭工業については、6,790万円であります。近藤工業は6,750万円であります。それから小林建設は6,900万円あります。身延工業は6,965万円あります。川口建設は6,900万円でございます。望月建設は7千万円ちょうどございました。

以上の結果でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第85号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は質疑を省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

議案第84号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第85号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は討論を省略いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号 身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、同意第2号 人権擁護委員候補者、山梨県南巨摩郡身延町梅平1648番地、望月秀哉氏、昭和9年1月7日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町北川5287番地、小林五百子氏、昭和19年10月13日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町宮木517番地、高野雅史氏、昭和18年8月20日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地、遠藤和美氏、昭和21年12月15日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町帯金147番地1、千須和百合子氏、昭和20年7月20日生まれの5名に同意することに決定いたしました。

追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを行います。

産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会活性化等調査検討特別委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

以上4委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会活性化等調査検討特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(依田光弥君)

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成18年6月定例会、19日に招集をされまして、本日まで4日間。議員各位の真摯なお取り組みの中で、当局の提案に関わる専決処分の承認を求めることについての報告第9号から報告第13号までの5件、議案第69号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について、議案第70号 身延町町営駐車場条例の制定について、議案第71号 平成18年度身延町一般会計補正予算(第2号) さらに議案第72号から議案第80号までの各特別会計補正予算9件、そして議案第81号から議案第83号、身延北小学校建築に関わる工事請負契約の一部変更についての3件につきまして、ご熱心なご質疑・ご討論を得まして、それぞれ原案どおり可決決定をいただきました。

さらに追加提出をいたしました議案第84号 身延町立身延北小学校屋外プール新築建築主体工事請負契約について、議案第85号 財産の取得について、また同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、それぞれ原案可決、同意をいただきました。誠にありがとうございました。

各議案に関わる審議等におきまして、さらに一般質問等、行政運営についてのご叱正、ご提言、ご意見を真摯に受け止めさせていただきました。施政報告でも申し上げました諸事業を遂行するため、さらなる行政改革を進め、財政の健全化、住民サービスの向上等、積極的に取り組んでまいりますので、議員各位のご指導・ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

特に中部横断自動車道事業の推進につきましては、推進会議を構成いたします国土交通省、中日本高速道路株式会社、地元自治体のもとに新直轄推進チームにおいて、地元協議、用地取得、工事等を促進いたしまして、総力を挙げて、事業を推進してまいりたいと思いますので、議員各位のご協力を、重ねてお願いを申し上げたいと存じます。

なお、平成17年度の各種会計決算見込みについて、報告をさせていただきたいと思いますが、5月末日が出納閉鎖期でありますので、その結果、決算見込みが明らかになりました。先に専決処分をさせていただきました老人保健特別会計、翌年度、繰上剰余金を除きまして、一

般会計、特別会計22の計23会計、厳しい財政中でありましたが、実質収支がそれぞれ黒字で健全性を示しておるところであります。監査委員さんにまだ、監査をお願いする前でございますが、とりあえず、皆さん方にご報告をさせていただきたいと思えます。

4日間にわたっての議員各位の真摯な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。いよいよ梅雨本番を迎えますが、どうぞ健康にご留意をいただきまして、ご活躍をいただきますよう、ご祈念を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

今回の議会、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案はすべて議了いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

これもちまして、平成18年第2回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでございました。

最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時30分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上